

民主主義

上

文 部 省

はしがき

今の世の中には、民主主義といふことばがはんらんしている。民主主義といふことはならば、だれもが知っている。しかし、民主主義のほんとうの意味を知つてゐる人がどれだけあるだろうか。その点になると、はなはだ心もとないといわなければならない。

では、民主主義とはいつたいなんだろう。多くの人々は、民主主義といふのは政治のやり方であつて、自分たちを代表して政治をする人をみんなで選挙することだと答えるであろう。それでも、民主主義の一つの現われであるには相違ない。しかし、民主主義を單なる政治のやり方だと思うのは、まちがいである。民主主義の根本は、もっと深いところにある。それは、みんなの心の中にある。すべての人間を個人として尊厳な價値を持つものとして取り扱おうとする心、それが民主主義の根本精神である。

人間の尊さを知る人は、自分の信念を曲げたり、ボスの口車に乗せられたりしてはならないと思うであろう。同じ社会に住む人々、隣の國の人々、遠い海のかなたに住んでいる人々、それらの人々がすべて尊い人生の嘗みを続けていることを深く感する人は、進んでそれらの人々

と協力し、世のため人のために働いて、平和な住みよい世界を築き上げて行こうと決意するであろう。そうして、すべての人間が、自分自分の才能や長所や美德を十分に發揮する平等の機会を持つことによって、みんなの努力でお互の幸福と繁栄とをもたらすようになるのが、政治の最高の目標であることをはつきりと悟るであろう。それが民主主義である。そうして、それ以外に民主主義はない。

したがって、民主主義は、きわめて幅の廣い、奥行きの深いものであり、人生のあらゆる方面で実現されて行かなければならないものである。民主主義は、家庭の中にもあるし、村や町にもある。それは、政治の原理であると同時に、経済の原理であり、教育の精神であり、社会の全般に行きわたつて行くべき人間の共同生活の根本のあり方である。それを、あらゆる角度からはつきりと見きわめて、その精神をしつかりと身につけることは、決して容易なわざではない。複雑で多方面な民主主義の世界をあまねく見わたすためには、よい地図がいるし、親切な案内書がいる。そこで、だれもが信頼できるような地図となり、案内書となることを目的として、この本は生まれた。

これから日本にとって、民主主義になりきる以外に、國として立つて行く道はない。こ

れからの日本人としては、民主主義をわがものとする以外に、人間として生きて行く道はない。それは、ボッダム宣言を受諾した時以来の堅い約束である。

しかし、民主主義は、約束だからというのでしかたなしに歩かせられる道であつてはならない。それは、自分から進んでその道を歩こうとする人々に対してのみ開かれた道であり、その人たちの努力次第で、必ず繁栄と建設とに導く道である。われ〜日本國民は、自ら進んで民主主義の道を歩み、戦争で一度は見るかげもなくなった祖國を再建して、われ〜自身の生活に希望と繁栄とを取りもどさなければならない。ことに、日本を再建するというこの仕事は、今日の少年少女諸君が、この本を読んで、民主主義の理解を深められることを切望する。そして、納得の行つたところ、自分で実行できるところを、直ちに生活の中に取り入れて行つていただきたい。なぜならば、民主主義は、本で読んでわかつただけでは役に立たないからである。言い換えると、人間の生活の中に実現された民主主義のみが、ほんとうの民主主義なのだからである。

目 次

はしがき

第一章 民主主義の本質

- | | |
|-------------|----|
| 一 民主主義の根本精神 | 1 |
| 二 下から上への権威 | 1 |
| 三 民主主義の國民生活 | 9 |
| 四 自由と平等 | 13 |
| 五 民主主義の幅の廣さ | 17 |

第二章 民主主義の発達

- | | |
|-------------------|----|
| 一 古代の民主主義 | 16 |
| 二 イギリスにおける民主主義の発達 | 31 |
| 三 アメリカにおける民主主義の発達 | 59 |
| 四 フランスにおける民主主義の発達 | 64 |

第三章 民主主義の諸制度

- | | |
|--------------|----|
| 一 民主主義と反対の制度 | 74 |
|--------------|----|

目 次

一一

- 二 民主政治のおもな型.....四九
- 三 イギリスの制度.....五〇
- 四 アメリカの制度.....五一
- 五 スイスの制度.....五二

第四章 選 挙 権

- 一 國民の代表者の選挙.....四七
- 二 選挙の方法.....四八
- 三 選挙権の拡張.....四九
- 四 婦人参政権.....五〇
- 五 選挙の権利と選挙の義務.....五一

第五章 多 数 決

- 一 民主主義と多数決.....三三
- 二 多数決原理に対する疑問.....三四
- 三 民主政治の落し穴.....三五
- 四 多数決と言論の自由.....三六
- 五 多数決による政治的進歩.....三七

第六章 目ざめた有権者

- 一 民主主義と世論.....九
- 二 宣傳とはどんなものか.....一〇
- 三 宣傳によって國民をあざむく方法.....一一
- 四 宣傳機関.....一二
- 五 報道に対する科学的考察.....一二

第七章 政 治 と 国 民

- 一 一人任せの政治と自分たちの政治.....二八
- 二 地方自治.....二九
- 三 國の政治.....三〇
- 四 政 党.....三一
- 五 政党政治の弊害.....三二

第八章 社会生活における民主主義

- 一 社会生活の民主化.....三三
- 二 個人の尊重.....三四

目 次

三

目次

三 個人主義	四
四 権利と責任	五
五 社会道德	六

第九章 経済生活における民主主義

一 自由競争の利益	二
二 独占の弊害	三
三 資本主義と社会主義	四
四 統制の必要とその民主化	五
五 協同組合の発達	六
六 消費者の保護	七

第十章 民主主義と労働組合

一 労働組合の目的	二
二 労働組合の任務	三
三 産業平和の実現	四
四 國体交渉	五
五 日本の労働組合	六

六 労働組合の政治活動	一九
-------------	----

第十一章 民主主義と独裁主義

一 民主主義の三つの側面	二〇
二 民主主義に対する非難	二八
三 民主主義の答	三一
四 共産主義の立場	三三
五 プロレタリアの独裁	三五
六 共産主義と民主主義	三六

索引

第一章 民主主義の本質

民主主義の根本精神

民主主義は、ちかごろたいへんはやりことばとなつて來た。だれしもが、口を開けば民主主義を言い、筆を取れば民主化を論ずる。そういうことばを聞き、それらの議論を読んでいると、世の中がまわり舞台のように根こそぎ民主主義に変わつてしまつたようにみえる。独裁者は地球上から死に絶え、封建主義も人の心からぬぐつたように消えさせたかの觀がある。

しかし民主主義ということばにはいろいろな意味がある。このことばの用いられる方面はますます廣くなつて來たし、それだけに、人によつてこれを理解するしかたもきわめてまち／＼である。したがつて、民主主義とはおよそ反対なものを民主主義だといつて、それを人々に強要する場合もある。すつかり民主化されたはずの世の中に、はなはだ非民主的な権力を持つたボスがいたり、親分・子分の關係が支配していたりすることもある。だから、民主主義ということばがはやつてゐるから、それで民主主義がほんとうに行われていると思つたら、とんでもないまちがいである。たいせつなことは、ことばではなくて、実質である。それでは、いつたい、ほんとうの民主主義とはどんなものであろうか。

民主主義とは何かということを定義するのは、非常にむずかしい。しかし、その点をはつきりとつかんでおかないと、大きな食い違いが起る。民主主義を正しく学び、確實に実行すれば、繁栄と平和とがもたらされる。反対の場合には、人類の將來に戦争と破滅とが待っている。人類の住むところは、地球上のこの世界以外にはない。これを、生きとし生けるすべての人間にとつての住みよい、平和な、幸福な、一つの世界に築き上げて行くことができるか、あるいは逆に、これを憎しみと争いと死の恐怖とに満ちた、この世ながらの地獄にしてしまうかの分かれ道は、民主主義をほんとうに自分のものにするかどうかにある。ゆえに、大げさな言い方でもなんでもなく、民主主義は文字通り生か死かの問題である。平和と幸福とを求める者は、何をあいても、まず民主主義の本質を正しく理解することに努めなければならない。

多くの人々は、民主主義とは單なる政治上の制度だと考えている。民主主義とは民主政治のことであり、それ以外の何ものでもないと思っている。しかし、政治の面からだけ見ていたのでは、民主主義をほんとうに理解することはできない。政治上の制度としての民主主義ももとよりたいせつであるが、それよりもっとたいせつなのは、民主主義の精神をつかむことである。なぜならば、民主主義の根本は、精神的な態度にほかならないからである。それでは、民主主義の根本精神はなんであろうか、それは、つまり、人間の尊重といふことにほかならない。

人間が人間として自分自身を尊重し、互に他人を尊重しあうということは、政治上の問題や議員の候補者について賛成や反対の投票をするよりも、はるかにたいせつな民主主義の心構えである。

る。

そういうと、人間が自分自身を尊重するのはあたりまえだ、と答える者があるかもしれない。しかし、これまでの日本では、どれだけ多くの人々が自分自身を卑しめ、たゞ権力に屈従して暮らすことに甘んじて來たことであろうか、正しいと信ずることをも主張しえず、「無理が通れば道理引っこむ」と言い、「長いものには巻かれろ」と言って、泣き寝入りを続けて來たことであろうか。それは、自分自身を尊重しないというよりも、むしろ、自分自身を奴隸にしてはゞからない態度である。人類を大きな不幸におとしいれる專制主義や独裁主義は、こういう民衆の態度をよいこにして、その上にのさばりかえるのである。だから、民主主義を体得するためにまず学ばなければならぬのは、各人が自分自身の人格を尊重し、自らが正しいと考えるところの信念に忠実であるという精神なのである。

ところで、世の中は、おゝぜいの人々の間の持ちつ持たれつの共同生活である。したがって、自分自身を人間として尊重するものは、同じように、すべての他人を人間として尊重しなければならない。民主主義の精神が自分自身を人間として尊重するにあるからといって、それをわがままかつてな利己主義と取り違える者があるならば、とんでもないまちがいである。自らの権利を主張する者は、他人の権利を重んじなければならない。自己の自由を主張する者は、他人の自由に深い敬意を拂わなければならない。そこから出て來るものは、お互の理解と好意と信頼であり、すべての人間の平等性の承認である。キリストは、「すべて人に爲られんと思ふことは、人にもま

たそのごとく爲よ。」と教えた。孔子も「ちのれの欲せざるところは、人に施すことなけれ。」と言つた。もしもこの好意と友愛の精神が社会に行きわたつてゐるならば、その社会は民主的である。もしもそれが工場の労働者と使用者との関係にしみこんでいるならば、その工場は民主的である。もしもそれが学校や組合や家庭の人々の間柄を指導しているならば、それらの制度もまた民主的である。政治もまた、この精神を基礎とした場合にのみ、ほんとうの意味で民主的であります。だから、民主主義は、議員を選挙したり、多数決で事を決めたりする政治のやり方よりも、ずっと大きいものである。それは、適用される範囲が非常に廣いものであり、したがつて、外面に現われたその形は、時により、所によつて変化する。しかし、その根本をなしてゐる精神は、いつになつても、どこへ行つても変わることはない。國によつて民主主義が違うように思うのは、その外形だけを見ているからである。同じ民主主義の根本精神がしみわたつて行けば、どんなに職業や、信仰や、人種が違つていても、人と人の間に、同じ一つの理解と協力の関係が生まれる。單に一國の内部だけでなく、別々のことばを話し、異なる文化を持つ違つた民族の間にも、同じように理解と協力の関係がひろまつて行く。そうして、だんくと世界が一つになつて行く。対立と搾取と鬭争のない、たゞ一つの平和な世界が築き上げられて行く。

このように、民主主義の本質は、常に変わることのない根本精神なのである。したがつて、民主主義の本質について、中心的な問題となるのは、その外形がどの種類かということではなく

て、そこにどの程度の精神が含まれてゐるかということなのである。民主主義は、家庭の中にもあるし、学校にもあるし、工場もある。社会生活にもあるし、経済生活にもあるし、政治生活にもある。しかし、どこまでそれがほんものの民主主義であるかが問題なのである。その程度をはかる計りのようなものがあるであらうか。私どもは、合金の中に含まれてゐる純金の分量をはかることができるのである。金とめっきとを見分けることができる。それと同じように、私どもは、社会生活や経済生活や政治生活の中に含まれてゐる民主主義の分量を、ある程度の正確さをもつてはかることはできないものであらうか。金や銀の分量と違つて、民主主義の本質は精神的なものであるから、それをはかることはもとより非常にむずかしい。しかし、民主主義の仮装をつけてのさばつて來る独裁主義と、ほんものの民主主義とをはつきりと識別することは、きわめてたいせつである。いかにむずかしくても、できるだけそれをやつてみなければならぬ。

二 下から上への權威

民主主義の反対は独裁主義である。独裁主義は權威主義ともよばれる。なぜならば、独裁主義の下では、上に立つてゐる者が權威を独占して、下にある人々を思うがまゝに動かすからである。國王や、独裁者や、支配者たちは、あるいは公然と、あるいは隠れて、事を決し、政策を定め、法律を作る。そうして、一般の人々は、ことのよしあしにかゝわらずそれに従う。その場合に、權威を独占している人間は、下の人たちにじょうずにお世辞を言つたり、これをあだてた

り、時にはほめたゝえたりするであろう。しかしその人たちはどこまでも臣民であり、臣下である。そうして臣下は、その主人の命令に、その氣まぐれな意志にさえ、無條件に従わせられる。だから独裁主義は、専制主義とか、全体主義とか、ファシズムとか、ナチズムとか、そのほかいろいろな形をとつて現われるが、その間には根本の共通点がある。それは、権威を持っている人間が、普通一般の人々をけいべつし、見おろし、一般人の運命に対して少しも眞剣な関心をいだかないという点である。

専制政治には國王がある。權門政治には門閥がある。金權政治には財閥がある。そういう人々にとつては、一般的の者は、たゞ服従させてあきらめすればよい動物にすぎない。あるいは上に立つてゐる連中の生活を、はなやかな、愉快なものにするための、單なる道具にすぎない。かれらは、こうじう考え方を露骨に示すこともある。その氣持を隠して、体裁だけは四民平等のような顔をしていることもある。しかし結局は同じことである。そこには、ほんとうに人間を尊重するという観念がない。支配者は、自分たちだけは尊重するが、一般人は一段下がつた人間としてしか取り扱わない。一般人の方でもまた、自分たちは一段低い人間であると考え、上からの權威に盲従して怪しまない。

人間社会の文化の程度が低い時代には、支配者たちはその動機を少しも隠そうとしなかつた。部落の酋長や專制時代の國王は、もつと強大な權力を得、もつと大規模な略奪をしたいという簡単明白な理由から、露骨にかれらの人民たちを酷使したり、戦争にかり立てたりした。ところが、

文明が向上し、人知が発達して來るにつれて、専制主義や独裁主義のやり方もだんくとじょうずになつて來る。独裁者たちは、かれらの貪欲な、傲慢な動機を露骨に示さないで、それを道徳だの、國家の名譽だの、民族の繁栄だのといふよそ行きの着物で飾るほうが、いつそう都合がよいし、効果も上げるということを発見した。帝國の光榮を守るといふような美名の下に、人々は服従し、馬車うまのように働き、一命を投げ出して戦つた。しかし、それはいったいなんのためだつたろう。かれらは、独裁者たちの野望にあやつられているとは知らないで、そうすることが義務だと考え、そうして死んで行つたのである。

現にそういうふうにして日本も無謀きわまる戦争を始め、その戦争は最も悲惨な敗北に終り、國民のすべてが独裁政治によつてもたらされた塗炭の苦しみを骨身にしみて味わつた。これからの日本では、そういうことは二度と再び起らないと思うかもしれない。しかし、そう言つて安心していることはできない。独裁主義は、民主化されたはずの今後の日本にも、いつ、どこから忍びこんで來るかわからないのである。独裁政治を利用しようとする者は、今度はまたやり方を変えて、もっとじょうずになるだろう。今度は、だれもが反対できない民主主義といふ一番美しい名まえを借りて、こうするのがみんなのためだと言つて、人々をあやつろうとするだろう。弁舌であひだてたり、金力で誘惑したり、世の中をわざと混乱にあとしいれ、その混乱に乗じてじょうずに宣傳したり、手を交え、品を交えて、自分たちの野望をなんとか物にしようとする者が出来ないとは限らない。そういう野望を打ち破るにはどうしたらいいであろうか。

それを打ち破る方法は、たゞ一つある。それは、國民のみんなが政治的に賢明になることである。人に言われて、その通りに動くのではなく、自分の判断で、正しいものと正しくないものとをかみ分けることができるようになることである。民主主義は、「國民のための政治」であるが、何が、「國民のための政治」であるかを自分で判断できないようでは民主國家の國民とはいわれない。國民のひとりひとりが自分で考え、自分たちの意志で物事を決めて行く。もちろん、みんなの意見が一致することは、なか／＼望めないから、その場合には多数の意見に従う。國民はみんな忙しい仕事を持っているから、自分たちがこれはと思う人を代表者に選んで、その代表者に政治をやらせる。しかし、あくまでも他人任せではなく、自分たちの信念が政治の上に反映するように努める。そうすれば、ボスも、独裁者もはいりこむすきはない。



だから、民主主義は独裁主義の正反対であるが、しかし、民主主義にも決して權威がないわけではない。たゞ、民主主義では、權威は、賢明で自主的に行動する國民の側にある。それは、下から上への權威である。それは被治者の承認による政治である。そこでは、すべての政治の機能が、社会を構成するすべての人々の意見に基づき、すべての人々の利益のために合理的に行われる。政治の上では、万事の調子が「なんじ臣民」から「われら國民」に変わる。國民は、自由に選ばれた代表者を通して、國民自らを支配する。國民の代表者は、國民の主人ではなくて、その公僕である。國民の意志によって作られた法律は、國民自らの生活を規律すると同時に、國民の代表者たちによって行われる政治そのものを規律する。それが、政治の面に表われた民主主義にほかならない。

三 民主主義の國民生活

民主主義の政治組織がどんなものであるかは、第三章で改めて詳しく述べることにしよう。しかし、民主主義の下では、國民の生活はどんな態度で、どんなふうに営まれるか。その点をもう少し明らかにしておくことは、民主主義の本質を理解するために役立つであろう。

前にも言つたように、その根本の精神からいえば、民主主義にはたゞ一つの種類しかない。しかし、政治を民主的に行うための手続きには、二つの型がある。その中でも、廣く行われている型は「代表民主主義」とよばれる。國民の大多数は、会社に勤めたり、田を耕したり、台所や赤ん坊の世話をしたりしなくてはならないから、公の事柄に対してもその時間と精力の一部分をさ

さげうるにすぎない。そこで、かれらは、國会や、市会や、その他そういう政治上の決定を行ふところで、自分たちを正當に代表できる人々を仲間の中から選ぶのである。これに對して、もう一つの型の民主主義では、國民の意見は、代表者を通さないで、直接に政治上の決定の上に示される。すなわち、法律を決めたり、大統領を選んだりするのに、國民の直接の投票を行うというやり方である。これを普通に「純粹民主主義」という。

しかし、この第二の型の民主主義だけを純粹とよぶのは、実はあまり適當でない。民主主義は、権力を握るために國民をせん動したり、自主的な判断を失ってそのせん動に乗せられたりするようなことがない場合にのみ、純粹なのである。國民投票を行うからといって、それで民主主義が純粹になるわけではない。ルソーは、純粹民主主義の熱心な主張者であつたが、國民が奴隸根性になつて、権力者にへつらつたり、その彈圧を恐れたりして、権力者の言うことを無批判な全員一致で迎えるようになることは、最も戒むべき民主主義の墮落であると説いている。

このように民主主義の政治には二つの型があるが、どちらの場合にも、政治の權威は國民にある。言い換えると、政治の方針の最後の決定者は、國民でなければならない。だから、ほんとうの民主主義では、すべての國民、または、少なくとも選挙資格を有するすべての國民が現実に政治に參與するようによくまれる。そうして、有権者の多数の意志を実行するための一番確かな方法は、國民によつて自由に選ばれた代表者が、國民の決めた政治の方針の運用に当たるにある。その場合に、政治の目的が國民の幸福と利益との増進にあること、言い換えれば、すべての政治は公共の福祉のためになされなければならないことは、いうまでもない。エイブラハム・リリンカーンは、この趣旨を簡明に要約して、民主主義は「國民の、國民による、國民のための政治」であると言つた。

もちろん理論だけからいふと、独裁者や「情深い支配者」がその國民に対して、公共の福祉になつた政治をするということは、ありうることであろう。しかし、独裁主義の制度の中に國民のための政治の保障を求めるることは、常に失敗に終つたし、また、いつの時代にも必ずまちがいである。歴史の教えるところによれば、一部の者に政治上の權威の独占を許せば、その結果は必ず独裁主義になるし、独裁主義になると戦争になりやすい。だから、國民のための政治を実現するためのたゞ一つの確実な道は、政治を國民の政治たらしめ、國民による政治を行うことである。政治が國民のものとなるならば、國民は、それを、各人の権利を守りその生活程度を高める方法として用いるであろう。國民が、國民のためにならない政治を黙つて見ているということは、道理としてありえないはずである。

全体主義の特色は、個人よりも國家を重んずる点にある。世の中で一番尊いものは、強大な國家であり、個人は國家を強大ならしめるための手段であるとみる。独裁者はそのため必要とあれば、個人を犠牲にしてもかまわないと考へる。もつとも、そう言つただけでは、國民が忠実に働くかないといけないから、独裁者といわれる人々は、國家さえ強くなれば、すぐに國民の生活も高まるようになると約束する。あとでこの約束が守れなくなつても、言いわけはいくらでもでき

る。もう少しのしんぼうだ。もう五年、いや、もう十年がまんすれば、万事うまく行く、などと
言う。それもむずかしければ、現在の國民は、子孫の繁栄のために犠牲にならなければならない
と言う。その間にも、独裁者たちの権力欲は際限もなくひろがつて行く。やがて、祖國を列國の
包囲から守れとか、もつと生命線をひろげなければならない、とか言つて、いよいよ戦争をする
ようになる。過去の日本でも、すべてがそういう調子で、一部の権力者たちの考へている通りに
運んで行つた。

つまり、全体主義は、國家が榮えるにつれて國民が榮えるといふ。そうして、戦争という大ば
くちを打つて、元も子もなくしてしまう。

これに反して、民主主義は、國民が榮えるにつれて國家も榮えるという考え方の上に立つ。民
主主義は、決して個人を無視したり、軽んじたりしない。それは、個人の價値と尊嚴とに対する
深い尊敬をその根本としている。すべての個人が、その持つている最もよいものを、のびのびと
發展させる平等の機会を與えられるにつれて、國民の全体としての知識も道徳も高まり、經濟も
盛んになり、その結果として必ず國家も榮える。つまるところ、國家の繁栄は主として國民の人
間としての強さと高さとによつてもたらざれるのである。

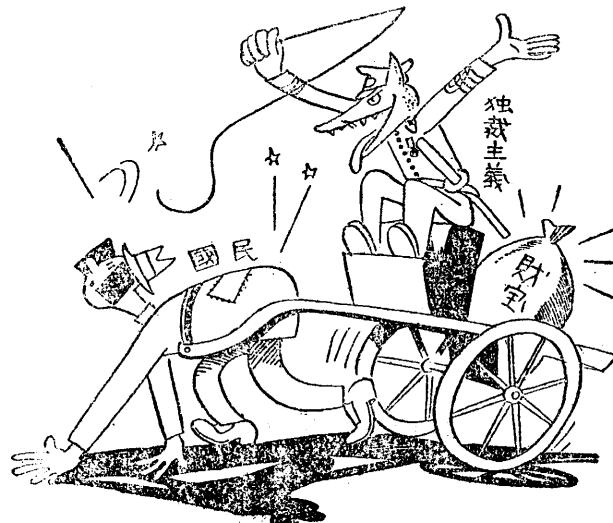
四 自由と平等

民主主義は、國民を個人として尊重する。したがつて民主主義は、社会の秩序および公共の福

祉と両立する限り個人にできるだけ多くの自由を認める。各人が生活を經營し、幸福を築き上げ
て行くことは、他人に譲り渡すことのできない自然の権利であるとみる。

しかし、持ちつ持たれつのこの世の中では、こうした自由および権利と照應して、社会の一員
として守るべき義務があることは当然である。民主主義は、ひろく個人の自由を認めるが、それ
をかゝつて氣まゝと混同するのは、たいへんなまちがいである。事実、民主主義は、他人の権利を
害しない限り、個人が自分の好きなように幸福を求めるなどを認め、それを奨励する。私ども
は、自分の思うところに従つて、宗教を信じ、政党を選び、ものを書き、また、語る。けれど
も、私どもは、自分がそういう自由を、喜びをもつて受けければ受けるほど、絶えず私どもの隣人の、
ひろくはすべての國民の、同様の自由と権利とを尊重しなければならないと思うであろう。大き
な自由が與えられれば與えられるだけ、それだけ、その自由を活用して、世の中のために役立つ
ような働きをする大きな責任があるというのが、民主主義の根本の考え方である。自分に與えら
れた自由を、社会公共の福祉のために最もよく活用するという心構えがなければ、いかなる自由
も、ぶたに與えた眞珠にすぎない。

民主主義が重んずる自由の中でも、とりわけ重要な意味を持つものは、言論の自由である。事
実に基づかない判断ほど危険なものはないということは、日本人が最近の不幸な戦争中いやとい
うほど経験したところである。ゆえに、新聞は事實を書き、ラジオは事實を傳える責任がある。
國民は、これらの事実に基づいて、各自に良心的な判断を下し、その意見を自由に交換する。そ



れによつて、批判的に物事を見る目が養われ、政治上の識見を高める訓練が與えられる。正確な事實についてかゝづに議論をたゝかわせ、多数決によつて意見の帰一点を求める、経験を生かして判断のまちがいを正して行く。ことわざにも、「三人寄れば文殊の知恵。」といふ。まして高い教養を持った國民のすべてが、自由な言論を基礎として共同の眞理を発見するために不断の協力を続けて行くならば、物事の正しい筋道を見いだすことのできないはずはない。かようには、國民によつて見いだされた物事の正しい筋道こそ、政治のかじを取つて行く國民生活のらしん盤である。

これに反して、独裁主義は、独裁者にとつて都合のよいことだけを宣傳するために、國民の目や耳から事實をあゝい隠すことに努める。正確な事實を傳える報道は、統制され、差し押さ

えられる。そして、独裁者の氣に入るような意見以外は、あらゆる言論が封ぜられる。たとえば馬車うまを見るがよい。御者はうまが右や左を見ることができないように、目隠しをつけ。そうして御者の思う通りに走らなければ、容赦なくむちを加える。うまならば、それでもよい。それが人間だったらどうだろう。自分の意志と自分の判断とで人生の行路を切り開いて行くことができないところには、民主主義の榮えるはずはない。

自由と並んで民主主義が最もたいせつにするのは、人間の平等である。民主主義は、すべての國民を個人として尊重する。すべての個人が尊嚴なものとして取り扱われる以上、その間に最初から差別を設けるということは、あくまでも排斥されなければならない。民主主義が発達するまでは、人間の世の中には生まれながら上下の差別があった。そこでは、あの人は貴族だから、名門の出だからといって敬われる。どんなにすぐれた人物でも、生まれが卑しければ、一生下積みの境遇に甘んぜざるを得ない。そんな不公平なことがあろうか。どんな生まれであろうと、人間の生命の重ぜられるべきことに変わりはなく、人格の尊ぶべきことにへだてはない。人間のねうちは、身分や門地で決まるものではないのである。だから、ほんとうの民主主義の世の中になれば、門閥といふものはなくなる。人種や身分や財産による差別もなくなる。すべての人間が、同じ人間として、知識をみがき、能力を伸ばす同じ機会を與えられるというのは、民主主義の高貴な理想である。

しかし、すべての人間を平等に取り扱うということは、たゞ單に理想として正しいだけではな

い。その方が、はるかに社会生活の実益にもかなうのである。なぜならば、だれにでもその才能を伸ばす平等な機会が與えられれば、それによつて、知識や人物の豊富な鉱脈が掘り出されることになり、そのために國民全体が、經濟的にも文化的にも富むようになる。シーエクスピアは、貧しい肉屋と、自分の名まえも書けないような女との間の子供として生まれた。シューベルトの父親は百姓であり、母親は嫁に來るまで女中だった。大科学者のファラデイは納屋で生まれた。父は病身のかじ屋であり、母は一介の勤労女性であった。これらの人たちは、まだ民主主義の発達しない時代に生まれて、それ／＼の天才を發揮した。まして、すべての人々に平等に学ぶ機会が與えられれば、國民の中からどれだけ多くの人材が掘り出されることだろう。今まで多くは低い教育しか授けられなかつた女性の中からも、キューリー夫人のような人がだん／＼と出るであろう。世の中はそれだけ明かるく、國民の生活はそれだけ高くなつて行くのだ。

人間の平等とは、かように、すべての人々にその知識や才能を伸ばすための等しい機会を與えることである。その機会をどれだけ活用して、各人の才能をどこまで向上させ、發揮させて行くかは、人々それ／＼の努力と、持つて生まれた天分とによつて大きく左右される。その結果として、人々の才能と実力とに應じた社會的地位の相違ができる。それは当然のことである。だから、民主主義は人間の平等を重んずるからといって、人々が社會的に全く同じ待遇を受けるのだと思つたら、大きなまちがいである。すぐれた能力を持つ人、學識経験の豊かな人と、無爲無能で、しかも怠惰な人物とが、全く同じに待遇されるというようなことでは、正しい世の中でもなんでもない。それは、いわゆる惡平等以外の何ものでもない。公正な社會では、德望の高い人は、世人に推されて重要な位置につき、惡心にそゝのかされて國法を破つた者は、裁判を受けて処罰される。むかし、ギリシアの哲學者アリストテレスは、人間の價値に應じて各人にそれ／＼ふざわしい經濟上の報酬と精神的な名譽とを分かつことが、正義であると說いた。民主主義的な正しい世の中は、人間のねうちに應じた適正な配分の上に立ち立てられなければならぬ。

五 民主主義の幅の廣さ

これまで、述べて來たところによつて、民主主義とはどんなものであるかについて、あゝよそ見当はついた。それと同時に、民主主義が非常に幅の廣いものであることも、理解できたことと思う。

繰り返して言うと、民主主義は、決して單なる政治上の制度ではなくて、あらゆる人間生活の中にしみこんで行かなければならぬところの、一つの精神なのである。それは、人間を尊重する精神であり、自己と同様に他人の自由を重んずる氣持であり、好意と友愛と責任感とをもつて万事を貫ぬく態度である。この精神が人的心に廣くしみわたつてゐるところ、そこに民主主義がある。社會も民主化され、教育も民主化され、經濟も民主化される。逆に、この精神に欠けてゐるならば、いかににぎやかに選挙が行われ、政黨がビラをまき、議會政治の形が整つても、それだけで民主主義が十分に実現されたということはできない。だから、ほんとうの民主主義は、宮

殿や議会の建物の中で作られるものではない。もしもそれが作られるものであるとするならば、民主主義は人々の心の中で作られる。それを求め、それを愛し、それを生活の中に実現して行こうとする人々の胸の中こそ、民主主義のほんとうの住み家である。

政治上の制度の上だけでは、民主主義は決して完成されえないことを知るために、政治と経済との関係を考えてみよう。

公明な政治が行われるために、正確な事実の報道と、それに基づく自由な言論とが何よりもたいせつであることは、前に述べた通りである。しかし、それだけでは足りない。それと並んでぜひとも備わらなければならない條件は、國民の經濟生活の向上である。國民の大多数が窮乏のどん底にあって、その日その日のパンに追われているようでは、人間として必要な教養を積むこともできないし、政治上の識見を高める余裕もない。そういう状態で民主政治の出来るはずのないことは、だれの目にも明らかである。少数の金持は、そこを利用して報道機関を買収し、あるいは世論をあるように宣傳して、金権政治を行おうとするであろう。逆にまた、民衆のためを囲ると称して、実は少數の支配者の手に権力を握ろうとする者は、生活にあえぐまゝの國民をせん動して、政治の方向を思うつぱに引っ張りこもうとするであろう。だから、經濟上の機会を均等にし、國民の生活を高めるための經濟上の民主主義が行わなければ、いかに選挙で代表者を決め、いかに議会で法律を作つても、健全な民主政治は育たない。

經濟上の民主主義についてと同様のことが、社会生活における民主主義や教育における民主主

義についてもいわれなければならない。しかし、それらの詳しい点は、これから先のいろいろな章でだん／＼と説明して行くこととしよう。こゝでは、民主主義が政治的組織よりもはるかに幅の廣いものであること、あらゆる民主主義の根底が、同胞に対する人間の精神的な態度にあることがわかれれば、それで十分である。

今や日本は、新しい憲法を持っている。この憲法は、確かにりっぱな憲法である。しかし、どんなにりっぱな憲法ができるても、それがどのように莊嚴に公布されても、それだけで民主主義がひとりでに動き出すものではない。どのような憲法も、法律も、政府の組織も、それだけで眞の民主主義をもたらしたためではない。民主主義は、廣く國民に行きわたつた良識と、それに導かれた友愛・協力の精神と、額に汗する勤勉・努力によつて自らの生活を高く築き上げて行こうとする強い決意とから、そうして、たゞそれのみから生まれて來るのである。

第一章 民主主義の発達

一 古代の民主主義

人はよく、民主主義の政治は遠く古代ギリシアおよびローマから始まる、と言う。デモクラシーといふことは、ギリシア語のデモスークラートスから出た。デモスは國民であり、クラートスは支配である。そして、單にことばだけでなく、ギリシアの都市國家、たとえばアテネでは、実際に國民の會議による政治が行われていた。また、ローマは、最初のうちは王政であったが、紀元前五百年ごろから共和政になつた。そして、自由人たちの組織する民会や元老院があつて、そこで政治上および法律上の決定を行つていたのである。だから、單に政治の形態だけからいえば、民主主義の起源はギリシアやローマにあるといつても、あながちまちがいではない。けれども、それらの古代國家には、一般的の國民すなわち市民の外に、多数の奴隸があつた。市民は自由を認められ、いろいろな権利を持つていたが、奴隸は全くそうではなかつた。かれらは、家畜のように、また、物品のように、持ち主の思うまゝに賣られたり買われたりしていた。奴隸は、家畜や物と同じように、その持ち主の財産であり、持ち主の意のまゝに働くためにのみ生きていたのである。かれらは、人間でありながら、人間でなかつた。そのような世界に、どうしてほんとうの意味での民主主義がありえよう。奴隸を持つ國民が行う政治は、決してほんとうの民主政治ではない。人間が相手の人格を認めないで、自分の思うがまゝに行動し、他の人々を支配するところには、眞の民主主義はない。

だから、民主主義の発達は、西洋でも近世をまたなければならなかつた。近世になつて、一番早く民主主義の進歩しはじめたのは、イギリスである。ついで、アメリカ合衆國が独立し、フランス革命が行われた。しかし、それらの國々でも、決して一足とびに民主主義の世の中になつたわけではない。せいの人々の長い間の努力と、國民の間にだん／＼高まつて來た政治上の自覚とが、次第に民主主義の社會を築き上げて行つたのである。その歴史的な發達の跡を、しばらく振り返つてみることにしよう。

二 イギリスにおける民主主義の発達

むかし、サクソン人の王たちがこの國を治めていた時代にも、イギリスの國民はある程度の地方自治の下にあつた。しかし、國全体としてある程度の自治が行われるようになつたのは、第十世紀の半ば過ぎになつて、この國にノルマン人たちが入りこみ、この國を征服して治めるようになつてからのことである。もちろん、それは、自治といつてもきわめて低い程度のものであつた。その、わずかな芽ばえのような自治が、あらゆる権力の圧迫とたゞかって、今日のイギリスのたくましい民主主義の大木にまで育ち、そびえるためには、約九百年の歲月を必要とした。

この國を征服して治めるようになったノルマン人の王は、ウイリアム征服王とよばれた。この王は、強い支配力を持った、ぬけめのない人で、諸地方を領有する封建諸侯を手なづけ、それによつて王の地位を強固なものにするという政策を探つた。そのころのイギリスには、バロンとよばれる多くの貴族がいて、その貴族たちがそれ／＼領地を專制的に治め、ちょうど日本の徳川時代の藩の制度のようになつてゐたのである。ウイリアムは、一方では、これらの貴族たちが互に力を合わせたり、ひとりで王に対抗できるほどに強くなつたりしないように努めた。しかし、またその反面では、貴族たちが王の権力に心服するように、いろいろな権利をこれに與え、そのきげんをとることも忘れなかつた。

ところが、そののち百五十年ばかりたつて、その当時のジョン王が、貴族を無視して自分の思うがままの政治を行い、ウイリアムが貴族たちに対して認めていた権利を奪ふうとしたので、貴族は大いに怒つて王に反抗し、王に迫つて、再びそういう暴政を行うことがないような約定書を作らせた。これが有名な大憲章マグナカヌムであつて、そのできたのは一二一五年のことである。

この大憲章は、イギリス人の「自由のとりで」とよばれて來た。ある点では、それはまさにその通りである。なぜならば、大憲章には、王が税を取り立てるには、原則として議会の承認を受けること、自由民は、法律や適法の裁判によらないで捕えられたり、財産を奪われたり、禁錮シムクされたり、追放されたりしてはならないこと、王は自由民に対して武力を用いたり、正当な権利を否認したりしないこと、などが定められた。そうして、これらの約束を王に守らせるために、貴族は

自分たちの組織する会議でこれを監視し、王が約束を破つた場合には、この会議は王に抗議し、それでもなお王が改めない時には、貴族は全國の平民とともに王の財産を差し押さえたり、その他の方で、王を苦しめることができるものとされたからである。しかし、この文書の直接の目的は、國民の自由を増進し、その運命を改善するにあつたということはできない。というのは、それはむしろ、貴族たちの特權を、王の侵害から守ることを主眼としていたからである。

このように、大憲章は、王と貴族との間に取りかわされた、封建的な文書にすぎないものではあつたが、それでも、大憲章ができたことは、イギリスの歴史にとって大きな意味を持つ出来事であった。王の権力は、これによつてある程度まで拘束をうけることになり、王の権力の上には、王といえども守らなければならない規律が設けられたわけである。そうして、もしも王がこの規律にそむいた時には、國民は実力で、王のこのような行爲を正すことが、公然と許されることになつたのである。したがつて、それは、そののち幾百年、イギリスの議会の力を大きくするためのたゞかいの武器として役立つた。

イギリスの議会に加わる者の範囲は、だん／＼とひろげられて行つたが、それには代々の王もあずかつて力がある。しかし、王が議会を保護し、議会を育てるのに力を盡くしたように見えるのは、ほんとうは、國民に対する愛や民主主義への熱望から出ているのではなかつた。それは、むしろ、金錢への愛による場合の方が多かつたのである。といふのは、王たちは、貴族からだけでは十分に金を集めることができなかつたので、租税を取り立てる範囲をひろげる道具として議

会を利用し、租税を納める者の数をふやしたのである。したがつて、王権が強化された時にも、王たちは議会を廢止しなかつた。かれらは、それを存続させて、よろしくこれを利用しようとしたのである。王たちは、議会の協賛を得ることによつて、王の意志を國民の意志らしく見せかける方が、政治を行うのに都合がよいと考えたのである。

だから、イギリスに議会が生まれても、初めのうちは國民の代表者によつて作られたものではなかつた。イギリスの議会は二院制で、貴族院と庶民院とから成り立つてゐるが、貴族院の方は最初から、貴族の、貴族による、貴族のための組織であつたし、庶民院は決してその名のような庶民的なものではなかつた。肉屋やパン屋や農民のような「庶民」からその名が出たのではなく、町といふことばかり出たので、それらの町々を代表する大金持や、その他の地方の財産家たちが、それを組織していたのである。このことは、王が財源を得るために、議会に代表者を送る人たちの範囲をひろげたという由來からも、容易に理解しうるところであろう。

イギリスの民主政治の発達が、支配者たちの我欲や利己心によつて、かえつて促進されたといふことは、興味のある事実である。たとえば、ジョン王のぜいたくと貪欲とは、かれらをかり立てて、貴族を圧迫する無理な政治を行わしめ、その結果として、大憲章に署名しなければならなくなつた。エドワード一世は、貴族から税金を取り立てるだけでは不十分であると考え、もつと廣く財源を富裕な平民の中に求めようとしたために、議会の発達を助長した。更にジエームス一世は、君權の強化を圖ろうとして、自分を神と同一視し、王は神の意志に基づいて統治するので

あるといふ、帝王神權説を唱えたが、その強引な政治がたゞつて、一六四九年に反乱が起り、かれの後継者たるチャールス一世はついに議会によつて死刑に処せられた。

このようにして、議会の力はだん／＼に強くなつて行つたが、その歴史上の発達に重要な一時期を画したのは、権利章典である。権利章典が有効になつたのは、一六八八年の光榮革命の結果である。それによつて、王は、法律を停止または廃止することも、議会の同意なしに税を課することも、できなくなつた。また、議員の選挙は自由になされなければならず、議員は演説や討論について完全な自由を有し、議会はしば／＼開かれなければならないといふ、いろいろな原則が定められた。それは、王の権力を抑制し、議会の地位を高め、國民に対しても多くの自由を保障したところの、憲法的な規定であった。したがつて、この権利章典は、その後アメリカその他の諸國の憲法起草者によつて、参考とされたところが少なくない。

一方、行政をつかさどる制度としては、最初、枢密院が設けられた。枢密院は、王が政治をするに当たつて相談相手とし、その意見をたずねるために設けたものである。王は、やがてその中から更に数人の人々を選んで、あもだつた行政事務についてもつぱらそれらの人々に意見を聞き、かれらが議会に対して持つてゐる勢力を利用して、王の望むような法案を議会で通過させようと図つた。それが、イギリスの内閣の起りである。初めのうちには、王は内閣の閣議に出席してこれを主宰していたが、ついに王の出席はまれになり、大臣たちに政治がゆだねられるようになった。そうして、王の代わりに内閣の中心となつて閣議を司会し、これをまとめて行くもの

ができ、それが内閣総理大臣とよばれるにいたつた。

そのころまでは、王は自分の意にかなつた人々を選んで内閣を作らせ、それと同時に、いろいろな方法で議会を懷柔し、議会が内閣を支持するようにしむけるのが常であつた。したがつて、國を治めるのは王とその大臣たちの仕事であると考えられ、議会が政治の中心となるといふところにまでは、まだ／＼ほど遠かつた。議会は、大臣たちが協賛を求める法律案を、原則としては政治のために必要なものとして承認し、たゞ、國民に不当な政治的圧迫を加え、または、國民の財政上の負担を非常に重くするような法案に反対したり、それを修正したりすることを、おもな任務としていた。

ところが、一七二一年に首相となつたウォールポールは、王の力にたよつて議会をもさえて行く代わりに、いろいろな方法を用いて議員たちをあやつり、庶民院の中にかれを支持する多数党を作り出して、それを足場に政治を行つた。そうして、その内閣が議会の信用を失うにいたつた一七四二年に、まだかれ自身に対する王の信任があつたにもかゝわらず、その職をしりぞいた。イギリスの今日の政党政治の始まりは、こゝにあるといつてよい。

イギリスの議会には、第十七世紀に既に宗教問題に関連してトーリーもよびホイッグの二党が生まれ、それがのちの保守党・自由党となつた。そこへ今述べたようなことが起つて、内閣は議会の多数の信任に基礎をあかなければならぬと考えられるようになつた。多数の議員を持つ政党は、それだけ多くの選挙民の意志と利益とを代表するとみられうる。したがつて、内閣は、議

会の多数党を基礎として政治を行うべきであり、庶民院の多数の信任を失つた場合には、辞職して、新たに選挙を行うのが当然だという考え方が、次第に強くみられるようになつて來た。

しかし、そのような政党内閣制度がほんとうに國民の政府となるためには、選挙権の範囲をひろげる必要がある。ところが、有力な権限を持つ貴族院は、門閥と富の代表であり、庶民院の議員も、ほとんど中流階級上層部の出身であつた。光榮革命のち百五十年近くも、このような人々による権力の独占が続けられていたのである。権力の独占は、一八三二年の選挙法の改正によつて初めて破られた。すなわち、それによつて新たに興つて來た工業経営者たちが、議会に代表者を送ることができるようになつたのである。更に、一八六七年の第二次選挙法改正により、小市民階級および都市の労働者にも選挙権が與えられ、一八八四年の第三次改正によつて、その範囲は鉱山労働者および農業労働者にも拡大された。そうして、第一次世界大戦の終つた一九一八年には、二十歳以上のすべての男子並びに三十歳以上の女子で、一定の財産資格を備えた者に参政権が與えられ、一九二八年に至つて男女平等の完全な普通選挙制がしかれるに至つたのである。

ところで、このように選挙権がひろげられて行つても、それによつて選出されるのは庶民院の議員である。したがつて、それに対する貴族院の勢力が強い問は、議会はまだ／＼ほんとうの國民の意志を代表するものとはいえない。そこで、議会が國民による政治の中心として重きをなすにつれて、庶民院と貴族院との間の争いが激しくなつて來たのは、当然のことである。庶民院には、自由党の進歩主義と保守党の保守主義との対立があるのでに対して、貴族院の空氣が特に保守

的であることは、いうまでもない。ゆえに、この争いは、自由党が庶民院の多数をしめて内閣を組織した場合に、特に激化する。かくて、一九〇九年に、自由党内閣が有産者階級に対し大増税を行うために金錢法案を提出した時、貴族院がこれを否決したのが機会となつて、ついに一九一年に國会法の制定を見るにいたつた。それによつて、貴族院は金錢法案を修正または否決することができないばかりでなく、法案が三会期つゞいて庶民院を通過した場合には、その議案は、貴族院が否決しても法律として成立するという原則が認められた。これは、まさしく、貴族院に対する庶民院の優位の確立である。庶民院は、こゝに、名実ともに議会の中心となり、イギリスのすべての政治組織の中心となつたのである。

このイギリスの憲法発達の歴史を通じてみても、民主主義の制度をりっぱに作り上げるためには、いかに長い、しんぼうづよい努力が必要であるかがわかる。近世民主主義の源流たるイギリスも、最初は専制君主の支配する國であった。その、たゞひとりの王の手の中に独占されていた權力が、まず貴族たちに分けられ、ついで都市の大商人や地方の大地主がこれに參與し、次第に小市民や工場労働者や農民へと、權力の主体がひろめられて行つた。そのたびに、國民の權利と自由とを守るために激しいたゞかいが行われたのである。そうして、第二十世紀になつてから、労働者の利益を代表する労働党が庶民院の中に勢力を得て、ついに、労働党内閣も出現する世の中になつた。

「ローマは一日にして成らず」ということばがあるが、イギリスの民主政治は九百年の長きにわたる國民の努力によつて成つたのである。そうして、ローマは帝政の腐敗によつて滅びたが、健全な民主主義の政治は、あらゆるたゞかいに打ち勝つて、人間の運命を希望と幸福の道へと切りひらいて行く。私どもは、この大きな歴史の流れから、汲めども盡きない教訓を学び取らなければならぬ。

三 アメリカにおける民主主義の発達

アメリカ大陸に最初に植民地を作つたヨーロッパ人は、スペイン人であつた。スペイン人のアメリカに対する支配的な影響はずいぶん長く続いたが、その時代を通じて、この新スペインとよばれた新大陸には、民主主義のほんの一かけらも見いだされえない。それは、黄金をたずね求めて海を渡つて行つたスペイン人が、原住民の労働の結実をしばり取つて、たゞひたすらにスペインを富ますための支配であつた。新スペインの総督たちは、中世ヨーロッパの貴族と同じような



絶対の権力を持ち、廣い土地を領有して、そこに住む原住民たちを家畜のようにこきつかつた。やがて、新大陸の生む無限の富の分けまえにあらかるために、フランス人が渡つて来て、封建制度を打ち立てようとしたが、その試みは失敗に終つた。ついで、オランダ人も同じようなことを試みたが、それはフランス人よりもなち成功しなかつた。それは、白人による暴政と残虐の歴史であり、その犠牲となつたのは、原住民であつた。

民主主義のほのかなあけぼのの光が、この新大陸の空にさしはじめたのは、イギリス人がこゝに植民地を作るようになつてからのことである。

そのころ、イギリス本國で次第に有力な地位を占めるようになつて來た商人や貿易業者は、新大陸の富源に着目しだん／＼とこゝへ渡つて來た。そこには、かれらの期待した宝石や黃金はなかつたけれども、地味豊かな廣野があり、もののはいったことのない大森林があり、本國の産業のために必要な豊富な原料があつた。こゝと本國との間に交易がひらかれば、多くの職のない人々に職を與えうるという期待もあつた。ヨーロッパでは、かねてイギリスとスペインとの間に勢力争いがあつたので、これに打ち勝とうとする強い愛國心もはたらいていた。更にまた、イギリス人の独立心や、自由、ことに信仰の自由を求める性格も、植民地の基礎を築くのに役立つた。

これらの植民地の經營は、經營者の利益を目指しとして営まれる私企業であつたが、それがだん／＼と大きくなつて行くにつれて、貿易会社が設立されるようになつた。貿易会社には、特定の地域の貿易を独占する権利が與えられ、かなりの程度にまで自由に事業を営むことを許された。しかし、植民地の統治権は本國の王と議会の手中にあつて、王はこれを治めるために代官を派遣した。こういう形で、イギリス人のアメリカでの植民地經營は、次第にその地歩を固めて行つたのである。

ところで、これらの植民地の經營をあやつっていた商人や貿易業者たちは、自分たちの利益を守るために、植民地にある程度の自治を許す方が都合がよいと考えた。なぜならば、そうしておけば、植民地經營のための費用も少なくてすむし、事業がうまく行かなかつた時の損失もうちわになるからである。また、それによつて移民たちを引き寄せ、植民事業を盛んにすることもできる。こういう動機によつて、一六一九年に、ヴァージニア会社が、アメリカでの最初の代議制議会の設立を許した。そののち、利益のあがらないことを怒つたイギリス王が、会社を解散してこれを王領に改めてからも、この議会はそのまま残つた。

このヴァージニアの議会は二院制で、上院は総督と六人の參議員とから成り、すべて王によつて任命され、それは植民地の実際の支配権を握つていた。これに対して、下院の方はヴァージニアの各地方区から選出されたふたりずつの代表者から成り、その力は弱いものではあつたが、おぜいの人々の利益を少数の支配者の権力から守るために、ある程度の役割を果たした。これが先例となつて、アメリカの大西洋岸のイギリス植民地には、あい／＼に代議制がしかれ、第十七世紀の末ごろには、各植民地が大同小異の人民議会を持つよになつた。

このように、アメリカに民主主義が芽ばえたのは、最初は決して民衆のためを思う好意から出

たことではなく、むしろ、支配者の利益を図ろうとする打算が動機となつてゐたのである。しかし、どうなぞ動機から出たものにせよ、ひとたび民主主義の芽が出れば、それはあらゆる雪や霜の寒さともたゝかって、すく／＼と伸びて来る。

ことに、そのころアメリカに渡つて行つた移民の中には、イギリス本國での宗教上の圧迫からのがれて、信仰の自由を新大陸に求めた多くの清教徒たちがあつた。かれらは、信仰の自由が政治上の自由と離れてはありえないことを確信し、強い信念と不屈の意志とをもつて、不合理な傳統のない新天地に、理想の政治社会を建設して行こうとしたのである。中でも、「メイリフラワー」という船に乗つてアメリカに移住したこれらの信徒の一團が、一六二〇年十一月十一日、はるかに新世界の陸影を望みながら、各人の意志と約束とによって自治的な政治組織を作り上げることを誓つたといふ事実は、のちのアメリカ独立の精神のさきがけとなつた。本國の支配者たちが自分の利益のために種子をまいた民主主義の芽ばえは、こういふ精神につちかわれて、だん／＼と深く根を張つて行つたのである。

このように、方々の植民地に民主主義が生長して行くにしたがつて、それと本國の支配者たち、特にイギリス王との間に次第に激しい衝突が起るようになつたことは、怪しむに足りない。植民地の人々が、自分たちの意志によつて事業を經營し、生活を規律して行こうとするのに対して、支配者がこれを圧迫しようとした結果は、ついには武器によつて自由を守ろうとするたゞかいとなつて現われた。「われに自由を與えよ、しからずんば死を與えよ。」と叫んだパトリック・ヘンリーのことばは、これらの人々の、情熱にもえる理想をよく言い表わしている。

もちろん、それとならんで、植民地の人々の間にも、いろ／＼な対立があつた。商人と農民との間にも争いがあり、都市と農村との間にも利害の対立があつた。更に、各植民地相互の間にもねたみがあり、摩擦が起つた。しかし、何にもまして、本國からの政治上および經濟上の圧迫に対抗しなければならないという切実な氣持が、対立するこれらの人々を結びつけ、各植民地を協同させて、これらを一つの戦線に統一した。かくして、独立のための大規模な戦争が起つた。そして、人々は、自分たちの立場を、民衆に対しても、また全世界に対しても明らかにするために、フィラデルフィアに代表者を送つて、一つの声明書を起草することを託した。それが世界の歴史に名高い「独立宣言書」である。

一七七六年の独立宣言書に署名した人々は、決して植民地の全人民の代表者であつたとはいえない。植民地の初期の住民の大部分は農民であるのに、これらの人々は、ほとんどすべて都市の出身者であり、法律家や商人が多かつた。しかし、実際にこの宣言書を書いたトーマス・ジエフ・アーリンは、農村の人々のために努力して來た理想主義者であつて、五十六人の署名者たちの大部分からさえ、むしろあまりに急進的であると考えられてゐるのである。それだけに、その文章には強い迫力がみなぎり、單にアメリカ建国の精神をよく言い表わしているばかりでなく、ひろく民主主義の理想を明らかにし、專制政治や独裁政治をあくまで排斥しなければやまないといふ強烈な意志を表明して余すところがない。その中でも特に有名な部分には、次のよう書いて

ある。

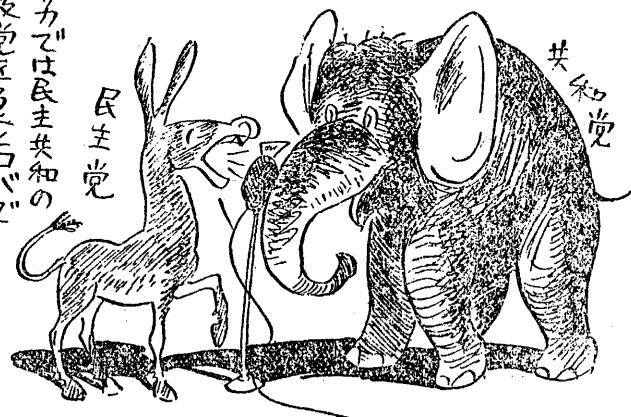
「われくは、次に掲げる眞理を自明のことと信ずる。すなわち、人間はすべて平等に造られ、造物主によつて一定の譲り渡すことのできない権利を與えられている。その中には、生命、自由、および幸福を追求する権利が含まれてゐる。政府は、これらの権利を保障するために人間の間に設けられたのであって、政府の持つ正当な権利は、被治者の同意を基礎としているのである。どんな形態の政府であつても、それがこれらの目的を破壊するようになつた場合には、國民は、その政府を変革または廢止して、自分たちの安全と幸福とを実現するのに最も適していると考えられるような、そういう原理に立脚し、そういう形の権力組織を持つ新しい政府を樹立する権利を有する。」

このよだな理想を掲げて始められた独立戦争は、ついに植民地の勝利に歸した。アメリカ東部十三州は、イギリス本國の支配から完全に離れて、輝かしい独立をかちえた。中央政府の組織を定め、大統領、議会もよび最高裁判所の権限を明らかにしたところの憲法が制定された。そして、長い困難な戦争を指導して、これを勝利の栄冠に導き、國の内外の尊敬を集めシントンが、新たに建設されたアメリカ合衆國の初代の大統領に選ばれた。

しかし、民主主義の根本原理を建國の精神として掲げたアメリカが、それだから最初から民主主義を高い程度に実現していたと思つたら、まちがいである。独立宣言書には民主主義の原理が高く示されていたけれども、できあがつたアメリカ合衆國の政治が、ほんとうに民主主義的に運用されるようになるまでには、やはり、長い歲月と國民の大きな努力とが必要であった。そうして、その努力は、今日もなお絶えず続けられているのである。

アメリカの議会は、初めは、もっぱら財産のある人々によつて組織されていた。それらの議員は、何よりもまず、自分たちの財産を守ることと、その商業を有利にひろげて行くことを欲した。かれらは民主主義を信用せず、むしろその成長を恐れた。そして、政治の根本的目的は、財産を守り、特權を持つ人々の特權を維持するにあると考へた。ジエファーソンの書いた独立宣言書は、人間の平等と人権の擁護とを強調しているけれども、それはまだく、多くの人々から紙に書かれたことばであると考へられていた。憲法は、「われら合衆國國民は」ということばで書き出されているけれども、憲法を作つた人々がまず第一に考へたものは、決してすべての國民の利益ではなかつた。選舉権は、初めのうちは國民のわずか八分の一にしか與えられてはいた。したがつて、それは國民すべての意志を代表するものではなかつた。これに対して、國民の間に、政治上の権力に參與する資格をあまねくひろめて行こうとする運動が起つたことは、もとよりいうまでもない。

これらの二つの動きは、やがて二つの政党によつて代表されるようになつた。一つは、有産階級の利益を代表し、財産家たちの特權を守るために中央政府の力を強めようとするもので、連邦党とよばれる。他の一つは、中央政府の力があまり強くなることを好まず、政治権力が少數の財産家の手に集中することに反対するもので、共和党と名づけられた。最初に共和党を指導した



のはジェファーソンであったが、その勢力は時とともにだん／＼と強くなり、もはや連邦黨の存続を許さないまでになつた。そのちになつて、今度は、共和黨の中が二つの派に分かれるようになつた。一方は、主として商業に利害関係を持つ人々から成り、共和党の中では中央集権を歓迎する傾きが強く、他方は、主として農業と西部辺境の発展とに关心を持つ人々で、各州の地方分権を支持する傾向があつた。そして、第一の派が依然として共和党と称したのに對して、第二の派は民主党との名のつた。これが成長して、今日のアメリカ政界を二つの分野に分かつてゐる二大政党となつたのである。

このような政治の動きとともに、選挙権の拡大が行われ、選挙資格として財産上の制限をつけることは、あいおい減少し、ついに、その制限の撤廃を見るにいたつた。そうして、のちには、人種や性別による選挙権の差別もだん／＼と取り除かれ、ほんとうの意味での出来事であつたといつてよい。

民主党は、主として西部辺境に利害関係を有する人々によつて支持されたが、この西部辺境は、大陸の開拓がすゝむにつれて、だん／＼と西方に向かつて移動して行つた。西部は、あらゆる失業問題や社会不安を解決する安全弁であり、ヨーロッパやその他の地方からあい次いで流れこんで來る多数の移住民をも吸收する希望の國であつた。しかし、西部への発展の可能性も、決して無限ではない。やがて、西部への動きがとまり、アメリカは、更に新たに政治と経済との關係を調整しなければならない時期を迎えた。

なぜならば、産業が興り、資本の集中が行われ、大規模な企業が発達して、財産のない人々の数が多くなり、失業者がたくさんに出て、西部の辺境にそれらの人々の働く場所があるうちはたいした問題はなかつたが、辺境がそれまでのようないくらでも仕事の場所を提供するというわけには行かなくなつてみると、そういう社会問題は、改めてなんらかの政治上の革新によつて解決されなければならなくなつて來るからである。そこで、一八九〇年ごろから、なんら残存している金權政治の弊害を除き、今まで以上にすゝんだ民主政治を行つて、ひろく民衆の福利を増進する

ことを目ざす革新主義の運動が起つて來た。第一次世界大戦のころには、ウイルソン大統領が革新主義によつて新しい政治を行い、第二次世界大戦の前には、ルーズベルト大統領によつていろいろな新政策が実施された。かくて、新しい國アメリカの民主主義は、絶えず發展して來た。今も發展しつゝあるし、これからも發展して行くであらう。たゞ一つの目標に向かつて、國民の、國民による、國民のための政治を完成して行くために。

四 フランスにおける民主主義の発達

終りに、ヨーロッパ大陸に民主主義の時代を迎えたフランス革命前後のありさまを、簡単に省みることとしよう。

革命の起る前のフランスには、專制君主を中心とする貴族および僧侶の特權階級があつて、政治上の権力はその手に握られていた。これらの特權階級は、地方に大きな土地を有する大地主で、政治上の権力とともに社会の富をも独占していた。これに対して、地方の農民はもとよりのこと、都會で商業を営んでいた市民たちは、被支配階級として、その下に長いこと屈従していたのである。

しかし、商業や工業が發達して來るにつれて、市民の富もだん／＼と増加し、それだけその社会的な勢力も向上するようになつた。そうして、政府の発する公債を引き受け、政府の事業をうけあつて、國の財政をさゝえていたのも、これらの商人や銀行家であつた。それなのに、支配階級はあいもかわらず、ぜいたくな暮らしを続け、國の財政が傾くような状態になることを省みなかつたばかりでなく、租税を免除されるという特權を持つていた。こういうありさまが長く続くはずはない。これに対する市民の不満がだん／＼と強くなり、次第に爆発点に近づいて行つたのは、自然の勢いであるといわなければならぬ。

そのころのフランスには、民主主義の思想が既にかなり發達していた。モンテスキューという学者は、一七四八年に「法の精神」という大著を著わして、專制的な権力の濫用によつて國民が苦しめられることを防ぐためには、立法・行政・司法の三権を、別々の機関によつて分立させるのがよいと說いた。また、スイス生まれではあるが、フランスで活躍した民主主義の思想家ルソーは、一七六二年に出版された名著「社會契約論」の中で、いかなる國でも主権は國民にあるのであるから、國民の総意によつて作られた法律を、あらゆる政治の根本としなければならないと論じた。これらの思想がだん／＼と知識階級の中に行きわたるにつれて、專制政治の不合理がいよいよ明らかに認められ、革命の機が熟して來たのである。

第十八世紀の終りごろになつて、ます／＼財政の困難に悩んだブルボン王朝のルイ十六世は、一七八九年に、貴族・僧侶および市民をそれ／＼代表する三つの議院から成る等級會議をひらいで、これに財政難を切り抜ける方法をはかつた。ところが、貴族および僧侶の代表者たちと市民の代表者たちとの間に、たちまち大衝突が起り、市民の代表者を中心とする第三院は、独立して國民議会を組織し、その手によつて、今までの專制主義の秩序の変革を断行することを声明する

にいたつた。大革命の幕は、こゝに切つて落されたのである。

そこで、國民議会は、貴族や僧侶の持つていた特權を廢止することを議決すると同時に、その年のうちに有名な人権宣言を制定して、革命の根本原則を明らかにした。この宣言によれば、人間は生まれながらにして自由および平等の権利を有する。そうして、すべての政治組織は、人が天から與えられたこれらの権利を、保護するために設けられているのである。したがつて、政治組織を動かして行く権力の根源は國民に存しなければならない。言い換えれば、主権は常に國民にある。國民は、その総意によつて法律を作り、國民の権利を保障すると同時に、社會にとって有害な行爲を禁止する。ゆえに、國民はすべて法律の前に平等であり、法律に反しない範囲内であらゆる自由を持たなければならぬ。各人は自由であるが、その自由は、他人の自由を侵すものであつてはならないのである。人権宣言は、このような原則を確立して、新しい民主主義の時代のいしづえとした。だから、その精神は「自由」と「平等」と「友愛」の三つに歸着するといわれる。

つゞいて、國民議会は、一七九一年に憲法を作り、人権宣言をその初めに掲げて民主政治の基礎とした。

しかし、ものごとすべて、破壊はたやすいが、建設はむずかしい。フランス革命は、まもなく民主政の廢止というところにまですゝみ、前王ルイ十六世に死刑を宣告したが、一方には、革命に反対の勢力があり、他方には革命の不徹底をいきどおる急進派があつて、國內の対立は激しく

なるばかりであった。そこへ、ヨーロッパの諸外國の支配者たちは、フランス革命の影響が自分たちの國に及ぶことを恐れて、これに圧迫を加えたので、革命政府の前途はます／＼困難となつて行つた。その時、ナポレオンが現われ、無力となつた革命政府を倒して独裁制をしき、一八〇四年には國民投票を行つて皇帝となつたのである。

その後まもなくナポレオンは没落して、ブルボン王朝のルイ十八世が王位につき、立憲君主制が行われるようになつたが、これも長くは続かなかつた。なぜならば、反動的な傾きの強い政府は、小市民階級を政治から締め出そうとしたので、これらの民衆の不満は強まるばかりであつた。そこへ、近代工業の発達につれて、新たに廣い労働者階級ができあがり、それらの人々もまた激しく政治に参加する権利を求めた。彼らの新興政治勢力は、一八四八年に至つて、いわゆる二月革命を起し、王政は倒れて共和政にもどつた。

ところで、今度は、同じ革命勢力の中に、經濟上有利な立場にある市民階級と、社会主義の色彩を強く持つ労働階級との争いが起り、労働階級は、社会主義の共和國を作り出そうとして同じ年六月に革命を起したが、激しい市街戦のうちにやぶれた。それがいわゆる六月革命である。その間に、普通選挙による憲法議会が設けられ、一八四八年の憲法を作つて、立法権を持つ國民議会と、行政権を有する大統領とに権力を分けた共和政の組織を定めた。しかも、六月革命は市民階級の心に社会主義に対する恐怖を植えつけたし、農民の間には、ナポレオン崇拜の氣持が残つていたために、すもなく反動勢力が強くなつて来て、ナポレオンのおひのルイ・ナポレオンが大

統領となり、一八五二年には皇帝となつて、ナポレオン三世と称するにいたつたのである。けれども、ナポレオン三世もまた、一八七〇年のドイツとの戦いにやぶれて失脚し、フランスはこゝに三たび共和政に立ち返つた。

フランスは、そののちも、急進勢力と反動勢力との間に一進一退の争いが繰り返され、君主政への復帰を図る王党の方がむしろ強いくらいであった。しかし、王党の中にもいろいろな派が分かれていたために、まとまりがつかず、結局、王政復古の運動はものにならないで終つた。だから、フランスは、それ以来ずっと共和国として存続している。

これで見てもわかるように、フランスでは、君主政と共和政とが互に目のまわるよう交替を続けて來た。そうしてそれとともに、民主主義と反動主義との間に激しい争いが繰り返された。バスチーユの牢獄破壊を発端とする大革命によつて、專制政治を一撃にくつがえし、重い封建時代のとびらを押しあけて、近代民主主義の光をヨーロッパ大陸に導き入れたのは、フランス國民である。しかし、それからすぐあとでナポレオンの武勳を讃美し、ついにこれを皇帝にまでまつり上げたのも、同じフランス國民である。そこには、君主政にあこがれる保守党が根強い勢力を持つていたかと思うと、労働者の利益のために市街戦を繰り返す急進派もあるといふうであつた。

これは、一方では、感情的なフランス國民性にもよるし、他方では、フランス人の強い愛國心の表われでもあつて、そのために、フランス民主主義の歴史は、イギリスやアメリカについて見たように、一つの方向にだん／＼と發展して行くというようなわけには行かず、行きつもどりつ

の経過をたどつたのである。しかし、どんなに反動勢力が押さえようとしても、ついに押さえることのできない民主主義の力が、最後にはいつも歴史を導いてきたのである。

第二次世界大戦において、フランスはナチス・ドイツの攻撃を受け、ひとたびはその全本土をドイツ軍のために占領せられたが、連合軍の協力によつてついに光榮ある自由を回復した。フランス國民は、この大きな試練を経て、民主主義に対する信念をじつそう深め、改めてそのゆるぎない基礎を確立する必要を痛感するにいたつた。このような信念と必要に基づいて、一九四六年の九月に新しいフランス共和国憲法が憲法議会を通過し、同年十月十三日の國民投票によつて確認せられたのは、まことに意味の深い事柄であるといわなければならぬ。

フランス共和国の新憲法は、一七八九年の人権宣言によつて定められた基本的人権をあごそかに再確認し、共和國の標語が自由と平等と友愛とであることを改めて宣言し、共和國の根本原則が、國民のための、國民による、國民の政治であることを明言している。それと同時に、男女の完全な同権を保証し、各人が労働の義務と就職の権利とを持つことを約束している。そればかりでなく、労働者はだれでも、その代表者を通じて労働條件を團体的に取り決め、更にすゝんで、企業の經營に参加しうることを明らかにした。それらの点で、この新憲法は、フランス革命の精神をたゞ單に守り抜いているばかりでなく、その精神を新しい時代にふさわしく拡充しようとしているものであるといふことができる。

第三章 民主主義の諸制度

一 民主主義と反対の制度

ロビンソン・クルーソーの漂流記は、世界じゅうの少年少女に愛読されている物語だが、この冒険談には一つのモデルがあった。一七〇四年の秋、アレキサンダーリセルカーラというイギリスの水夫が南米のチリー沖で難船し、マサティエラという孤島に打ち上げられて、そこで四年間暮らしたのである。この事実を題材として、別にまたある詩人が次のように詠した。

私は見わたす限りすべてのものの王様だ。

私の権利を争う者はひとりもいない。

島のまんなかから四方八方海に至るまで、

私は鳥や獸の御主人様だ。

しかし、ロビンソン・クルーソーは、果たしてこの詩に歌われているように、島に住む鳥や獸の王様だったろうか。たったひとりの人間が孤島に住むようになってからも、鳥どもは自由に空を飛びまわっていたであろう。獸たちは、別段その前にやつて来て平身低頭したりすることはなかつたであろう。ロビンソン・クルーソーは、その中のあるものをとらえて食用に供したろうし、

ちゝむを慣らしてことばを教えたでもあろう。しかし、それは、島の動物のごく一部分だったに相違ない。その他のものどもは、あいもかわらず自由に空を飛び、野山をかけまわっていたに違いない。

人間は、鳥や獸とは比較にならない知能を持つている。それにもかゝらず、たつたひとりの人間が多数の鳥や獸の王様になるということは、詩やおとぎばなしの世界以外にはありえない。ところが、人間の世の中には、昔から王様といふものが実際に存在した。その王様は、自分よりはるかに知能の低い動物を支配したのではなく、同等の知能を持った多数の人間を支配していたのである。それどころか、王様の方が家來よりもずっと知能の低い「ばか殿様」だった場合が、少なくないのである。それなのに、どうしてたつたひとりの王様がちゝぜいの人たちを支配することができたのであろうか。それは、きわめてむずかしい問題だ。しかし、また、すこぶる簡単な問題だ。どうしてだろう。なぜなら、そういう世の中には、たつたひとりの王様をまつり上げて、みんながその命令によつて動き、その命令に従わぬ者は、どんなふうにでも処罰されるという政治上の組織が存在していたからである。

そういうぐあいに、たゞひとりの支配者が絶対権を握つていて、すべての人がその命令に無條件に服従するような政治のやり方は、専制政治である。特に、その支配者が一般人民の寄りつけぬような高い身分を持っていて、その地位が世襲でうけつがれる場合をさして、専制君主といい、専制君主政と名づける。専制君主が暴君であつたり、ばか殿様であつたりすることが多いの

に、どうしてそれが一般人民からあがめられるのか。まことに不思議なことだ。しかし、その不思議なことを不思議でなくするくふうがある。それは、人民に、君主の地位は神から授かったものであり、君主の命令は神の意志によるものだと思い込ませることである。だから、古來の專制君主政の多くは、君權神授という思想の上に打ち立てられていた。だからまた、人間の自覚が高まって、そういう思想がばかげたものであることに気がつきはじめた時以来、專制君主政は次々にくずれて行つた。

けれども、專制君主政がなくなつたからといって、專制主義そのものも消えてしまつたとはならない。現代にも、金持が政治の実権を握つてゐる金権政治があるし、民主主義のような外形をよそいながら、國民にわずかな自由しか許さない巧妙な專制主義もある。この、民主主義の形でカモフラージュされた專制政治では、選挙を行つても、政党はたゞ一つしかなかつたりするから、國民の自由な意志は代表されえない。國民は投票権を持つてゐるが、候補者はふつうの場合最初から決まつてゐるから、選挙はしてもしなくとも同じことである。國民の政治への參與は名ばかりで、実は、少數の者が権力を独占し、その少數の権力者の意志で万事が決定されて行く。國民は、働き、服従し、戦争をするために生まれて來たのだと教えこまれる。かれらは、自分たちのもらひう賃金が公正であるかどうか、自分たちの服従すべき法令が正義にかなつてゐるかどうか、自分たちの出て行く戦争がどういう意味のものであるかを、疑うことすら許されない。たゞ黙つてその分を盡し、砲弾の的となつて死に、死ぬことが名誉であり、人類解放のためであると考へることをしいられる。

人類の歴史が始まつて以來、こういうように人民を所有し、使用し、圧迫した政府は少なくない。そういう政府があまりに多いので、政府などといふものは、ない方がいいという議論を唱える人もある。それが無政府主義である。ロシアのクロポトキンなどは、そのひとりとして名高い。無政府主義の理想とする社会では、権力の組織がないのだから、つまり、君主もなければ、大統領もなく、議会もなければ、裁判所もないということになる。もしもクロポトキンなどの説くように、それで世の中の平和が完全に保たれ、人々の自発的な協力と援助とによつて、社会の福祉があのすからに増進して行くものであるならば、政府などといふものは不用となるであろう。政府がなければ、権力をもつて人民を圧迫する危険も起らないに決まつてゐる。

しかし、政府がなくてすむのは、理想の社会である。現実の社会では、人々の間に意者の対立が生じ、利害の衝突が起る。その場合、すべての人々の言い分を通すわけには行かない以上、その多数が支持する考えを実行することと定め、それに反対の、もしくはそれとは違う意見を持つの人々も、その考へに従うべきものとし、あくまで反対する人々に対しては、その決定を強制して行かなければならぬ。かように社会的な強制力を持つた組織が、政府である。だから、社会的な強制力の必要がないほどにまで人間の世の中が完全になるまでは、政府の必要はなくなる。そうして、政府が必要である以上、その政府の組織はできるだけ多数の人々の考へで決めることが望ましい。たゞに政府の組織ばかりでなく、政府の方針も國民の多数の意見で決定す

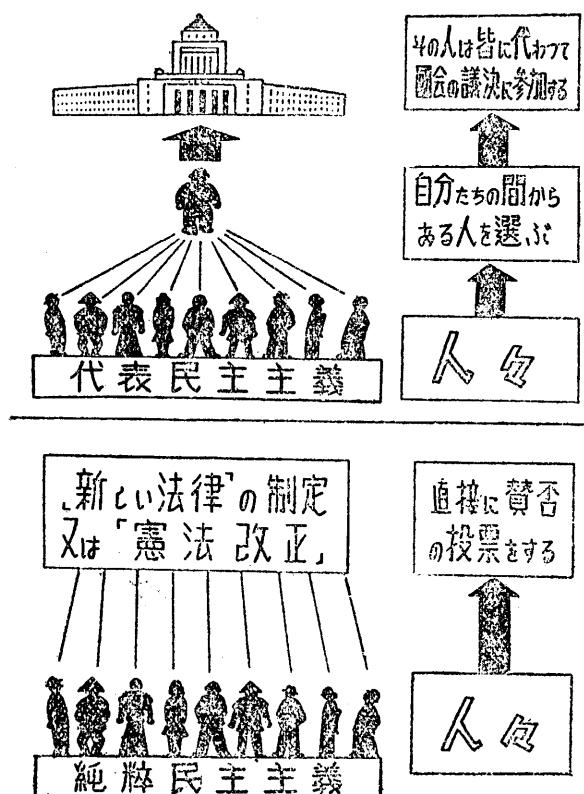
べきだし、その意志に従つて政治をつかさどる人々も、國民の中から自由に選ばれた國民の代表者でなければならない。そうすることによつて、はじめて、國民のための政治を行うことが期待される。かくて、民主政治が一番よい、一番正しい政治であることが知られる。

二 民主政治のおもな型

國民の代表者が、國民の意志により、國民のための政治をするという民主主義の原理は、一つである。およそ民主主義が行われている限り、どこの國でも、この原理に変わりはない。たゞ、原理は同じでも、それを実地に行うための制度には、國によってある点までの違いがある。それによつて、民主主義の制度の幾つかの型を区別することができる。こゝでは、そのおもな型を簡単に説明して、それが實際の上にどういうふうに行われているかを見て行くことにしよう。

政治上の民主主義に、代表民主主義と純粹民主主義という二つの型があることは、第一章で一應説明しておいた。代表民主主義といふのは、法律を作つたり、政治を行つたりする場合に、國民の直接の投票によらないで、國民の中から自由に選ばれた代表者たちが、それらの仕事を行うしくみである。この型では、國民の意志は、國民代表の組織を通して間接に政治の上に実現されて行く。だから、それを「間接民主主義」ともいふ。これに対して、純粹民主主義では、國民の直接の投票によつて法律案を採決したり、重要な政治問題を決定したりする。そこで、これを「直接民主主義」とも名づける。

間接民主主義の組織の中で、國民の中から選ばれた人々を構成員とし、國民を代表して法律の制定に当たる最も重要な機関は、議会である。議会の行う一番たいせつな仕事は、立法である。政府の持つている執行権または行政権は、すべて法律の規定に従つて行使されなければならない。それゆえ、政府は、議会の議員の多数の支持を受けないでは、思うような仕事をすることができない。そこで、議会で多数を占めた政党が内閣を組織するのが、順序でもあるし、都合もよいということになる。一つの政党だけで議会の過半数を占めることができなければ、二つ以上の政党が連合して、連立内閣を作る。そういうしくみになつてゐるのが、議会政治もしくは議会中心の民主主義である。



これに対しても、行政部が議会からもつと独立した地位を占めている組織もある。この組織では、政府の主脳者、たとえばアメリカ合衆國の大統領は、議会が指名したりするのではなくて、別の方で國民の中から選び出される。したがって、議会中心の民主主義では、行政権が立法権に依存した形になつてゐるのに反して、アメリカのような型の民主主義では、行政権と立法権とが分立している。ゆえに、これを「權力分立」の民主主義といふ。それと並んで、民主國家ではどこでも、法律によつて裁判をする裁判所の制度が発達しており、裁判所は、議会からも政府からも独立して司法権をつかさどつてゐる。この「司法権の独立」という点は、議会中心制の場合と權力分立制の場合とによつて変わることはない。

更に、直接民主主義になると、法律は國民の投票によつて決められる。議会はあつても、そこでは法律の案を審議するだけで、その採決は國民表決によるのである。國民表決のことをレフュレンダムといふ。直接民主主義の度をもつと強めた場合には、國民はレフュレンダムによつて法律案の可否を決めるだけでなく、自分たちの側から法律案を提出することもできるようになる。それが國民発案——イニシアティヴ——である。一定数の國民がイニシアティヴによつて提出した法律案は、更に國民の承認により、あるいは立法機關の採決によつて法律となるのである。

民主主義の制度のこれらの三つの型は、それ／＼そのまま、純粹に実現されてゐるのではなく、いろいろな型が結びついたり、純粹の型だけでは説明のつかない要素をはじえたりして、各國に行われているのであるが、割合に純粹に近い制度が採用されているものをあげるならば、議会中

心制の型はイギリスによつて、權力分立制の型はアメリカによつて、直接民主制の型はスイスによつて代表されているといふことができよう。そこで、それらの三つの國について、民主主義の制度が実際にどういふうに運用されているかを、調べてみることにしよう。

三 イギリスの制度

近代の民主主義が一番最初に発達しはじめたのは、イギリスである。その意味では、イギリスは近代民主政治の元祖だといつてよい。よく人が言うように、現代の文明人が宗教を学んだのは東洋から、アルファベットを学んだのはエジプトから、法律を学んだのはローマからであるが、政治制度についての多くのものを学んだのはイギリスからである。ことに、新しい日本の憲法で定めた組織はイギリスの制度によく似ているから、日本國民としてはまずイギリスの政治組織の研究から始めるのが、必要であるし、理解もしやすいだろう。

イギリスの政治組織の中心をなしているものは、議会である。イギリスの議会は、ほとんど万能に近い權力を持つてゐる。これをたとえて、「イギリスの議会は、女を男にし、男を女にする以外はなんでもできる」と言った人がある。この議会は二院制で、貴族院と庶民院とから成つてゐるが、貴族院の方はもっぱら世襲の貴族で組織されてゐるから、ほんとうに國民を代表するのは庶民院である。そうして、また、イギリスの議会の中心となつてゐるものも、庶民院である。だからイギリスの政治が民主的であり、議会の權力が強いといふのは、つまり、庶民院の方が強いと

いうことにほかならない。

ところで、イギリスの政治形態は立憲君主制で、形の上では一番上に國王のある組織である。國王は、本來、名譽と正義の源泉と考えられ、法律を作り、これを執行する最高の力を持つものと認められていた。それが、民主主義を要求する國民の長い間の政治闘争の結果として、だんだんと政治の実権が議会を中心として行われるようになって來たのである。だから、現在では、法律を立案し、これを審議するのは、議会に専属する権限で、國王は全くこれに関與することはできない。たゞ國王には、形式の上では議会で決めた法律案に同意することを拒む権利があることになっているけれども、その権利も、一七〇七年以來一度も行使された例はない。つまり、國王の實質上の権力は非常に制限されているのである。そこで、イギリスの学者は、國王は民主主義という建物の一番上にある飾りで、本國や自治領の國民が仰いで忠誠を誓う最高の尊い象徴であり、イギリス連邦諸國の間をつなぐみごとな鎖だと言っている。

だからイギリスは君主國ではあるが、政治の實際の中心を成すものは議会である。中でも、國民によつて選ばれ、國民を代表しているところの庶民院である。庶民院を中心とするイギリスの議会は、立法権を持つた最高の國家機関であつて、同時に、政府の行ういゝさいの行爲を批判するという重大な役割を果たしている。政府は議会の多数黨の支持を受けているが、議会には必ず反対党があつて、政府の政策を常に批判し攻撃する。これに対して、政府は、繰り返してその政策を説明し、弁解し、擁護しなければならない。政府は、それによつて絶えずその政治方針が

正しいかどうかを反省することになるし、國民は、それによつて常に政治問題の中心点に批判の目を注ぐこととなる。かような政治上の議論が公明に行われる舞台として、議会は最も重要な機能を果たしているし、イギリスの議会は、この重要な任務を模範的に遂行しているといつてよい。

庶民院の議員は、二十一歳以上の男女が選挙する。すなわち、男女同権の完全な普通選挙である。しかし、現在のこの状態に到達するまでには、ずいぶん長い時日がかゝつた。ずっと以前には、有権者が財産のある少數者に限られていたために、國民のほんとうの意志はすこしも議会によつて代表されていなかつた。それが、だん／＼と選挙権の拡大が行われ、ついに、一九二八年になつて、はじめて婦人にまで完全に平等な選挙資格が認められるようになつたのである。イギリスの婦人参政権の運動は、立憲政治の発達史の上でも特に有名である。これに比べると、日本の今日の完全な普通選挙権は、國民の側からのほとんどなんらの苦鬱もなしに、一挙に與えられたのである。これだけに、形だけはりっぱに整つても、國民の政治的自覚や訓練の点では、まだ／＼不十分である。このりっぱな形の中に、それにふさわしい民主政治の實質を盛り上げて行けるかどうかは、ひとえに民主主義の根本精神に徹しようとする國民の心構えのいかんにかゝつてゐる。

イギリスの庶民院が民意の完全な代表機関であるのに対して、貴族院の方は、前にも言ったように、世襲の貴族によつて構成されている。貴族といふものは封建時代のなごりであるから、貴族が当然に議員になるといふ制度は、民主政治の原則から見て不適当なものであるに相違ない。

しかし、イギリスでは、貴族院の権限を非常に小さくして存続させている。前の章でも説明したようにこの貴族院の権限の縮小を断行したのは、一九一一年の国会法であつて、これによつて、同じ法律案が続いて三回庶民院で可決された場合には、貴族院でその都度それを否決しても、国王の裁可を得て法律とすることができますようになつたのである。けれども、そういうふうに、貴族院の反対によつて法律案の決定を延ばせば、その間に世論の批判も熟して来るから、軽率な立法を避けるという点ではかなりの効果がある。そこに、また、二院制の長所があることを認めうるであろう。

議会の基礎の上に立つて、国王の助力をするといふ形で実際の政治の運用に当たつては、内閣である。内閣の組織と進退については、三つの慣習上の原則がある。第一は、大臣は必ず議会の議員でなければならぬことである。しかも、庶民院議員たる大臣の方が貴族院議員たるそれよりも、多くなければならないことになつてゐる。これによつて、内閣のすることが、絶えず國民代表たる議会の批評や忠告を受けることになる。第二に、各大臣は連帶して責任を負うということで、各省それ／＼の事務については別々の責任があるので、内閣の仕事については、全部の大臣がいっしょに責任を負つてゐる。これによつて、すべての大臣が一致して、一つの方針で仕事をすることが保障されるわけである。第三に、内閣は、庶民院が不信任の決議をしたり、その内閣の生命といつてもよいような重要な法案を否決したりすると、総辞職をする原則になつてゐる。総辞職をする代わりに、庶民院を解散して、信を國民に問うこともできる。

これらの原則が円滑に行われることによつて、内閣が議会の中に、したがつて國民の中に深く根をおろした民主主義的な制度であることが保障されるわけである。

イギリスの政治組織は決していつぺんにかよくな制度としてできあがつたのではなく、長い歴史を通じてだん／＼とこゝまで発達して來たのである。そうして、そのしくみは、いろいろな法律によつて次から次へとできあがつたものであり、それと並んで、成文の形を備えていない慣習上の原則によつている部分も少なくない。だから、イギリスは、立憲政治の源であるといわれるが、日本やアメリカのように、一つの法典の形にまとまつてゐる憲法を持たない。たゞ、國家の根本の利益に關係のある法律の改正をする時には、それに先立つて総選挙を行い、民意を問わなければならぬという原則が、これまで政治上の慣習によつて確立されている。

四 アメリカの制度

次に、アメリカ合衆国で行われてゐる民主政治の制度を調べてみよう。

近代の民主政治が生まれる以前には、專制君主が國家の権力を全部その手に握つていた。だから、たとえば、ある君主が、ほんの氣まぐれから、いぬをいじめたものは死刑にするといふ渡したとする。そうすると、それが法律となつて、人をかむ癖のあるいぬを棒で追い拂つても、死刑に処せられる。あらかじめ法律を定めておかないでも、りっぱな宮殿を作るために苛酷な税金を取り立てることもできるし、氣に入らぬ家來をその場で手打ちにすることもできる。

そういう乱暴な政治や裁判によって國民が苦しむことがないようにするためには、いったいどうしたらよいであろうか。たとえば、アメリカでは國民を代表する議会で法律を作り、その法律を行政の上に執行する仕事は大統領が受け持ち、法律によつて裁判をする仕事は裁判所でつかさどるというふうに、三つの権力をそれべく分担して行うよくなしくみをしている。つまり、法律を制定する機関は、法律を執行し、裁判を行う機関とは別々でなければならない。立法権・行政権・裁判権を一手に握ると、どんな暴政でも行いうることになる。だから、その三つの権力を区分して、これを独立した三つの機関で運用するようにしなければならないというのが、権力分立または三権分立の原理である。そうして、この原理を一番はつきりと表わしているのが、アメリカ合衆國の憲法なのである。

まず、立法権を行なうのは、國会である。國会は法律の制定にあたる唯一の機関であつて、後に述べるように、大統領は國会の決めた法律案を拒否することができるけれども、それは絶対的のものではない。しかも、行政権を有する行政機関も、裁判権をつかさどる裁判所も、國会が作った法律によつて組織され、法律に基づいて行動し、國会の同意した予算をもつて活動をするのである。その意味で、國会の受け持つ仕事は、他のすべての國家活動の基礎をなしているといつてよい。

國会は元老院と代議院との二つから成っている。アメリカ合衆國は連邦の組織で、四十八の州から成り立つてゐる。そこで元老院の方は、各州から平等に二名ずつ選ばれた議員で構成される。これに対して、代議院の方は州の人口に應じて各州に割り当てて選挙された議員をもつて組織されている。この選挙をする資格はきわめて廣く、かつ平等に認められ、男女の別のないことのもとより、皮膚の色による差別もない／＼に撤廃されつゝある。人間はすべて平等に生まれたということは、アメリカの独立宣言書が自明のことと認めた大原則であるが、この原則は、政治に參與する立場の平等としては、合衆國の制度の中に既に廣く實現せられているといつてよい。

國会の主たる任務は立法であつて、國会以外の機関は立法に參加しない。だから、アメリカでは、大統領は國会に向かって立法の勧告を行なうことはできるが、法律の発案権は持たない。

法案が両院のどちらかを通過すると、すぐにもう一つの議院にまわされる。たとえば、法案がまず元老院を通つたとすると、それは、直ちに代議院に送られ、そこも無修正で通れば、両院議長が署名して、大統領に提出する。大統領がこれを承認すると、署名して國務省に送り、國務省がこれを公布する。大統領がそれを拒否する場合には、理由を附して、初めにその法案を通過させた議院に送り返す。しかし、大統領が拒否しても、両院の三分の二以上の多数でそれをもう一度議決すれば、その法律は成立する。前に、大統領の拒否権は絶対のものではないといったのは、このことにほかならない。

次に、アメリカ合衆國の行政権の最高責任者は、大統領である。大統領は一般國民の間から投票によつて選ばれるのであるから、どんな貧乏な家庭に生まれた少年でも、いつの日かこの世界第一流國の大統領になることがある。四年に一度の大統領選挙は、アメリカ國內を興奮させ

る。たゞし大統領は直接に國民が選舉するのではなくて、國民はまず大統領選挙人を選び、その選挙人が大統領を選挙するのである。つまり、アメリカの大統領選挙は間接選挙なのである。ところで、大統領選挙人は、決して自分一個の意見によつて投票をするのではなく、自分の所属する政党があらかじめ指名した大統領候補者に投票する。だから、國民が選挙人を選んだ時に、だれが大統領に当選するかが事実上決まつてしまふのである。そこで、各政党が自党の大統領候補者を指名する大会が、すこぶる重要な意味を持つ。二大政党である共和党および民主党の大統領候補者指名の大会を皮切りに、その年の十一月に行われる國民投票による選挙人の選挙に至るまで、國內は政治問題でわき立つようにならざるを得ない。そうして、それらの行事がまた、國民の政治意識を高める大きな機会になつてゐる。

大統領は、その行政権を行使するために、職務遂行の協力者として、各省長官を任意に選任する。この各省長官の集まりを内閣とよんでゐる。内閣は大統領の下にあって、大統領を補佐するのである。したがつて内閣は大統領に対してのみ責任を負い、國会に対しての責任を負わない。行政権の行使についての全責任は、大統領ひとりが持つてゐるのである。

だから、アメリカの大統領は、行政に関してはきわめて強い権力を持つてゐる。このことを示す有名な例として、リンカーン大統領の逸話がある。ある重大な閣議で全員がリンカーンに反対した。そこでかれは言った。「反対が七で賛成が一であります。そこで、賛成と決定しました。」と。

権力分立の原則が堅く守られている結果として、大統領は國会の運営には関與しない。しかし、大統領の政策を実行するためには、その基礎になる法律が國会で制定されなければならぬ。そこで、國会をうながして、自分の政策と一致する法律を制定するようにしむけて行くことが、大統領の腕だということになる。そのためには、多数黨の活動にまつところが多いが、また、大統領が自分の必要だと信ずる施策について國会の審議を勧告することもできる。この勧告は、普通いわゆる「教書」として國会に送られる。教書は文書として示されることもあるし、大統領自らが口頭で傳えることもある。

三権の中のもう一つ、すなわち裁判権または司法権を行はるのは、いうまでもなく裁判所である。しかし、アメリカの最高裁判所は、一般の司法権のほかに、國会で制定した法律が憲法になつてゐるかどうかを審査するといふ、きわめて重大な権限を持っている。これを、「違憲立法審査権」という。最高裁判所は、國会で制定した法律が憲法の趣旨に反していると認めれば、その法律の適用を拒否することができ、その結果としてこの法律は自然に効力を失うのである。この原則は慣習によつてできあがつたものであつて、憲法の明文に書いてあるわけではない。しかし、この原則がある以上、國会の立法権も最終的なものではないということになる。國会といえども人間の會議であり、人間の會議である以上、その決定がいつでも必ず正しいということはできない。そこで、最高裁判所の違憲立法審査権によつて國会の行き過ぎを戒め、國会での多数決の結果が憲法の精神に反することがないようにしてあるのは、アメリカの制度の持つ大きな妙味

であるといわなければならない。

ところで、かように重大な責任をになつてゐる裁判所は、憲法の定める最高裁判所と、法律によつて設けられる下級裁判所とから成り立つてゐる。だから、裁判所の組織の細かい点は、國会の制定した法律によつて定められてゐる。つまり、最高裁判所は國会の違憲立法を戒める権限を持つてゐるが、裁判所をどういふうに設けるかについては、逆に國会の決定が大きくなるのをいうのである。また、最高裁判所で仕事をしてゐる裁判官に関しては、憲法は終身その地位にあるものと定め、それによつて裁判所の独立を保証してゐるのであるが、他方また、裁判官の任命は大統領が元老院の同意を得て行うこととし、その限りでは、最高裁判所の人事に対する行政権の関與を認めてゐる。このように、アメリカの制度は、立法・行政・司法の三権を一應はつきりと分立させつゝ、その間を微妙に関連させて、お互の間の均衡が保たれるように、注意深くくふうされているのである。

五 スイスの制度

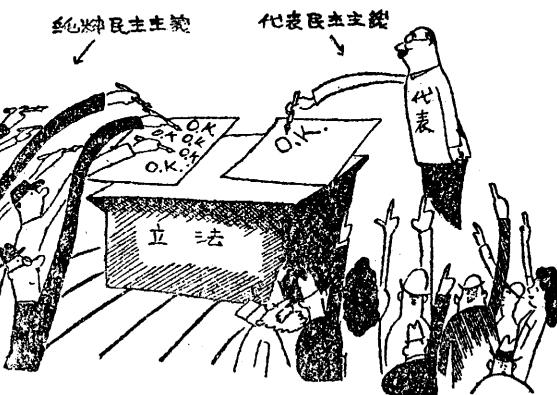
わが子の頭の上に載せられたりんごの的をみごとに射抜き、もしも射損じたならば、二の矢をもつて代官を射倒そうとしたウイリアム・テルの話は、世界じゅうの少年少女が知つてゐる。横暴な代官に対抗して、祖國スイスの自由を守つたテルの勇氣は、民主主義の英雄たるにふさわしいそれは遠い昔の話であるが、現在でも、スイスは民主政治の一つの重要な見本を示してゐる。

スイスは、アメリカ合衆國のように連邦であつて、幾つかの州から成り立つてゐる。スイス連邦政府は、立法・行政・司法の三部門に分かれ、立法府は國民議会と連邦議会とから成つてゐる。連邦議会には各州から平等に二名ずつの議員を出してあり、その点ではアメリカの元老院に似てゐる。國民議会の方は、各州から比例代表制によつて選挙されたおよそ二百名の議員によつて構成される。比例代表制というのは、後に選挙についての章で説明するが、各政党が國民の支持する数に應じた議員を出すことができるよう、特別にくふうされた選挙方法のことである。選挙権は、二十歳以上の男子に與えられ、婦人参政権はまだ認められていない。選挙は、アメリカその他の國のよう鳴り物入りで熱狂的に行われはしないが、棄権者が少なく、政治問題を冷静に判断して投票を行つてゐる点には学ぶべきところが多い。

スイス政府の行政部は、独特な組織を持つてゐる。行政権の首長は、普通は國王とか大統領とかひとりであるものだが、スイスでは、それが多数の人々から成つてゐる。連邦参事會議がそれで、両院が選挙した七名の参事員で構成される。毎年、両院合同の会議で連邦参事會議の参事員の中の一名を参事會議の議長に選び、これにスイス連邦大統領の称号を與える。しかし、大統領は、参事會議の議長となり、可否同数の時にこれを決する権限を持つてゐるにすぎない。官吏を任命することも、法案を拒否することも、外交を行うこともできない。だから、大統領は全く名義上の連邦の元首であつて、儀式の時に國を代表するだけである。

しかし、スイスの制度の持つ最も著しい特色は、直接民主主義が発達していることである。す

なわち、重要な法律案は、立法府で審議した上で國民投票に問い合わせ、國民が直接にこれを承認して、はじめて、法律として施行される。更に、國民の中の一定数の有権者の意見がまとまれば、國民の側から法案を提出し、立法府がこれを採択するか、あるいは國民がこれを表决するか、どちらかの方法によって法律が制定される。前の制度は國民表決であり、あとのもくみは國民発案である。



今言う通り、これら二つの方法によって立法の中に國民の意志を直接に反映させる直接民主主義は、スイスの制度の大きな特色であるが、今日では、アメリカの州の中にも同様のしくみを探り入れているところがある。だから、アメリカは、合衆國全体としては間接民主主義によっているが、州によつては、ある程度の直接民主主義が加味されているといつてよい。

直接民主主義は、國民の意志によって直接に立法の問題を決定しようというのであるから、民主主義としては最も徹底した形である。けれども、他方からいふと、立

法の問題はなかなか複雑でむずかしい。しかるに、國民の多くは、決して法律のことに詳しいとは言えない。そのむずかしい立法の問題を、法律の知識を十分に持たない國民が直接に投票して決めるということになると、氣まぐれや偶然によつて事が左右されるもある。そこが、直接民主制について議論の分かれることなのである。いざにせよ、國民の政治常識が相当に高まつた上でなければ、直接民主主義を実施しても必ずしもよい効果は望めないであらう。

民主主義の制度には、このようにいろいろな型がある。われくは、その中の最もだつた三つの型の実際をイギリス、アメリカおよびイスの制度について見て來たのであるが、更にフランスとか、カナダとか、オーストラリアとかの政治組織を考察して行くならば、そこにそれ／＼大なり小なり違つた点があることを發見するであろう。更に、一つの國の政治組織といふとも、時代とともにだん／＼と変化して來たのであるし、これからも發展を続けて行くであろう。民主主義はあたかも生きた有機体のように不斷に成長しつゝある。しかもその根底にある原理、すなわち、自由に表明された國民の意志によつて、國民自らのために政治の方針を定め、國民が自由に選んだ代表者によつてその方針を実行して行くという原理は、常にたゞ一つであつて、決して変わることはないのである。

第四章 選 挙 権

一 國民の代表者の選挙

民主政治は、國民による政治である。しかし、國民による政治といつても、國民のみんなが實際の政治の仕事に当たるわけにはいかない。そこで、民主政治は、原則として「國民の代表者」による政治として行われる。國民は、自分たちの中から自分たちの代表者を選ぶ。その代表者たちは、國民の意志に基づいて、國民のための政治を行う。したがって、選挙をする國民の範囲が廣ければ廣いほど、それによって選ばれた人々は、それだけよく國民の氣持を代表することになる。しかも、選挙に対する國民の考えが進めば進むほど、りっぱな代表者に政治をゆだねることができるようになる。だから、選挙がよく行われるかどうかは、民主政治を成功させるかどうかの鍵であるといつても、決して言いすぎではない。

ところで、國民の代表者にはいろいろあるが、その中でも特にたいせつなのは、國民に代わって法律を作る仕事をする議員である。しかし、たゞ議会というと、地方自治体などにもそれぞれ議会があつて、まざらわしいから、國全体の議会をさす場合には、國会ということにしよう。國会で作った法律は、國民の生活を規律すると同時に、政府が政治をする場合の筋道とな

る。だから、よい法律ができれば、國の政治はそれだけよくなる。よい法律を作るためには、國会が、ほんとうに國民の氣持をよく代表するような人々によつて組織されなければならない。國会によい人々を送るためには廣く國民に選挙権が與えられ、その選挙権を國民が正しい判断によつて用いるようにならなければならない。

專制政治や独裁主義では、ひとりの專制君主やひとりの独裁者と、それを取りまく少数の人々とが、絶対の権力を握っている。そうして、自分たちの思うまゝにその権力をふるつて、國民の生活を圧迫し、國民の権利をふみにじる。そういう弊害を防ぐために、あらゆる権力を、あらかじめ定めてある法律の筋道からはずれることがないように規律するのは、民主政治の大きな眼目である。專制政治や、独裁政治にも法律がないわけではないが、その法律は、專制君主や独裁者がかつてに決めたものである。そうして、それは、國民を束縛するために作られているのである。これに対して、民主主義の制度の下では、法律を作るのは、國王でも、大統領でも、総理大臣でもなく、國民自身なのである。そこでは、國王でも、大統領でも、総理大臣でも、その他いかなる公務をつかさどっている人々でも、國民の作った法律には従わなければならない。たゞ、國民が直接に法律を作る仕事をする代わりに、それを、國民の代表者たる國会に任せるのである。國会の仕事がいかにたいせつなものであるか、有能で忠実な國會議員を選ぶことが國民にとってどんなに重要であるかは、これによつてよくわかるであろう。

もつとも、法律を作る仕事を國会だけに任せておくのはよろしくない、という議論もある。國

会を通じて立法を行つただけでは、必ずしも、ほんとうに國民の意志にかなつた法律が作られるとは限らない。國会の多數党の考え方一つでは、國民の意志に反した法律が作られて、それについて政治が行われるようになることがないとは言えない。だから、法律を作る場合には、國民の直接の投票によつて可否を決するようにならなければならぬ。というのである。この議論を實際に行あうとする制度が、前の章に述べた純粹民主主義または直接民主主義である。

しかし、今日の國家の法律は非常に複雑な発達を遂げている。したがつて、よい法律を作るためには、専門の知識がいるし、よく／＼利害得失を考えてかゝらなければならない。それを、法律についてはしろうとが多い國民が決めるということになると、必ずよい結果が得られるというわけにはいかない。まして、國民が、いいかげんな判断や、物好きな氣持などで投票をすれば、せつからく苦心してできたよい法律案が否決されてしまうというようなことにもなる。それに、何千万というような人口を有する國家で、一々の法律案を國民に示し、國民の投票によつて可否を決するということは、たいへんな手数と暇とがかかる。そこで、実際には、高い識見と深い経験とを持つた人々を集めて國会を組織し、法律の制定は國会に任せて、國民は國會議員を選挙するにとどめておく方が、かえってぐあいがよいということになる。それが代表民主主義または間接民主主義であつて、今日の大部の民主國家では、この方法が制度として採用されている。

だから、國會議員によい人を選ぶかどうかは、民主政治が栄えるか否かの大きな分かれめである。選挙は、國民のひとりひとりがほんとうに信頼できる人物を選んで自分たちの代表者とし、これにたいせつな立法権をあたねるための、最も嚴肅な行爲でなければならない。ところが、候補者の中には、なんとかして自分に投票を集めようとするために、選挙民のごきげんを取つたり、都合のよい宣傳をしたり、できもしない約束をしたりするものもある。そうした策に乗せられないで、ガラス玉の中からほんものの宝石を選び出すのは、國民の良識である。國民の代表者がよい法律を作り、よい政治をするようにさせるためには、まず國民の政治的良識が高くならなければならぬ。人を選ぶ國民の目に狂いがなければ、國民はりっぱな代表者を通じて、國民自身の幸福になるような政治を行ふことができる。

法律を作るのは、國会の一番大事な仕事であるが、いくらよい法律を作つても、その運用のしかたが悪ければ、政治の効果は決して上がらない。ところで、法律を運用するには、一方に裁判所があるが、実際の政治の方面で法律の執行をつかさどるのは政府である。したがつて、政治が円滑に行われるためには、國会と政府との間の呼吸がうまく合つて行くことが必要である。そこで、多くの民主國家では、國会と調子のあつた政府を作ることができるようにしなしくみになつてゐる。日本の新憲法で、「内閣総理大臣は、國會議員の中から國会の議決で、これを指名する。」ことになっているのも、そのためである。だから、國民が國會議員を選挙するのは、たゞ國會議員を選んでいるだけではなくて、それと同時に、直接に政治をつかさどる政府の首脳者を選ぶことになるのである。選挙の重要性は、それだけにます／＼大きいといわなければならぬ。

二 選 挙 の 方 法

國会は、政治の筋道を示す法律を作つたり、法律を執行して政治を行う政府の首脳者を決めたりする。だから、國の政治のだいたいの方針は、國会によつて決定されるといつてよい。しかし、國の政治をどういう方向に決めて行くのがよいかについては、いろいろと違つた意見がありうる。そこで、政治に対する考え方の相違によつて、幾つかの政党がてきて来る。そうして、國会で最も多數の議席を占めた政党が立法の方針を左右するし、特に議会中心制の民主主義では、その政党が内閣を組織することになる。一つの政党だけでは力が不十分であれば、似通つた政策を採るうとする二つ以上の政党が、連合して内閣を作る。それを議会政治といふことは前述した。

このように、國政の中心をなす國会の中に政党の対立があつて、互に勢力を争い合うといふことは、國全体の足並みが一致することを妨げるという弊害がないではない。しかし、どういう政治をしたらよいかを、たゞ一つの考え方だけで決めるのは、すぐぶる危険である。やはり、それは反対の立場の人々もあつて、物事を表からも裏からもよくながめ、互に批判し、議論をたゝかわせつゝ、政治をやつて行くところに、民主政治の妙味がある。一つの方針だけが絶対に正しいとして、他の立場からの批判を封じてしまふのは、独裁政治の常用手段であつて、結局は國民を馬鹿うまのように破局にかり立てることになる。たゞ、あまり多くの政党に分かれて勢力争いに浮身をやつすようになると、政治の安定が保たれず、國內動搖の源となるから、二つか三つぐら

いの政党にまとまつて、公明正大な論議をたゝかわせて行くことが望ましい。

それであるから、國民が國會議員を選挙する場合にも、たゞ候補者の人物だけを見るのではなく、その候補者がどういう政党に属し、どういう政治上の信念を持つてゐるかを、十分に考える必要がある。國民は選挙によつて人を選ぶと同時に、政党を選ばなければならぬのである。

それでは、候補者の人物と、その候補者の属してゐる政党との、どちらに重きをもいて選挙すべきであろうか。

これは、なかなかむずかしい問題である。政党の分野がはつきりとして、その政策が確立されるようになれば、言い換えれば、政党がそれなりにできあがつた上は、まず政党を考えて投票すべきである。しかし、政党の境目がはつきりせず、その政策がぐらぐらと変わるような状態では、人物本位に選挙することも必要になつて来る。せっかく一つの政党を支持して、その候補者に票を入れても、当選したあとになつて切りくずしが行われたり、寝がえりを打つたりして、その人が別の党派に行つてしまふということでは、政党本位に選挙をしても無意味になる。だから、私たちは、政党に重きをおくべきではあるが、それと合わせてよく人物を見て、それに投票するのがよいであろう。しかも、選挙が終つてしまえばそれでもう用はすんだというような考えになることなく、それから後も、議員たちの行動を注意深く見まもり、これに公明な批判を加え、りっぱな人々によつて組織されたりrippaな政党を、國民自らの手で育て上げて行くといふ心構えを持つことが必要であろう。

議会政治は、個人を単位としてではなく、政党を単位として行われる。したがって、いかにりっぱな人が選ばれても、その人の属する政党の議員数が少なければ、議会政治をリードして行くことはむずかしい。ところが、選挙をする場合に、ある政党の中のひとりの候補者がきわだつて有名な人物であつたりすると、その人だけに必要以上のたくさん投票が集まつてゆう／＼と当選するが、そのお陰で同じ政党の他の候補者は落選してしまうことになる。そこで、ある候補者が当選するのに十分な票数を得た上は、それ以上の投票はその人のものとして数えず、同じ政党の他の候補の方へ振り向けるというしくみを考えることもできる。この方法もしくはこれに似た他の方法によつて、あの／＼の政党から國民の支持に比例した議員が選ばれるように選挙を行うしくみを「比例代表制」という。

比例代表制は、理論の上では最も進んだ選挙の方法であるが、実際にこれをうまく運用することは、なかなかめんどうでむずかしい。そこで、たゞ單に一つの選挙区からひとりまたはふたり以上の議員を選び出すという普通の方法が、今でも多く用いられている。わが國では、これまで一選挙区からひとりまたはふたりの議員を選ぶのを小選挙区制、三人から五人までの議員を選ぶのを中選挙区制、それ以上の議員を選ぶのを大選挙区制とよんで來た。小選挙区制だと、選挙人が候補者のことによく知っている場合が多く、したがつて地方の名望家を選ぶのに適している。大選挙区制だと、いろいろな候補者を見わたして、その中からよいと思う人を自由に選ぶことができ、それだけ選択の範囲が廣いという長所がある。

いずれにせよ、國會議員の選挙は、民主政治の行う選挙の中でも最も重要なものの一つである。共和國で、國會議員とは別に大統領を選挙するような場合には、その選挙には國民が一番力こぶを入れるのが常であるが、天皇は世襲で定まり、内閣總理大臣は國会の指名で決まる日本のようないくつかの國では、國會議員の選挙は、なんといっても最もたいせつである。國會議員の選挙権は、民主國家の國民の有する尊厳な権利であり、これを良心的に行使することは、またその神聖な責務である。

三 選 挙 権 の 拡 張

民主主義の発達は、主として選挙権拡張の歴史であつた。民主主義のまだ徹底していない時代には、國民に選挙権が與えられていても、その範囲は著しく限られたものであつた。イギリスやアメリカのような國々でも、最初のうちは、財産のない者や、人種の違う者や、ある種の宗教上の教派に属する者は選挙からしめ出されていた。このように、有権者の数が少なければ少ないほど、一般國民の声は封ぜられて、貴族や財産家だけが思うままの政治を行うことができる。それは、專制政治から民主政治への移り行きの、まだ初步の段階であつた。

いつたい、政治上の権力といふものは、用い方で、毒にもなり、薬にもなる。ちょうど、同じ薬品が、薄めて用いれば薬となるのに、これを濃くすると少量で人を殺す毒薬となるように、権力もまた、ひとりの人や少数の人々が独占していると、民衆を苦しめる恐ろしい毒薬になる。した

がつて、権力をなるべく多くの人々に分けて薄め、これを薬として用いることができるようになければならない。ところが、現に権力を握っている人々は、権力を独占していればいるほど、自分たちの利益になるような政治をすることができるから、なか／＼選挙権を多くの人々に拡張することに同意しない。それに、政治を動かしている少数の人々は、どうしても上に立っているような気がして、あゝせいの國民の知識や道徳の程度を低く見くだす癖がついている。そこで、かれらは、そんな者に選挙権を與えることは危険であると言つて、これに反対する。しかも、そういう特權階級がその氣にならなければ、法律を改正して選挙の民主化を行うことはできないのだから、選挙権の拡張ということはなか／＼実現しにくい。その根強い障壁を打ち破つて選挙権を廣く國民の間に行きわたらせ、明かるい公正な民主政治が行われるようになつたのは、次第に高まつて來た國民の政治的自覚と、進歩的な思想家たちの熱心な主張とのお蔭にほかならない。

政治の民主化の長い歴史を通じて、特に重要な意味を持つてゐるのは、選挙権についての財産上の制限が取り除かれて行つた成り行きである。

いつたい、財産を持つてゐる者だけが選挙にたゞさわって、財産のない者を選挙からしめ出すというのは、全く理由のないことである。それなのに、以前は、貧乏人は教育がないとか、教養が低いとかいう口実のもとに、選挙権を、一定の財産上の條件を限つて認めるということが行われていた。しかし、それは結局、財産家だけの利益のためにする金権政治にほかならない。財産の少ない者は、普通どこでも國民の大部分であるし、それらの勤労階級の額に汗する努力によつての差別なく、國民が平等に選挙権を行使することができるようになつて來た。

財産のある、いわゆる上流の人々だけが選挙権を持ち、その代表者を議会に送つて自分たちの利益を守らせるという制度は、初めは、どこの國にも行われた。そういうふうに、金持によつて独占されていた政治権力が、一般の國民にひろげられて行つたのは、一つには、民主主義の思想が強くなり、ますしい勤労階級のために努力する人々が多くなつて來たため、二つには、第十八世紀の末から第十九世紀にかけて、工業の発達に伴なう産業革命という現象が起り、諸國にひろまつたためである。これは、農業や手工業中心の經濟から大工業中心の經濟への変化であつて、それによつて、あゝせいの農村の人々が都市に出て、工場労働に從事することになつた。それらの人々は、それだけ政治に対する知識と自覚を高め、だん／＼と大きな政治勢力を形づくるよう

になつて行つた。かくて、新たに興つて來た労働階級が、都市の小市民や農村の小作人たちと結んで、絶えず政治への参加を要求し、ついに選挙権に関する財産上の條件を取り除くことに成功するにいたつた。

これを日本について見ると、明治の憲法の下で初めて議会制度ができるところには、直接

國稅年額十五圓以上を納めなければ、議員の選挙に加わることができなかつた。それを、明治三十三年の選挙法の改正で、稅額十圓にまで引き下げた。十圓とか十五圓というと、今ではほんのわずかなはした金のようと思われるが、明治二十年、三十年代には、十圓の國稅を納めるということは、相当の收入のある人でなければできなかつたのである。そこで、大正八年には、稅額が三圓に改められた。これに対して、いわゆる普通選挙の運動というものが盛んに展開され、大正十四年の改正選挙法によつて、いつさいの納稅および財産の資格が取り除かれ、租稅を納めない貧乏人であつても、年齢が満二十五年以上であり、重い刑に処せられた者や精神上の不具者でない限り、選挙権を有するといふことになつたのである。

四 婦人参政権

今言う通り、日本では大正十四年に選挙に関する財産上の制限がなくなつた。そこで、そのころの人は、普通選挙が実現されたと言つたのである。しかし、それは男子だけの普通選挙であつて、その中にはひとりの女子も含まれていなかつた。わが國だけではない。他の進歩した民主主義の國々でも、婦人参政権ということはなかなか行われるにいたらなかつた。なぜだろう。なぜならば、西洋でも、昔から長いこと女は男よりも一段地位の低いものと考えられてゐたからである。それに、女子は家庭の仕事に専念しているのであって、男子のように社会的な活動を営むわけではないから、分業という点から考へても、政治の問題に参政するには男子だけでよいといふ

年 次	有 権 者 数	棄 権 率(%)	総人口に対する有権者数の比率(%)	選 挙 区
明治23年	450,872	6,0	1,1	小
" 25年	434,594	6,3	0,9	〃
" 27年	440,113	17,1	1,0	〃
" 27年	460,384	17,0	1,1	〃
" 31年	453,329	12,0	1,0	〃
" 31年	501,459	20,1	1,1	〃
" 35年	983,192	11,6	2,1	大
" 36年	951,860	13,1	2,0	〃
" 37年	757,788	13,3	1,6	〃
" 41年	1,582,676	14,3	3,2	〃
" 45年	1,503,650	10,1	2,8	〃
大正4年	1,546,841	7,9	2,9	〃
" 6年	1,422,118	8,1	2,5	〃
" 9年	3,069,787	13,3	5,4	〃
" 13年	3,288,368	8,8	5,5	〃
昭和3年	12,405,056	19,6	20,0	〃
" 5年	12,651,785	16,7	19,6	〃
" 7年	12,014,963	18,3	18,1	〃
" 11年	14,303,780	21,3	20,4	〃
" 12年	14,075,010	26,7	19,7	〃
" 17年	14,594,287	16,8	19,5	〃
" 21年	37,128,420	27,7	50,0	大 中
" 22年	40,907,493	32,1	52,0	中

(選挙管理委員会事務局の資料による)

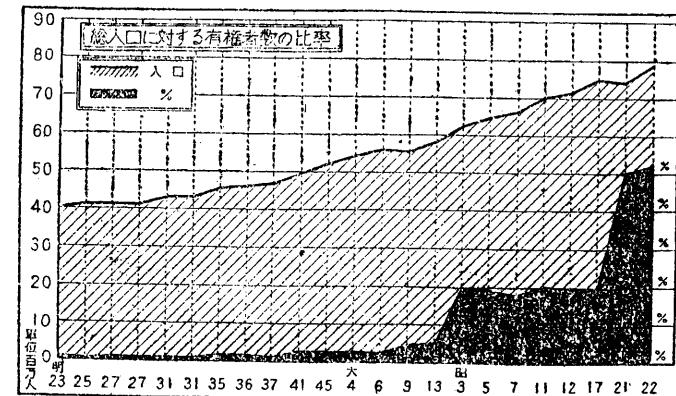
ようになつたのである。

けれども、民主主義の根本精神たる人間平等の立場から見て、かよくな差別は、とうていつまでも維持されるべきはずのものではない。しかし、民主主義は、能力や経験の大小を全く無視して、單にすべての人間を一律平等に取り扱うとするわけではない。現に、選挙権について、どこの國でも一定の年齢上の制限を設け、子供は選挙に加わる資格がないものとされているのである。しかし、男性と女性との区別になると、事情は全く違う、女性が低い地位にちかれていたのは、主として男性が横暴だったからである。婦人の知識が低かったとすれば、それは高い教育を受ける機会が與えられていなかつたためである。平均して、女子の方が男子よりも才能が劣つてゐるかどうかは、わからない。よしんばそういうことが言えるとしても、無能な男子にも選挙権が與えられているのに、すぐれた女子には公民としての資格がないというのは、不合理千万な話である。それに、社会的な活動への婦人の参加は、おいかに世界の大勢となつて來た。婦人のこまかい情操と行きとどいた配慮とは、公共の活動についても、方面によつては男性の及ぶべくもない働きを示すことが明らかになつた。たとえば、衣食住の生活改善は、婦人の政治參與なしには解決されがたい。そういう事情と並行して、イギリスのジョン・ニルス・チャーチillミルをはじめ、多くの先覚者が、婦人に参政権を與えよということを主張し、それが大きな世論となつて、男女平等の選挙権が認められるようになつた。イギリスで婦人参政権が認められたのは、一九一八年であり、アメリカ合衆国では、一九二〇年の憲法改正によつて、一般に婦人も選挙権を行う

ようになつたのである。

日本では、大正（一九一二—一九二五）の終りになつて、男子だけの普通選挙が認められたのであるが、そのころまでは民主主義の方向に発達して來た政治の動きが、昭和の時代にはいるとまもなく、軍國主義や独裁政治の邪道に脱線してしまつた。したがつて、婦人参政権などといふことは、全く問題にされる余地もなくなつたのである。それが今度の戦争の結果として、軍國主義や独裁主義は滅ぼされ、民主主義を改めて政治の上に徹底させることになり、婦人の選挙参加が一挙に実現すると同時に、選挙を行うための年齢の資格も、男女とも満二十歳に引き下げられた。それによって有権者の数は、全國で約二千三百万人の増加をみた。また、選挙されて國會議員となるための年齢上の條件は、衆議院では二十五歳、參議院では三十歳と定まり、若い國會議員や婦人代議士もできて、新しい日本を築くために働いている。

財産上の制限もなくなり、婦人参政権も実現すれば、



- (1) 大正14年の選挙法改正 男子のみの普通選挙 (年齢満25才以上)
(2) 昭和20年の選挙法改正 男女平等の普通選挙 (年齢満20才以上)

それがほんとうの普通選挙である。しかし、ほんとうの普通選挙といつても、選挙権について國民の間になんの制限もなくなつたわけではない。重い犯罪を犯した者や、二十歳未満の少年少女には選挙権はない。だから、どんな普通選挙でも、文字通り國民のすべてに行きわたつてはいるといふわけには行かない。二十歳という年齢の制限は、かなり機械的なものである。二十歳にならないでも、政治のことに関する明かるい、有能な人もあるであろう。三十、四十になつても、政治に無関心な者があるに相違ない。けれども、野球の花形選手を選ぶのは違つて、子供にまで参政権を認めるのは適当でないとすれば、この辺で線を引くよりほかはあるまい。選挙権拡張の歴史は、これでひとまず到達すべき点に到達したものと言つてよいであろう。

五 選挙の権利と選挙の義務

こうして、日本の民主政治は、選挙権という点に関しては、どこの外國に比べても劣らないほどに、國民の間に廣い地盤を持つことになった。しかし、これは、いま言う通り、敗戦の結果なのであって、日本人がほんとうに民主政治の意味を自覚して、自分たちの力で選挙権の範囲をこれまでに押しひろげたわけではない。したがつて、こゝでよほどしっかりと民主政治のしかたをのみこみ、人間としての教養と政治に関する常識とを養つておかないと、この廣く認められた選挙権が宝の持ち腐れになる。一時の困難に打ちひしがれたり、過激な思想に雷同したりして、みんなで独裁者をかつぎ上げたりするようなことがないとは限らない。

たとえば、ドイツは、第一次世界大戦に負けたあとで、ゲーテの死んだワイマールという町で新しい憲法を作り、國会を中心とする高度の民主政治を行うことにした。ところが、國会の中にたくさんの政党ができて、あゝでもない、こうでもないと争つてゐるうちに、ヒトラーに率いらされたナチス党というものが起つて來た。政党政治の煮え切らない態度にあいそをつかしたドイツの國民は、男も女も、その與えられた廣い選挙権を用いて、景氣のよいことをいうナチス党に投票を集中し、これを國会の第一党に仕立て、自ら求めて独裁政治の基礎を確立してしまつた。そのナチスの独裁主義は、だん／＼と國に乗つて、國際法を破り、國際間の信義を踏みにじりつづいて無謀な戦争に突入して、國民を日本以上の慘憺たる運命にあとしいれてしまつた。これでみても、新しい民主主義の憲法ができる、選挙権が國民の間に廣く行きわたつたからといって、それだけで民主政治がうまく行くと思つたら、とんでもないまちがいであることがわかる。

選挙権がどんなに拡張されても、國民が、その與えられた権利を用いて独裁者に投票すれば、民主主義はこわされてしまう。が、しかし、それだけではない。選挙権者の多くがその権利に忠実でなく、投票を怠る場合にも、社會の裏面に隠れて民衆をあやつる独裁者の、思うつぽにはまつてしまふということを忘れてはならない。

なぜかといふと、國民が政治に無関心であれば、ある一つの目的を是が非でも実現しようとする途中だけが、有力な候補者を押し立て、お互に語り合つてその候補者だけに投票を集中する。そうすれば、よしんば、そういうふうにして権力をわがものにしようとする人々が國民の中の少



数であつても、結局は無関心な國民の多数を押さえて、権力を独占するといふ仕事に成功することができる。そうなれば、権力を独占した連中は、多くの國民があとになつてこれはたいへんだと気がついても、もう民主的に自由な選挙を行うことができないよう、政治の組織を根本から変えてしまうかもしれない。だから、多数の有権者が自分たちの権利の上に眠るということは、單に民主政治を弱めるだけでなく、実にその生命をあげやかすのである。

それにもかくわらず、世の中には政治に無頓着な人が少なくない。そういう人々には大別して二つの型がある。第一の型に属するのは、相當に知識もあり、能力もありながら、かえつてそのためには、政治をくだらないこととして見あらそうとする人々である。かれらは、政治のことには夢中になる人々をいやしみ傾きがある。そのくせ、自分よりくだらないと考える人間が権力を握ってしまうと、そのことをだれよりも慨嘆するのは、かれら自身なのである。これに対してもう一

つの型に属するのは、政治などといふことは、自分たちにはわからない高いところにある事柄だと思う人々である。かれらは、自分自身を卑下して來た長い間の習慣で、政治は自分たちには縁の遠いことだと思いこんでいるのである。しかも、政治のよしあしが、自分たちの運命に直接に大きななかへわりを持つものであることに、気がつかないのである。

いうまでもなく、それらはどちらも正しい態度ではない。ほんとうの民主主義では、政治は「すべての人」の仕事でなければならない。

だから、選挙権は、権利ではあるが、同時に義務である。義務であるといふのは、たとえば納稅の義務のように、それを怠れば罰せられるというわけではない。その意味で、熱意と理解とをもつて政治に參與することは、法律上の義務ではなくて、むしろ道徳上の義務である。道徳上の義務であるといふよりも、むしろ多くの人々の幸福を思う愛情の問題なのである。たとえば、農村の婦人が、選挙などとはわからないと言つて棄権したとする。ちいせいの國民の中でも自分ひとりが棄権しても、なんもあるまいと思う。しかし、多くの人々がそういう気持になれば、それはやはり選挙の結果を大きく左右する。選挙場に行かないで、乳ぶさを與えてあやしているわが愛兒が、その一票のために將來独裁政治の犠牲になるかもしれないといふことは、決して物語りでも、おとぎばなしでもない。民主主義とは、そのところにはつきりと氣がついた人々によつて、健全な良識と強い責任感とをもつてなされる行爲を、いわば一つ／＼のれんがとして組み立てられて行く、がっしりとした大きな建築物のようなものなのである。

第五章 多 数 決

一 民主主義と多数決

人間はそれ／＼、天分も違うし、性質も異なるし、境遇もまち／＼であるし、趣味や好みもさまざまである。それを一つの型に当てはめてしまうことは、決して人間を尊重するゆえんではない。だから、人間の尊重ということを根本の精神とする民主主義は、何よりも人々の個性を重んずる。すべての人々が自由にその個性を伸ばし、持つて生まれた天分を大いに發揮して世の中の役に立つことができるよう、平等の機会と教育の自由とを保証しようとする。そういうふうにしてでき上がった社会では、各人が思うことを言い、信ずるところに従つて行動し、公共の福祉に反しない限り「自分自身になりきる自由」を持つているはずなのである。

それであるから、民主主義の政治を行う場合には、多くの人々の中からいろいろな意見が出て、かっぱつに議論がたゞかわせられることになる。各人が自分の判断を主張し、自分の正しいと信ずることを行おうとするのであるから、そうして、各人がそれ／＼違つた立場から違つた意見を提出するのであるから、当然の結果として、さまざま見解の対立が起り、利害の衝突を來たすことを免れない。それは、見方によつては好ましくない、不愉快なことであるかもしれない。

しかし、そこに民主政治の鼓動があり、活力がある。それが止まつてしまえば、民主主義は死んでしまうであろう。

けれども、法律を作つたり、政治の方針を決めたりする場合に、みんなが違つた意見を主張し、お互の判断を固執して譲らないということになると、いつまでたつても結論に達することができない。各人の考えは尊重しなければならないが、さればといって、互に対立するとの考えにも同じように賛成し、甲の意見ももつともだ、乙の主張にも理由があると言つてばかりいたのは、一つの方針でもつて実際問題を解決することは不可能になる。そこで、民主主義は多数決という方法を用いる。みんなで十分に議論をたゞかわせた上で、最後の決定は多数の意見に従うといふのが、民主政治のやり方である。ある一つの意見を原案として掲げ、手をあげたり、起立したり、投票したりして、賛成かどうかを問い合わせ、原則として過半数が賛成ならばその案を採用し、賛成者が少数ならばこれを否決する。そして、一度決めた以上は、反対の考え方人々、すなむち、少数意見の人々もその決定に従つて行動する。それが多数決である。多数による決定には、反対の少数意見の者も服するというのが、民主主義の規律であつて、これなくしては政治上の対立は解決されず、社会生活の秩序は保たれえない。

二 多数決原理に対する疑問

ところで、多数決ということは、一つの便宜的な方法である。元來、法律は正しいものでない

ればならない。政治は正しい方針によつて行われなければならない。しかし、どうするのが正しいかについては、いろいろと意見が分かれられていて、いくら議論を続けても、意見の一致点を見いだすことができないという場合には、法律を作ることも、政治の方針を決めることもできないから、やむをえず多数決によるのである。

しかしながら、多数の意見だから必ず正しいと言ひうるであろうか。少数の賛成者しか得られないから、その主張は、当然まちがつていると考へてよいものであろうか。そうは言ひえないことは、もとより明らかである。實際には、多数で決めたことがあやまりであることもある。少数の意見の方が正しいこともある。むしろ、少数のすぐれた人々がじつくりと物を考へて下した判断の方が、おゝぜいでがや／＼と附和雷同する意見よりも正しいことが多いであろう。いや、國民の中で一番賢明なたゞひとりの考へが、最も正しいものであるといふことができるであろう。それなのに、なぜその少数のすぐれた人々、最も賢明なたゞひとりの人の意見を初めから採用しないで、おゝぜいにかつてな意見を言わせ、多数決というよな機械的な方法で、その中のどれか一つに決めるというやり方を行う必要があるのであらうか。

多数決に対するは、昔からそういうもつともな疑問がある。いや、單に疑問があるばかりではない。それだから、多数の意見によつて船を山に上げるよな民主政治をやめて、最も賢明な人に政治の実権を任せてしまふ方がよい、といふ議論がある。その中でも最も有名なのは、ギリシアの哲学者プラトンの唱えた哲人支配論である。

プラトンは、おゝぜいの愚者が数の力で政治を行ふ民主主義を排斥し、最もすぐれた理性と、最も高い批判力を備えた哲人が政治を指導するよな組織こそ、墮落した人間の魂を救う理想の國家形態であると論じた。このプラトンの理想國家論が後世の政治哲学の上に及ぼした影響は、きわめて大きい。

けれども、プラトンの理想國家論は、政治の理想であるかもしれないが、これをそのまま、現実に行おうとすると、必ず失敗する。なぜならば、最も賢明だと称する人に政治の全権をゆだねて、一般の國民はたゞその哲人の命令に服従して行けばよいといふのは、結局は独裁主義にほかならないからである。独裁主義によれば、独裁者は國民の中で一番偉い人だから、その人の意志に従つていればまちがいはないといふ。しかし、独裁者が國民の中で一番偉い、一番賢明な人物であるといふことは、いつたいだれが決めるのであらうか。独裁者のお取り巻きがそう言つたらといつて、それがそ�であるといふ保証にはならないし、實際にはそれがたいへんなまやかしものであるかもしれない。また、よしんば独裁者がほんとうに偉い人であつたとしても、同じ人間が長いこと大きな権力を握つていると、必ず腐敗が起り、堕落が生ずる。そして、権力が少數の人々に集中しているために、それが薬にならずに、毒となつて作用する。その悪い作用を國民に隠して、独裁政治のいい点だけを宣傳するために、いろいろなうそをいふ。無理な政治をして、はなぐしい成功を誇ろうとする。その結果は、無理に無理を重ねて、國民をならくのぶちにおとしいれるよな、取り返しのつかない失敗を演ずる。ヒトラーを無類の英雄に仕立てて、

これこそプラトンの理想國家を実現したようなものだと自慢していたナチスードイツの運命は、独裁政治を二度と再び繰り返してはならないという教訓を、人類にはつきりと示したものであるといわなければならぬ。

独裁主義は、民主政治を「衆愚政治」だと言って非難する。なるほど、民主主義も、そういう弊害に陥ることがないとはいえない。しかし、教育が普及し、知識が向上した今日の國民は、プラトンの時代の國民とは違う。國民が健全な政治道徳を心得てさえいれば、おしゃせいの人々の考えを集めて事を議して行くことは、「船頭多くして船山にのぼる」結果にはならないで、「三人寄れば文殊の知恵」という利益を大いに發揮することができる。政治のたいせつな要点を國民に隠して、たゞ指導者の言うがまゝについて來させたのでは、國民の中にある知恵の鉱脈を掘り当てることができない。そうして、國民がめくらにされるばかりでなく、独裁者もまた國民からの批判を受ける機会がないから、自分自身もめくらになつて、馬車うまのように破滅のふちに突進してしまう。その危険を避けるためには、なるべく多くの人々が政治に參與して、多数決で意見をまとめて行くという以外に、よい方法はないのである。

それに、民主主義もまた、決してたゞ玉石混じりの衆議だけを重んずるのではなく、國民の間から誠見のすぐれた人を選んで、その人に政治を任せることを用いるのである。國民がみんなで法律を作ることを議する代わりに、國會議員を選挙し、その道の熟練家に立法の仕事を任せせるのも、それである。國会の指名によつて内閣總理大臣を立て、他の國務大臣には内閣總理

大臣がこれはと思う人々を選び、その政府が行政をつかさどつて行くようなしくみになつてゐるのも、それである。たゞ、立法権にせよ、行政権にせよ、ある決まつた人たちだけが長くそれをひとり占めしていると、きつといろ／＼な弊害が生ずる。ちょうど、水が長いこと一箇所にたまつていると、ぼうぶらがわいたり、腐つたりするようだ。だから、民主政治では、國會議員の任期を限つて、たび／＼総選挙を行い、それとともに政府の顔ぶれも変わるようにして、常に政治の中心に新しい水が流れこむようなくふうがしてある。つまり、民主政治は、「多数決主義」と「選良主義」との長所を取つて、それを組み合せたようなぐあいになつてゐるということがでさよう。

三 民主政治の落し穴

しかし、それにしても、民主政治を運用して行く根本のしかたが多数決であることには変わりはない。國民の間から國會議員を選ぶにしても、最も多くの投票を得た人が當選する。國会で法律を作る場合にも、多數でその可否を決する。内閣總理大臣を指名するのも、國会での多數の意向によるのである。したがつて、民主政治は「多數の支配」である。多數で決めたことが、國民全体の意志として通用するのである。

しかるに、前に言ったように多數の意見だからその方が常に少數の意見よりも正しいということは、決して言いえない。中世の時代には、すべての人々は、太陽や星が人間の住む世界を中心

にしてしまわっているのだと信じていた。近世の初めになつて、コペルニクスやガリレオが現われて、天動説の誤りを正した。その当時には、天動説は絶対の多数意見であつた。地動説を正しいと信じたのは、ほんの少数の人々にすぎなかつた。それと同じように、政治上の判断の場合にも、少数の人々の進んだ意見の方が、おもやせいか信じて疑わないことよりも正しい場合が少なくない。それなのに、なんでも多数の力で押し通し、正しい少数の意見には耳もかさないというふうになれば、それはまさに「多数党の横暴」である。民主主義は、この弊害を、なんとかして防いで行かなければならぬ。

多数決という方法は、用い方によつては、多数党の横暴という弊を招くばかりでなく、民主主義そのものの根底を破壊するような結果に陥ることがある。なぜならば、多数の力さえ獲得すればどんなことでもできるということになると、多数の勢いに乗じて一つの政治方針だけを絶対に正しいものにまでまつり上げ、いつさいの反対や批判を封じ去つて、一举に独裁政治体制を作り上げてしまうことができるからである。

もう一度、ドイツの場合を引き合いに出すことにしよう。

第一次世界大戦に負けたドイツは、ワイマールといふ町で憲法を作つて、高度の民主主義の制度を採用した。ワイマール憲法によると、國の権力の根源は國民にある。その國民の意志に基づいて國政の中心をなすものは、國会である。國會議員は、男女平等の普通選挙によつて選ばれ、法律は國会の多数決で定め、國会の多数党が中心となつて内閣を組織し、法律によつて政治を行

う。そういうしくみだけからいえば、ワイマール憲法のもとでのドイツは、どこの國にもひけを取らないりっぱな民主國家であつた。

ところが、國会の中にたくさんの政党ができ、それが互に勢力を争つてゐるうちに、ドイツ國民はだん／＼と議会政治に飽きて來た。どつちつかずのふら／＼した政党政治の代わりに、一つの方向にまつしじぐらに國民を引っ張つて行く、強い政治力が現われることを望むようになつた。そこへ出現したのがナチス党である。初めはわずか七名しかなかまがいなかつたといわれるナチス党は、たちまちのうちに國民の中に人氣を博し、一九三三年一月の総選挙の結果、とう／＼ドイツ國会の第一党となつた。かくて内閣を組織したヒトラーは、國会の多数決を利用して、政府に行政権のみならず立法権をも與える法律を制定させた。政府が立法権を握つてしまえば、どんな政治でも思うがままに行うことができる。議会は無用の長物と化する。ドイツは完全な独裁主義の國となつて、國民はヒトラーの宣傳とナチス党の彈圧との下に、まつしじぐらに戰争へ、そして、まつしじぐらに破滅へとかり立てられて行つたのである。

動物の世界にも、それによく似た現象がある。すなわち、ほとゝぎすという鳥は、自分で巣を作らないで、うぐいすの巣に卵を生みつける。うぐいすの母親は、それと自分の生んだ卵とを差別しないで暖める。ところが、ほとゝぎすの卵はうぐいすの卵よりも孵化日数が短い。だから、ほとゝぎすの卵の方が先にひなになり、だん／＼と大きくなつてその巣を独占し、うぐいすの卵を巢の外に押し出して、地面に落してみんなこわしてしまう。

多数を占めた政党に、無分別に権力を與える民主主義は、愚かなうぐいすの母親と同じことである。そこを利用して、独裁主義のほとゝぎすが、民主政治の巢ともいべき国会の中に卵を生みつける。そして、初めのうちはおとなしくしているが、一たび多数を制すると、たちまち正体を現わし、すべての反対党を追い拂って、国会を独占してしまう。民主主義はいつべんにこわれて、独裁主義だけがのさばることになる。ドイツの場合は、まさにそうであった。こういうことが再び繰り返されないとは限らない。民主國家の國民は、民主政治にもそういう落し穴があることを、十分に注意してかゝる必要がある。

四 多数決と言論の自由

多数決の方法に伴なうかような弊害を防ぐためには、何よりもまず言論の自由を重んじなければならない。言論の自由こそは、民主主義をあらゆる独裁主義の野望から守るたてであり、安全弁である。したがつて、ある一つの政党がどんなに國会の多数を占めることになつても、反対の少数意見の発言を封ずるということは許されない。幾つかの政党が並び存して、互に批判し合ひ、議論をたゝかわせ合うというところに、民主主義の進歩がある。それを、「拳國一致」とか「一國一党」とかいうようなことを言って、反対党の言論を禁じてしまえば、政治の進歩もまた止まつてしまふのである。だから、民主主義は多数決を重んずるが、いかなる多数の力をもつてしても、言論の自由を奪うということは絶対に許さるべきでない。何事も多数決によるのが民主主義ではあるが、どんな多数といえども、民主主義そのものを否定するような決定をする資格はない。

言論の自由ということは、個人意志の尊重であり、したがつて、少数意見を尊重しなければならないのは、そのためである。もちろん、國民さえ賢明であるならば、多数意見の方が少数意見よりも真理に近いのが常であろう。しかし、多数意見の方が正しい場合にも、少数の反対説のいうところをよく聞き、それによって多数の支持する意見をもう一度考え方にしてみると、これは、真理をいつそう確かな基礎の上にむくゆえんである。これに反して、少数説の方がほんとうは正しいにもかゝわらず、多数の意見を無理に通してしまひ、少数の人々の言うことに耳を傾けないならば、政治の中にあるしこむ眞理の光はむなしくなえきられてしまう。そういう態度は、社会の陥りでいる誤りを正す機会を、自ら求めて永久に失うものであるといわなければならぬ。

だから、多数決によるのは、多数の意見ならば正しいと決めてかゝることを意味するものではないのである。たゞ、対立する幾つかの意見の中でどれが正しいかは、あらかじめ判断しえないことが多い。神ならば、その中でどれが眞理であるかを即座に決定しうるであろう。しかし、神ならぬ人間が、神のような權威をもつて断定を下すことは、思い上がつた独斷の態度にほかならないのである。さればといって、どれが進むべきほんとうの道であるかわからぬといふだけでは、問題はいつまでたつても解決しない。だから、多数決によつて一應の解決をつくるのである。つまり、多数決は、これならば確かに正しいと決定してしまうことではなくて、それで一應

問題のけりをつけて、先に進んでみるための方法なのである。

それでは、対立する幾つかの意見の中どそれが正しいかは、いつまでたってもわからないのであろうか。

いや、決してそんなことはない。正しい道と正しくない道との区別は、やがてはっきりとわかる時が来る。何でわかるかというと、経験がそれを教えてくれるのである。神ならぬ人間には、あらかじめその区別を絶対の確実さをもつて知ることはできない。しかし、一應多数決によつて問題のけりをつけ、その方針で法律を作り、政治をやつてみると、その結果は、まもなく実地の上に現われて来る。公共の福祉のためにやはりその方がよかつた、ということになる場合もある。逆に、多数の意見で決めた方針がまちがついて、少数意見に従つてしまつた方がよかつたということが、事実によつて明らかに示される場合もある。前の場合ならば、それはそのままよい。あとのような場合には、少数意見によつて示された方針によつて法律を改め、政治のやり方を変えて行く必要が起る。その場合には、國民はもはや前の多数意見を支持しないであろう。反対に、今まででは少数であつた意見の方を多くの人々が支持するようになるであろう。そうなれば、以前の多数意見は少数意見になり、少数意見は多数意見に成長して、改めて國会で議決することにより、法律を改正することができる。このようにして、法律がだん／＼と進歩して行つて、政治が次第に正しい方向に向かうようになつて行く。かくのごとくに、多数決の結果を絶えず経験によつて修正し、國民の批判と協力とを通じて政治を不斷に進歩させて行くところに、民主主



義のほんとうの強みがある。少数の声を絶えず聞くという努力を怠り、たゞ多数決主義だけをふりまわすのは、民主主義の堕落した形であるにすぎない。

独裁者は豪語する。「予の判断に狂いはない、予の示す方向は必ず正しい。人民どもよ、黙つてついて來い。批判や反対は許さない。現在の犠牲をいとうな。將來の幸福は予が保証する。よしんばおまえたちは苦しみの生涯さいがいを送るとしても、その苦勞はおまえたちの子孫の幸福となつて実を結ぶ。だから、しんばうせよ。民族の繁榮のために。國家の發展のために。」と。

國民の大部分は、独裁者のこの予言に陶酔する。他の人は、これを疑い、これに反対の考え方をいだいているが、その氣持をあもてに表わせば縛られる。だから、しかたなしについて行く。独裁者の予言がとほうもないから手形であつたことがわかる日まで。

この独裁者のごうまんなことばに對して、民主主義は説く。「政治は國民の政治である。政治のもたらす福利は、國

民自ら刈り取ることができる。しかし、それには、國民自身がよく土地を耕し、よい種をまき、除草や施肥や灌水に不斷の努力をしなければならない。いろいろと困難な事情のあるこの世の中で、みごとな政治の実をみのらせるためにはどうすればよいか。その方法は、國民自らが考え、だれもが遠慮なく意見を言い、みんなの相談で決めて行くべきだ。しかし、みんなの意見が一致することは容易にありえない。だから、多数決によつて一つの方針を採用し、みんなでその方針のもとに協力して行く必要がある。もしも多数決で決めたやり方が悪ければ、その結果は秋の収穫の上にはつきりと現われるであろう。そうしたら、来年はその経験を生かして、別の方針でやつてみるがよい。そうやって行くうちに、今日の困難はだん／＼と克服されて、國民自身の幸福のためのりっぱな政治のみのりをあげることができるに相違ない。多数決の結論が時にまちがうことがあるからといって、多数決の方法を捨ててはならない。多数決の方法を捨てれば、必ず独裁主義になる。多数決の方法を取りながら、多数決の犯したまちがいを、更に多数決によつて正して行くのが、ほんとうの民主主義である。」と。

五 多数決による政治の進歩

今日の人類は、無限の宝を持つている。火山を爆発させる水蒸氣の力を利用して汽車や汽船を運轉する。昔の人が雷神のしわざとして恐れていた電氣を用いて、やみを照らし、工場の機械を動かし、電車を走らせる。何千メートルの地下から石油をくみ上げて、モーターをまわし、飛行

機を飛ばす。今度の戦争の末期に現われた原子爆弾は、人類を破滅せしめるような恐るべき武器であるが、その同じ原子力を平和の用途にあてれば、どれほど大きな福祉を人類のためにもたらすかわからない。これらの無限の知識の宝は、人類の長い努力と経験とによって得られたのである。無限に多くの人々がそのために協力しているのである。鉄びんのふたを押し上げる水蒸氣の力にヒントを得て蒸氣機関を発明したのはワットであり、それを應用して汽閑車を作ったのはスティーヴンソンであつた。しかし、そのころのあもぢやのような汽車から、豪華な列車を引いて時速百キロで走る現代の汽閑車になるまでには、無数の技師や職工の血のにじむような努力が積み重ねられている。その間には、何度も失敗が繰り返されたかもしれない。しかし、失敗は発明の母である。一度の失敗にこりて、改善の試みをやめたならば、人類の進歩は、とうの昔に止まつてしまつたに相違ない。

それと同じことが、政治についても言える。政治をやつて、一度で完全に成功しようというのはあまりにも虫のよい話である。人間社会の出来事は、蒸氣や電氣のような自然現象よりも、はるかに複雑である。だから、社会のことを取り扱う政治には、自然力を利用する技術よりも、ずっと失敗が多い。その失敗を生かして、だん／＼とよい政治を築き上げて行くのは、國民全体の責任である。みんなが自由に意見を語り、多数決で政治の方針を立て、やつてみてぐあいの悪いところは、またみんなの相談で直す。それが民主主義である。その手間と労苦とをいとつて、ひとりの考え方だけにすべてを任せ、一度ではなく／＼しい成功を收めようとするのが、独裁政治であ

る。それは、神社に祈つてさえいれば神風が吹くと思うのと同じことである。天は自ら助ける者を助ける。人任せの政治に神風が吹く道理があろうか。

それであるから、民主政治は多数決に誤りがあることを、最初から勘定に入れているのである。しかし、なろうことなら、政治もむだをしない方がよい。多数で決めたことが、初めから正しい政治の方向と一致している方が望ましい。それには、國民の政治上の教養を高めることが、第一の條件である。多数決によつて運用される民主主義を非難する者は、口をそろえて民主主義は衆愚政治だという。なるほど、國民がそろつてばか者の集まりならば、おゝぜいのばか者が信することほど、まちがいが大きいことにならう。しかし、國民の間に知識が普及し、教養が高まつて行きつゝある今日、依然としてそういうことを考えるのは、自分自身が一番の愚か者であることを証拠だてているのである。そういう人間は、裏長屋の貧乏人や台所のあさんどんに選挙権を與えれば政治が乱れるといつて、普通選挙や婦人参政権に反対した。ところが、今日の多くの國々では、選挙権が拡大されるにつれて、ます／＼明かるいよい政治が行われるようになつて來ている。

それでは、日本はどうであろうか、日本人は、自分たちでほんとうの政治上の自覚を持つ前には、戦争の結果として最も廣い政治參與の権利を得た。独裁主義は追放されて、万事が選挙と多数決とで行われる世の中となつた。これで、これから日本の政治が明かるく築き上げられて行くであらうか。もしも國民が、今までのようないに政治的に無自覚であれば、それはおぼつかない。

これに反して、みんなが勉強して政治に興味を持ち、自分たちの責任と努力とをもつて多数決の原理を正しく運用して行くならば、やがて焦土の上にも明朗な世の中が築き上げられるであろう。世界じゅうの人を見守つてゐる。そこへ至る道は、國民のひとりひとりが毎日踏みしめて行く正しい一步一歩によつて開かれるのだ。

第六章 目ざめた有権者

一 民主主義と世論

民主主義は、單なる政治の形をさるものでもなければ、古い政治組織を進歩したしくみに改めることだけを意味するものでもない。それは、もつともっと大きな事柄を意味している。眞の民主主義とは、われ〜が日常生活を送るその方法なのである。世の中には、人間の個人としての力ではどうすることもできないいろ〜な事柄がある。そのように、個人個人の努力では到底実現できない仕事を、國民のお互の協力によつて達成しうる方法が、民主主義であり、民主政治なのである。

民主國家では、すべての政治の源は國民の意志にある。言い換れば、主権は國民に存する。しかし、國民がみんなで朝から晩まで政治のことを考えているわけには行かないから、自分たちに代わつて政治を行つてくれる代表者を選ぶことになつてゐる。これは、前に述べた通りである。そこで選挙民は、村長・市長・知事・市会議員・國會議員などのような代表者を、自分たちの中から選び出すことになる。これらの代表者が、國民の支持と協力を基礎として、國民の個別々の力では実行しえないようなたいせつな事業、たとえば、学校を作つたり、道路を開いたり、水利を図つたり、疫病や火災や犯罪を防止したりするような仕事を行うのである。だから、國民の代表者は、國民の大多数が何を求めてゐるか、國民にとつて、何が一番たいせつであるかをつかむことに、絶えず努力して行かなければならぬ。

ところで、國民の数は非常に多い。だから、國民のひとりひとりが何を考え、何を望んでいるかを、いち／＼聞いて歩くわけには行かない。といつて、國民の代表者が一部の人々の意見だけを聞いて、それで政治のやり方を決めるというのは、きわめて危険である。そこで、國民は、廣く一般に知れわたるようしなしかたで、その希望や意見を言い表わそうと努める。政治を行う代表者たちは、そういうふうにして表明された國民の氣持を公平に判断し、できるだけ國民の意志にかなうように、實際の政策を決めて行かねばならない。このように、世の中の注目をひいている問題について、たとえば新聞やラジオへの投書とか、雑誌や書物への寄稿とか、國民大会その他の会議での発言とかいう方法によつて、一般的なしなしかたで表明された國民の声を、世論といふ。

今日の社会には世論を傳える道筋がいろ〜と発達している。自分で新聞や雑誌に書いたり、講演をしたり、ラジオの街頭錄音に出かけて行つて意見を述べたりしないでも、ある問題について論じてゐる雑誌がどのくらい賣れたか、ある人の講演にどんな人々が集まり、どれだけ熱心に拍手したか、どんな映画や芝居が人氣があるか、というようなことを通じても、ある程度まで世論を知ることができる。それは、國民に対して、現在どういうことが問題となり、どんな点に関心が持たれているかを知らせる道であると同時に、國民の代表者たちに世論の傾向を判断させる

有力な材料ともなるのである。

しかし、新聞や雑誌やラジオや講演会などは、用い方のいかんによつては、世論を正しく傳える代わりに、ありもしない世論をあるように作り上げたり、ある一つの立場だけに有利なように世論を曲げて行つたりする非常に有力な手段ともなりうる。もしも、自分たちだけの利益を図り、社会の利益を省みない少数の人々が、巨額の金を投じて新聞や雑誌を買収し、一方的な意見や、ありもしない事実を書き立てさせるならば、國民大衆が實際には反対である事柄を、あたかもそれを欲しているように見せかけることができる。そうして、國民の代表者がそれにだまされただけでなく、國民自身すらもが、いつのまにかそれをそうだと思いこんでしまうこともまれではない。人々は、その場合「宣傳」に乗せられているのである。

報道機関を通じて行われる宣傳は、何も悪い働きだけをするわけではない。偽らない事実、國民が知らなければならない事柄を、新聞やラジオや講演会によつて廣く國民に傳えるのは、ぜひしなければならない宣傳である。そういう正確な事実や情報を基礎にして、良識のある國民が、これはこうでなければないと判断したことが、ほんとうの世論なのである。しかし、宣傳は、悪用されると、とんでもない方向に向かつて、國民の判断を誤らせることがある。小人数だけの計画していることが、金と組織の力を通じて議会を動かし、國民に大きな不利益をもたらすような法律を制定させてしまうこともあります。

だから、宣傳の正体をよくつかみ、それがほんものであるか、にせものであるかを明らかに識別することは、民主國家の國民にとっての非常にたいせつな心がけであるといわねばならない。

二 宣傳とはどんなものか

宣傳のことをプロパガンダという。プロパガンダということばが初めて用いられたのは、一六二二年であった。それは、ローマ法王の作った神学校の名まえで、キリスト教の信仰を異教徒に傳えひろめるために、世界に送り出さるべき青年たちを、そこで教育した。それ以来、それが、組織的な宣傳を行う技術の名称となつたのである。

しかし、人類が宣傳を行つたのは、もっとずっと古い時代からのことである。昔の日本でも、大名同士が戦つた時、軍事上の作戦を有利に展開するために、耳から耳へ傳える私語宣傳が行われた。たとえば、人民たちに強い敵対心を植えつけるために、敵を惨酷、非道なもののように言ふらしたり、大義名分は自分の方にあると思ふませる手だてが行われた。

このように、昔は、耳から耳へのことばによる宣傳がほとんど唯一の方法であったが、第十五世紀に印刷術が発明されてからは、文書による宣傳が長足の進歩をとげた。特に第十九世紀には、いつてから、世界の國々での教育の普及はめざましく、字の読める人の数が一躍増加し、廣い読者を目標にする新聞や雑誌などの印刷物が非常に多く刊行され、それを通じて宣傳がきわめて有力に行われるようになつた。だから、印刷機械の進歩と一般教育の普及とは、宣傳技術を発達させる最も大きな要素となつたといつてよい。

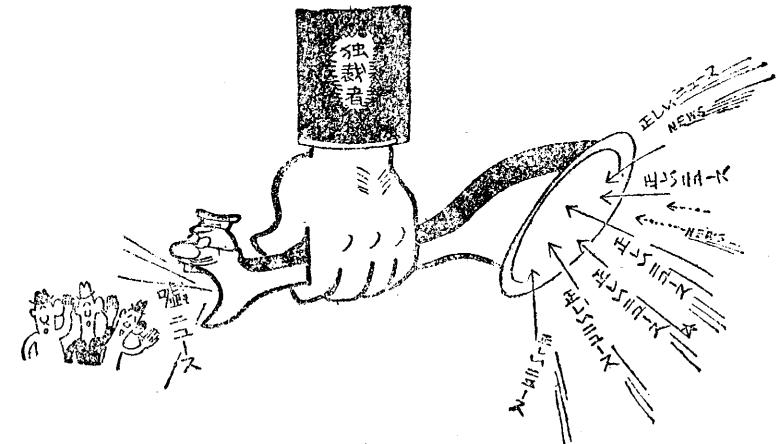
ひろい意味でいえば、宣傳とは、ある事実や思想を、文書やラジオや講演などを通じて大衆に知らせる方法である。だから、一つの目的をもつてあくせいの人々を感じ化し、大衆をそれにかなつたような行動に導くための報道は、すべて宣傳であるといつてよい。しかし、前にも言ったように、宣傳はきわめてしばく悪用される。そういう悪い意味での宣傳とは、利己的目的をねざと隠して、都合のよいことだけをおくせいの人々に傳え、それによつて自分たちの目的を実現するための手段なのである。

たとえば、ある種の雑誌や新聞がある政党と特別の関係を持つてゐるとする。それらの雑誌や新聞がその党から金を出してもらつてゐるという事実を隠して、この党の主張に有利なようを論説や記事を載せるとする。その場合、それらの新聞雑誌はこの党の宣傳の道具になつてゐるのである。その外、おかえの弁士が大衆の考え方を変えさせるために派遣されることもある。多くの資金を

掛けて映画や芝居や小説を作らせ、それを見、それを読む國民が、知らず知らずのうちに一つの考え方だけをほんとうだと思いこんでしまうこともある。

日本國民に大きな悲劇をもたらしたあの太平洋戦争でも、政府や軍部が權力と金とをつかって宣傳のために、初めは戦争をしなくないと思っていた人々も、だん／＼と戦争をしなければならないという氣持になり、戦争に協力するのが國民の務めだと信ずるにいたつた。実際には負け続けてばかりいたのに、まことしやかな大本營発表などといふものにあざむかれて、勝ちいくさだと思いこんでしまつた。戦争がすんで、これほどまでにだまされていたのかとわかつても、あとの祭であつた。宣傳の力の恐ろしさは、日本國民が骨身にしみるほどに知つたはずである。

民主主義の世の中になつて、議会政治が発達すると、政黨が重大な役割を演ずるようになる。政黨人の多くは眞剣であり、經濟の再建や、産業の復興や、社会の改革のためにいろ／＼と考え、それに役立つよな計画を立ててゐるに相違ない。しかし、また、なるべく多くの當選者を出すために、そうして自分たちの政策通りの立法を行い、政府の実權を握るために、バンフレットを出したり、党の大会や演説会を開いたり、ラジオによつて國民に呼びかけたり、さまざまの活動をすることも、事実である。その中には、正々堂々たる宣傳もあるが、隠れた目的のための宣傳がまざつてゐることもある。そうなると、一般の有権者は、どれを信じてよいかわからなくなったり、途方にくれ、健全な判断力を失い、まちがつた主張を支持することになりやすい。それを冷静に判断しうるのが「目ざめた有権者」である。理想的な民主主義の國を築くためには、選舉に



加わる國民のすべてが目ざめた有権者にならなければならぬ。
そこで、たくみな宣傳によつて國民がどんなふうにだまされるかを、もう少し立ち入つて考察してみるとしよう。

三 宣傳によつて國民をあざむく方法

これは政治ではないが、商品の廣告も宣傳の一種である。産業革命以來、商業が盛んになり、廣告も非常に進歩した。じょうずに廣告をするのとしないのとでは、比較にならない遠いがある。どんなよい品を作つても、廣告をしなければ賣れない。悪い品物でも、きかない薬でも、うまく廣告すると、飛ぶようになれる。そこで、廣告のしかたを研究する専門家があつたり、廣告・宣傳を引き受ける業者ができたりするようになった。廣告を信用して、とんでもないものをつかませられる場合があることはだれでも知つてゐる。それにも、かゝわらず、きれいな絵や、好奇心をそくることばなどに乗せられて、ついまた買う氣になる。政治の宣傳も、それと同じようなものだ。

せん動政治家、特にせん動的共産主義者が決まつて目をつけるのは、いつもふみにじられて、世の中に不平を持つてゐる階級である。こういう階級の人たちは、言いたい不満を山ほど持つてゐる。しかし、訴えるところもないし、自分たちには人を動かす力もない。それで、しかたなく黙つてゐる。せん動政治家は、そこをねらつて、その人たちの言いたいことを大声で叫ぶ。その人

氣を取る。もつともらしい公式論をふりまわして、こうすれば富の分配も公平に行き、細民階級の地位も向上するように思いこませる。自分をかつぎ出してくれば、こうもする、あゝもできると約束する。不満が爆発して動亂が起つても、それはかれらの思うつぱである。それを利用して政権にありつく。公約を無視してかつてな政治をする。結局、一番犠牲になるのは、政治の裏面を見抜くことのできなかつた民衆なのである。

せん動政治家が民衆をせん動することを、英語で「デマゴジー」という。日本では、略して「デマ」という。日本語で「デマ」を飛ばすといえれば、いい加減な、でたらめなことを言いふらすという意味である。デマがデマだとわかつていれば、弊害はない。まことしやかなデマには、よほどしつかりしていないと、たいていの人は乗せられる。自分に有利なデマ、相手に不利なデマ、それが入り乱れて飛び、人々はそれを信ずるようになつてしまふ。

これをもう少し分析してみると、宣傳屋が民衆をあざむく方法には、次のような種類があるといひうるだろう。

第一に、宣傳屋は、競争相手やじやまな勢力を追い拂うために、それを悪名をもつてよび、民衆にそれに対する反感を起させようとする。保守的反動主義者・右翼・ファッショ・國賊・左翼・赤・共産主義者など、いろいろな名称が利用される。今までの日本では、自由な考え方を持った進歩的な人々が、「あれは赤だ」という一言で失脚させられた。民主主義がはやり出すと、「あれは反動主義者だ」と言つて、稳健な考え方の人々を葬ろうとするだろう。それに、あることないこと、

取りませて言えば、いつそう効果があるに相違ない。

次は、それとは逆に、自分の立場にりっぱな看板をかゝげ、自分のいうことに美しい着物を着せるという手である。眞理・自由・正義・民主主義などということばは、そういう看板には打つつけである。しかし、ひつじの皮を着たち、かみを仲間だと思いこんだひつじたちは、やすやすとち、かみのえじきになってしまふだろう。

三番めは、自分たちのかつぎ上げようとする人物や、自分たちのやろうとする計画を、かねてから國民の尊敬しているものと結びつけて、民衆にその人物を偉い人だと思わせ、その計画をりっぱなものだと信じさせるやり方である。たとえばドイツ國民には、民族というものを大変に尊く思う氣持があつた。ナチス党は、そこを利用して、ヒトラーはドイツ民族の意志を示すことのできる唯一の人物であるように言いふらした。また、日本人には、昔から天皇をありがたいと思う氣持がある。戦争を計画した連中は、そこをつかって、天皇の実際のお考えがどうであつたかにかゝわらず、自分たちの計画通りにことを運ぶのが天皇のお心にかなうところだと宣傳した。そうして、赤い紙の召集令狀を「天皇のお召し」だと言つて、國民をいやあうなしに戰場に送つた。

四番めには、町の人氣を集めるために、民衆の氣に入るような記事を書き、人々が感心するような写真を新聞などに出すという手もある。たとえば、ふだんはりっぱな官邸に住んで、ぜいたくな生活をしている独裁者でも、労働者と同じように、ショップで土を掘つてゐる映画を見せられ

ば、人々はその独裁者を自分たちの味方だと思う。総理大臣が自動車で遠い郊外にでかけて、貧しい村の入口でうまに乗り替え、農家を訪問して慰労のことばを語つている写真を出せば、人々は、忙がしい大臣が自動車にも乗らずに民情を視察しているのだと思って感心する。

五番めは、眞実とうそをじょうずに織りませる方法である。いかなる宣傳も、うそだけではおそれ速かれ國民に感づかれてしまう。そこで、ほんとうのことを言つて人をひきつけ、自分の話を信用させておいて、だんくとうそまでほんとうだと思わせることに成功する。あるいは、ほんとうの事実でも、その一つの点だけを取り出して示すと、言い表わし方次第では、まるで逆の印象を人々に與えることもできる。きの一例として、次のよろしくある。

印度洋を航海するある貨物船で、船長と一等運轉士とが一日交替で船橋の指揮にあたり、当番の日の航海日誌を書くことになつてゐた。船長ははじめ一方の人物だが、一等運轉士の方は老練な船乗りで、暇さえあれば酒を飲むことを樂しみにしていたために、二人の仲はよくなかつた。ある日、船長が船橋に立つて、一等運轉士が酔っぱらつて、ウイスキーのあきびんを甲板の上にころがしているのが目についた。船長は、それをにがくしく思ったので、その晩航海日誌を書く時に、そのことも記入しておいた。翌日、一等運轉士が任務についてその日誌を読み、まつかに怒つて、船長に抗議を申しこんだ。

「非番の時には、われくは好きなことをしてよいはずです。私は、任務につきながら酒を飲んだのではありません。この日誌を会社の社長が読んだら、私のことをなんと思ひますか。」

「それは私も知っています。」と船長は静かに答えた。「しかし、君がきのう酔つぱらっていたことはまちがいはない。私は、たゞその事実を書いただけです。」

内心の不満を押さえて任務に服した一等運轉士は、その晩の航海日誌に、「きょう、船長は一日じゅう酔つぱらっていなかつた。」と書いた。次の日にそれを見て怒ったのは、船長である。

「私が酔つていなかつたなどと書くのは、けしからんではないか。まるで、私は他の日はいつも酔つぱらつてでもいるように見える。私が酒を一滴も飲まないことは、君も知っているはずだ。君は、うその報告を書いて私を中傷しようとするのだ。」

「さよう。あなたが酒を飲まないことは、私もよく知っています。しかし、あなたがきのう酔つていなかつたことは、事実です。私は、たゞその事実を書いただけです。」と一等運轉士はひやかに答えた。

航海日誌に書かれたことは、どちらも事実である。しかし、言い表わし方のいかんによつては、事実とは反対の印象を読む人に與えることが、これでわかるであろう。

もう一つ、忘れてならない重要なことは、民衆がよほど注意しないと、宣傳戦ではいろいろな立ち場の党派が金をつかつて世論を支配しようと努め、一番多くの資金を持つている者が勝を制するということである。たとえば、ある党派が、企業の國家管理のように、企业家にとつて不利な法案が議会を通過するのを妨げようとして運動し、それがうまく行かないとみると、こんどは、その法律をほとんど骨抜きにするような條文を入れようと努力する。もしも、そのような企てが

金の力で成功したとするならば、民主主義は、それだけ金権政治に道をゆずつたことになるのである。

四 宣 傳 機 閥

現代の発達した宣傳技術で一番大きな役割を演じているのは、新聞と雑誌とラジオである。その他、ポスター・ビラ・映画・講演などもよく利用されるが、今言つた三つは特に重要であり、中でも新聞の持つ力は最も大きい。新聞は、世論の忠実な反映でなければならない。むしろ新聞は確実な事実を基礎として、世論を正しく指導すべきである。しかし、逆にまた新聞によつて世論がねつ造されることも多い。

新聞が宣傳の道具として持つ價値が大きいだけに、これを利用しようとする者は、巨額な金を投じて新聞を買収しようとする。あるいは、自分の手で新聞を発行する。その新聞がどんな人物により、またはどの政党によつて經營されているかがはつきりしていれば、読む人もそのつもりで読むから、大した弊害はない。しかし、それをそうと見破りにくいやうな名まえの新聞でじょうずに宣傳をやると、國民の考え方を大きく左右することができる。違つた名まえの幾つもの新聞を買収すれば、いつそう効果がある。そのようにして、外形だけは民主主義の世の中にも金権政治が幅をきかせる「地獄のさたも金次第」という。金が万能の力をもつて世論を思う通りに動かすようでは、ほんとうの民主主義は行われえない。

新聞の経営には金がかかる。その費用は、購読者が拂う新聞代を集めた額よりもずっと多い。それなのに、どうして新聞の経営が成り立つて行くのだろうか。ほかでもない。その足りない部分は、廣告の收入でまかなわれるのである。したがって、購読者も、それだけ安い新聞代でもしろい新聞が読めることになる。時には、新聞を発行する費用の半分以上が廣告の收入でまかなわれることさえある。それでいて、新聞廣告がどれほどきめがあるかといふことがわかるであろう。廣告がきくということは、新聞が宣傳機關として、それだけすばらしいねうちを持つていることを物語るのである。廣告でさえそのだから、記事をじょうずに、あもしろく、人の目をひくように載せ、珍しい写真などをかしげれば、どんなに効果があるかは、想像にあまりがある。同じ事件を取り扱うにしても、大きな活字で見出しをつけるのと、小さくすみの方にかけるのとでは、まるできめがちがう。無根の事実を書いて人を中傷すれば、あとで小さく取り消しを出しても、その人の信用は地に落ちてしまう。世論を動かす新聞の力は、このようになります。それだけに、新聞を経営する人たちの責任は、きわめて重大であるといわなければならぬ。

これと同じようなことが、雑誌その他の定期刊行物についても言える。雑誌も、発行部数の多い大雑誌になると、宣傳機關として大きな利用價値がある。したがって、雑誌社の経費のかなりの部分が廣告の收入でまかなわれる。

それよりも、もっとももしろいのはラジオである。今の日本では、すべての放送局が一つの放

送協会によつて経営され、その経費は聽取者の拂う料金でまかなわれて、ラジオを廣告につかうということは行われていない。ところが、アメリカでは、六百以上の私設放送局がある。東京の半分ぐらいの都會に幾つもの放送局があつて、いろいろとももしろい番組を作つて競争している。しかも、聽取者からは、いつさい料金を取らない、放送の中に廣告を組み入れ、その料金で經營しているのである。

このように、新聞や雑誌やラジオは廣告にそのももな財源を求めてゐるから、なるべく多くの廣告を得ようとして競争する。廣告を得るために、特に努力しないでも、廣告主の方から廣告を頼みに來る大新聞や大雑誌ならば、わざと廣告主のごきげんを取るようなことをする必要はないが、そうでない場合には、大廣告主の氣に入るような編集をしたり、その感情を害するような記事を載せることを恐れたりすることもありうる。そういう新聞や雑誌だと、廣告主が集まつてこれら宣傳機關に圧力を加え、自分たちにとって不利な法律案が議会を通ることをさまたげるよう、論文や記事の書き方についていろいろと注文をつけることができる。その法律案の悪い点を大きく取り上げたり、その支持者の悪口を書いていたりさせる。そういう技巧によつて、何を知らない読者の氣持を動かしてしまふことは決してむずかしいことではない。

一方また、小さい雑誌や地方新聞の中には、土地の有力者と、不利な事實を書くぞと言つて脅迫し、それを書かないことの代わりに多額の金を出させる者などもある。他方には、自分にとつて有利な記事を載せさせるため、それらの雑誌や新聞にたくさんの金をそゝぎこむ候補者もいる。

そういう悪徳記者や、ずるい候補者がいると、有権者はそれにまどわされて、よい人に投票せず、不適任な人物を選んでしまうことになりがちだ。

新聞記事にはそんな事情でうその書かれることが多いとすれば、それをきびしく監督し、政府が前もって検閲して、そのような弊害を防止すればよいと思うかもしれない。しかし、それはなお悪い結果になる。なぜならば、そうすると、こんどは政府がその権力を利用して、自分の政策のために不利なような論説や記事をさしとめ、その立場にとつて有利なことだけを書かせるようになるからである。それは、國民をめぐらにし、権力者が宣傳機関を独占する最も危険なやり方である。言論機関に対する統制と検閲こそ、独裁者の用いる一番有力な武器なのである。

だから、民主國家では、必ず言論・出版の自由を保障している。それによつて、國民は政府の政策を批判し、不正に対しても堂々と抗議することができる。その自由がある

限り、政治上の不満が直接行動となつて爆発する危険はない。政府が、危険と思う思想を抑圧すると、その思想は必ず地下にもぐつて、だんづと不満や反抗の氣持をつのらせ、ついには社会



的、政治的不安を招くようになる。政府は、國民の世論によつて政治をしなければならないのに、その世論を政府が思うように動かそうとするようでは、民主主義の精神はふみにじられてしまう。政治は眞実に基づいて行わなければならない。しかも、その眞実は自由な討論によつて生み出されるということこそ、民主主義の根本の原則なのである。甲の主張と乙の立場とを自由に討議させる。甲は宣傳によつて國民の心をひきつけ、選挙でも多数の投票を得て、乙に対する勝利を占める。しかし、もしも甲の宣傳が眞実でなかつたならば、その勝利はいつまでも続くだらぬ。國民が眞実を発見する能力を持たなければ、眞実を言つた乙の立場はいつまでも浮かぶ瀬はないであろう。これに反して、國民にその力さえあれば、甲の人氣はやがて地に落ちる。そうして、少数だった乙の立場の方が有力になつて来る。いや、もしも國民がほんとうに賢明であるならば、初めから甲の宣傳に乗せられて判断をあやまることもないであろう。

だから、自由な言論の下で眞実を発見する道は、國民が「目ざめた有権者」になる以外にはない。目ざめた有権者は、最も確かな嘘発見器である。國民さえ賢明ならば、新聞がうそを書いても賣れないから、眞実を報道するようになる。國民の正しい批判には勝てないから、新聞や、雑誌のような宣傳機関は眞の世論を反映するようになる。それによつて政治が常に正しい方向に向かれて行くのだ。

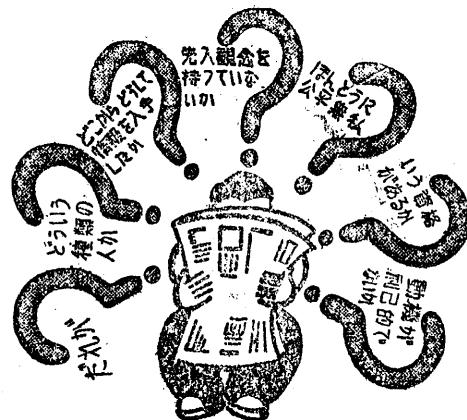
五 報道に対する科学的考察

眞実を探究するのは、科学の任務である。だから、うそと誠、まちがった宣傳と眞実とを区別するには、科学が眞理を探究するのと同じようなしかたで、新聞や雑誌やパンフレットを通じて與えられる報道を、冷靜に考察しなければならない。亂れ飛ぶ宣傳を科学的に考察して、その中から眞実を見つけ出す習慣をつけなければならぬ。

一、科学的考察をするに当たって、まず心がけなければならないのは、先入觀念を取り除くということである。われわれは、長い間の経験や、小さい時から教えられ、言い聞かされたことや、最初に感心して読んだ本や、その他いろいろな原因によつて、ある一つの考え方慣らされ、何ごともまずその立場から判断しようとするくせがついている。それは、よいことである場合もある。しかし、まちがいであることもある。そういう先入觀念を反省しないで物ごとを考へて行くことは、とんでもないかよつた判断にとらわれてしまうものになる。昔の人は、風の神が風をあこし、地下のなまざがあばれると地震になると思っていた。そういう迷信や先入觀念を取り除くことが、科学の発達する第一歩であつた。近ごろでも、日本人は、苦しい戦争の時には「神風」が吹くと信じていた。大本営の発表ならばほんとうだと思いこんでいた。そういう先入觀念ぐらい恐ろしいものはない。政治上の判断からそのような先入觀念を除き去ることは、科学的考察の第一歩である。

二、次にたいせつなのは、情報がどういうところから出ているかを知ることである。読んだり、聞いたりしたことを、そのまま信じこむことは、たゞにあらかなことであるばかりでなく、

情報の科学的考察



また非常に危険である。だから、いつも自分自身に次のようなことを質問してみるがよい。すなわち、だれがそれを書き、それを言つたか。それはどんな連中だらうか。かれらにはそういうことを言う資格があるのか。どこで、どうしてその情報を得たか。かれらは先入觀念を持つてはいいなか。ほんとうに公平無私な人たちか。あるいは、まことしやかなその発表の裏に、何か利己的な動機が隠されてはいないか。こういった質問を自分自身でやつてみると、確かに科学的考察の役に立つであろう。

三、新聞や雑誌などを読む時に、次のようない点に注意する。

イ、社説を読んで、その新聞や雑誌のだいたいの傾向、たとえば、保守か、急進かができるだけ早くつかむこと。

ロ、それがわかつたならば、それとは反対の立場の刊行物も読んで、どちらの言つていることが正しいかを判断すること。

ハ、低級な記事をかゝげたり、異常な興味をそゝるような書き方をしたり、ことさら人に人を中傷したりしているかどうかを見るこ

ニ、論説や記事の見出しが、そこに書かれている内容と比べてみると、記事の内容にはだいたいほんとうのことが書いてあっても、それにふさわしくない標題を大きくかゝげ、読者にまるで違った印象を与えることがあるから、標題を見ただけで早合点してはいけない。

ホ、新聞や雑誌の経営者がどんな人たちか、その背後にどんな後援者がいるかに注意すること。政府の権力に迎合する新聞を御用新聞というが、政府ではなく、金権階級によるような新聞も、御用新聞であることに変わりはない。

四、毎日の新聞やラジオは國際問題でぎわっている。今日では、國の内部の政治は國際問題と切り離すことのできない関係があるから、國際事情には絶えず氣をつけて、その動きを正しく理解することが必要である。戦争前の日本國民は、世界じゅうが日本のやることをどう見ているかをすこしも考えずに、ひとりよがりの優越感にひたつっていた。これからも、日本が國際關係の中でどういう立場にあかれているかを、絶えずしっかりと頭に入れて、その上で國內の問題を考えなければならぬ。國際間の宣傳は、國內にあけるよりもっと激しく、もっとじょうずに行われるから、いろいろなことを主張し、論争している國々の、ほんとうの目的を察知するよう努めなければならない。特に、言論や出版が政府の手で嚴重に統制されている國に対しても、そういう注意がたいせつである。

五、世の中の問題は複雑である。問題の一つの面だけを取り上げて、それで議論をすることは、きわめて危険である。だから、ある主張をする者に対する対しては、問題の他の反面についてどう

思うかを聞いてみるがよい。宣傳を読み、かつ聞くだけでなく、逆にこちらからもいろいろと疑問をいだいて、それを聞いたうす機会を持たなければならぬ。それは、討論会などを盛んに開くことが有益である。学校などでも、クラスごとに時事問題についての討論会を行うがよい。研究グループを作る時には、反対の考え方の人々をも仲間に入れなければならない。それは、科学者の行う実験のようなものである。いろいろな場合をためしてみ、いろいろな人の研究の結果を聞くことによって、誤りはだんごと取り除かれ、共通の一つの眞実が見いだされる。そういうふうにして、物ごとを科学的に考察する習慣をつけておけば、それが民主主義の社会で責任のある行動をする場合に、どんなに役に立つかしれない。

要するに、有権者のひとりひとりが賢明にならなければ、民主主義はうまく行かない。國民が賢明で、物ごとを科学的に考えるようになれば、うその宣傳はたちまち見破られてしまうから、だれも無責任なことを言いふらすことはできなくなる。高い知性と、眞実を愛する心と、発見された眞実を守ろうとする意志と、正しい方針を責任をもって貫ぬく実行力と、そういう人々の間のお互の尊敬と協力と——りっぱな民主國家を建設する原動力はそこにある。そこにだけあって、それ以外にはない。

第七章 政治と國民

一 人任せの政治と自分たちの政治

民主主義が、單に選挙の時に投票をしたりする政治上の民主主義だけでなく、もっと廣い、もっと大きな事柄であることは、前にも述べた通りであるが、その政治上の民主主義を実現するには、各個人が政治に參與することが、不可欠の要件であることもまた、疑いのないところである。教育の普及にせよ、交通の発達にせよ、經濟の繁榮にせよ、政治のよしあしによつて影響されるところが非常に大きい。そのたいせつな政治を、人任せでなく、自分たちの仕事として行うという氣持こそ、民主國家の國民の第一の心構えでなければならない。

日本人の間には、封建時代からのしきたりで、政治は自分たちの仕事ではないという考えがいまだに残っている。東洋では、昔から「由らしむべし、知らしむべからず。」ということが言われて來た。政治をする者は、人々をその命令に従わせておけばよいのであって、政治の根本方針を知らせることは禁物だ、という意味である。政治の方針を知らせると、それをいろいろと批判する者が出て來て、かつてな政治がさきなくなるからである。わが國の政治家も、長い間そういう態度を探つて來たために、國民は、自分たちは政治をされる立場にあるのであって、ほんとうに

自分たちで「政治をする」という考えにはなか／＼なれない。主權は國民にあるといつても、なんのことだかよくわからないという、戸まどつたような氣持が抜けきれない。政治を人任せにするという態度も、そういうところから來ている。

しかし、いったい、政治を人任せにしておいてよいものだろうか。國民の知らないうちに政治家たちによつて戦争が計画され、夫やむすこを戰場に奪い去られ、あげくの果ては、家を焼かれ、財産を失い、食べるものにも窮するような悲惨な境遇にちとしいれられたのは、ついこの間のことではなかつたか。政治のやり方が悪いために、一番ひどい目に合うのは、ほかならぬ國民自身である。反対に、よい政治が行われることによつて、その利益を身にしみて感じる立場にあらる者も、また國民自身である。國民は政治を知らなければならない。政治に深い関心を持たなければならぬ。自分たちの力で政治をよくして行くという強い決意をいだかなければならぬ。政治のよしあしを身にしみてかみ分けることのできるのは、國民であるから、その國民の手で政治を行うのが、政治をよくする唯一の確かな方法である。民主主義の政治原理の根本は、まさにそこにある。國民が、政治を自分たちの仕事と思い、政治の急所をよく理解することは、政治の成果をあげるためにぜひとも必要である。政治は政府だけで行えるものではない。どんなによい政治の方針を立てても、國民がその氣になつて協力しなければ、決してよい結果は得られない。

昭和二十二年の秋の初め、恐ろしい豪雨が関東地方をあそつた。利根川を初め、幾つかの河川

がはんらんして、大洪水となつた。その少し前、東北地方も大水害に見まわれた。これらは天災

には違いないが、どんな天災でも、ある程度まで人力で防げないことはない。政府がしつかりとした方針を立て、國民がそれを自分たちの仕事と思って協力すれば、天災をくい止めることも決して不可能ではない。東北や関東の水害の場合には、戦争中から水源地の森林をむやみに切り倒していたのがいけなかつた。弱つている堤防を補強する代わりに、堤防の上まで耕して畑にしたのが、その決壊を早める原因となつた。政府にも責任があるが、國民が治水や植林を自分たちの仕事と思って、それを真剣に考へることを怠つていたといふそしりも免れないであろう。山や川が水の出やすい状態にある時には、雨の少ない季節になると、今度は深刻な水不足に見まわれる。電力は低下し、水道も止まるようになる。どうすれば、そういう状態を改善することができるか。それを國民自らが考へ、政府をして適切な方針を立てさせ、國民がすゝんでこれに協力して行くのが「國民による、國民のための政治」にほかならない。

自然の災害を防いだり、天然資源を利用したりするにも、國民の協力が必要である。まして、人間の世の中のことをよくして行くためには、國民がその氣になることが、絶対に必要な條件である。インフレーションが恐ろしいことは、だれでも知つてゐる。生産を高めなければならぬことは、みんな承知している。しかし、そのためにはどんな政策を行つても、國民がその氣にならなければ、決して効果はあがらない。人任せの政治では、國民はかげで政府の悪口を言うだけで、自分で責任を持つという氣持にならない。結局、するい人が得をして、正直者がばかをみるとなる。それでは、世の中は悪くなるばかりである。政治をよくして行くには、國民のひとり

ひとりが責任を持たなければならぬわけは、これでわかる。たゞ、國の政治となると、範囲も廣いし、問題も複雑だし、成り行きの見通しも困難だし、それをどう「自分たちの仕事」とするかは、なかなか見当がつかないと思うかもしない。しかし、政治は國の政治だけとは限らない。もっと狭い、もっと手近なところにも政治がある。町にも政治があり、村にも政治がある。國民は、同時に市民であり、町民であり、村民である。國の政治はむずかしくてわからぬ場合でも、町の政治や村の政治ならば、だれにもわかりやすい。それを「自分たちの仕事」と考へるのが、民主政治の第一歩である。

日本の國は、一つの都、一つの道、二つの府、四十二の縣に分かれている。その中にまた、市があり、区があり、町があり、村がある。それらを地方自治團体といふ。明治憲法の下では、中央政府の支配者たちが天下りの命令を出し、地方の政治を動かし、町や村の事情にそぐわないことをも強制した。しかし、今度の憲法の下では、そういうことはできない。地方自治團体には、それとも自分たちの議決機關と執行機關とがあつて、地方民がその任に當たる人々を選挙するこ

となつてゐる。縣議会議員・市議会議員・村議会議員などを選挙するのはもとよりのこと、縣議会・市議会・村議会などで議決した事柄を執行して行く知事や市長や村長なども、みな選挙で決める。だれを代表者に選挙するか。選挙した代表者にどういう政治をしてもらはうか。代表者たちが、縣民・市民・村民などの期待する通りの政治をしているかどうか。そういうことを自分からすゝんで考えて行くことによつて、それらの政治がみんなにとつての「自分たちの仕事」になつていく。それは、決してむずかしいことでもなく、わからないことでもないはずである。

たとえば、ある村に荒地がある。水はけが悪いので耕作に適さない。そこを耕すには、費用もかかるし、労力もたいへんだ。そのために、昔からそのままになつてゐる。しかし、それでよいのか。なんとか金の融通をつけ、みんなの協力でそこを開墾するくふうはないか。川の上流をせき止め、水はけをよくすれば、数町歩の水田が得られるだろう。せき止めた水は、かんがいの用水に役立つだろう。それを村民がくふうし、実行力のある人を村議会議員や村長に選び、その計画を実行したとする。二年や三年は、村の財政は、赤字になるだろう。しかし、四年めには少しは収穫があるだろう。五年めの秋には、ふさ／＼とした黄金のみのりが見られるだろう。もちろん、ものごとすべてそういうまく行くとは限らない。だから、反対もあるうし、反対にも理由があるう。そこをみんなで考える。そうして、多数の賛成者が得られたならば、やってみる。村は進歩し、村民の生活はらくになる。それが村の政治だ。学校を建てるのでも、公民館をりっぱにするのでも、道路を改修するのでも、みな同じことだ。村民とつて、どうしてそれが「人任せの

仕事」であつてよいであろうか。一家協同で耕す野ら仕事が、家族にとって「自分たちの仕事」であるのと同じように、それらはみんな、村人たちの「自分たちの仕事」でなければならない。今の世の中では、國にも、地方にも、町にも、村にも、困難な問題が山のようにある。しかし、日本の問題を日本人が解決しようとしているが、それがそれを解決してくれるか。それと同様く、地方の問題、町の問題、村の問題は、まずその地方の住民が、その町民が、その村民が、自分で考え、自分で解決に努力して行かなければならない。「天は自ら助くるものを助く」という。村が縣の援助を受け、地方が國の補助を受けるのは、それから先のことである。國民全体が努力に努力を重ねて、それでも力の及ばないところがあつてはじめて、外國の援助や協力を期待することができるのと同じである。

地方自治の問題は、地方民の力で解決する。しかし、町民や村民は、それ／＼自分の職業を持つてゐるから、町の政治、村の政治だけにかかりきりになつてゐることはできない。そこで、自分たちの中から代表者を選んで、もつぱらその方面的仕事をしてもらう。けれども、代表者を選んだから、あとはその人たちに任せておけばよいという態度であつてはならない。町長や村長は何をしているか。町議会議員や村議会議員は何を議論しているか。感情問題にとらわれたり、党派の争いに氣を取られたりしてゐるようなことはないか。町民や村民は、いつもそのようなことに注意し、自分たちの代表者のすることを激励批判し、いうべき意見は筋立てて申し出て、みんなで正しく明かるい町の政治、村の政治をもり立てて行かなければならぬ。

政治は、だれにとつても「自分たちの仕事」であるべきだ。しかし、なんといつても、実際の仕事にたずさわつてもらう代表者にその人を得るということは、最もたいせつである。だから、われと思う者は、町長や村議会議員に打つて出るがよい。自分が代表者にならない場合にも、自分で打つて出るのに劣らない熱心さをもつて、自分たちの代表者をはじめに選挙すべきである。

しかし、選挙に熱中しすぎて、冷靜な判断を失うようなことになつても困る。アメリカなどでは、選挙は國民の最も力こぶを入れる行事だから、時にはそれが文字通り鳴りもの入りで行われることもある。人目をひいて選挙戦を有利に導くために、樂隊をやつて大がかりな宣傳をする候補者もある。浮き立つ景氣に心を奪われて、いかもの候補者に投票し、じみなまじめな人を落選させてしまう場合もあるそうだ。日本では、まだプラス・バーンで選挙戦に繰り出す者はないようだが、うわべの宣傳につられて、選ぶべき人を選ばない結果になることは少なくない。政治は神頼みでは解決しない。よい政治は、りっぱな人の力に頼まなければならない。だから、鎮守のお祭以上に選挙に力こぶを入れるようになるのは結構なことだが、それだけ、から宣傳に乗せられないように注意することが、くれぐれもたいせつであろう。

三 國 の 政 治

村の政治は村民の力で、町の政治は町民の意志で、地方の政治は地方民の協力でやつて行くのが、民主的な地方自治の原則である。しかし、村の政治は村だけでは解決しない。地方の問題についても、だん／＼と理解ができるようになって来る。

今の日本で一番たいせつな問題の一つが食糧問題であることは、いうまでもない。その食糧の生産を受け持つ農村は、年じゅう休む暇もない重労働に従事している。アメリカのような國では農村の工業化が大規模に行われていて、畑を耕すのも、種をまくのも、収穫をするのも、脱穀を行つのも、大部分機械の力でやる。飛行機で空から種をまくことすら行つてゐる。日本のように土地が狭く、水田の多い國で、そのまねをすることはできないが、せめて電力や畜力だけでももつと豊富に、有効に使うようになれば、どのくらい農業生産の能率があがるかわからない。そうなれば、農村でも文化や教養にもつともつと力を注ぐ暇ができるのであろう。しかし、それには、水力電氣をもつと開発しなければならない。石炭も増産しなければならないし、畜産を奨励し、農業機械の改良・普及も図らなければならない。そういうことは、一村・一町・一地方の問題ではなくて、國全体の政治がこれに協力することによつてはじめて解決される。

これはほんの一例であるが、この一例でもわかるように、地方の政治は、すべて國全体の政治と密接に結びついている。だから、村の政治を真剣に考える人々は、地方の政治にも熱心になら

ざるを得ない。地方の問題に熱心な人々は、國全体の政治に深く心を配らないではいられない。村の政治を自分の仕事と思う氣持は、そのまゝ、國の政治を自分の仕事と考える態度となつて来るはずなのである。

しかし、町や村の政治から府や縣の政治へ、地方の政治から國全体の政治へと範囲が廣がつて來るにつれて、問題が複雑の度をまして來ることは確かである。國の政治といえども、國民が「自分たちの仕事」と考えなければならぬことに変わりはないが、一町一村の事柄と違つて、國全体の政治となると、一般の國民には、細かいところにまで立ち入つて、問題の要点をつかむことはむずかしい場合が多い。それに、町や村ならば、自分でその代表者に打つて出る機会も多いが、國全体の政治だと、國會議員や大臣になつて自分で政治をつかさどる立場に立つということは、ごく少数の人々に限られる。したがつて、大多数の國民にとっては、できるだけよい代表者を國會議員に選出することが、國の政治に関與する最もたいせつな筋道だということになる。

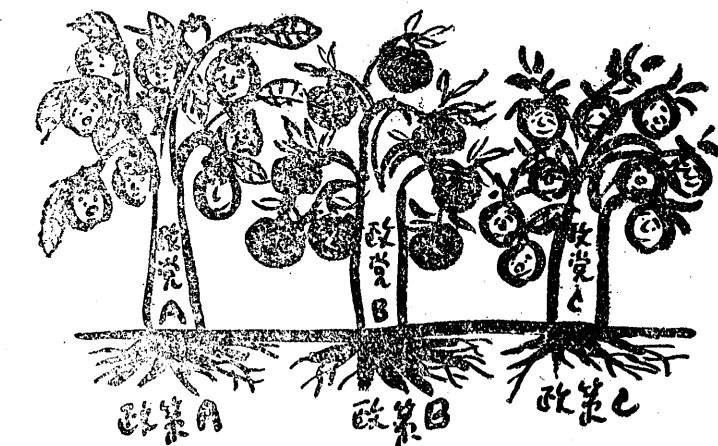
ところで、同じく代表者を選ぶにしても、町議會議員や村議會議員ならば、選舉民は候補者の経歴や性質や意見をよく知つてゐるから、だれを選ぶかを容易に決めることができる。これに反して國會議員となると、候補者の公報を見て、はじめて名前や職業などを知るような場合が少なくない。その中から品定めをするのだから、いわば写眞結婚のようなもので、なか／＼どれがよいかを決めかねる。政見発表の演説やラジオを聞いても、それをそのままに受け取つてよいかどうかがあやぶまれる。それでは、選ぶ方も不安心だし、選ばれる方から見ても、投票が偶然にならぬ。

よつて支配されることになつて、あいが悪い。また、選舉された何百人かの國會議員が、各個ばらばらの意見を主張し、各個別々の判断によつて行動するというのであつては、政治の方針のしめくくりがつかない。そういう不都合は、どういう方法によつて取り除かれうるであろうか。

四 政 党

今述べたような不都合を取り除くために、民主政治の発達とともに発達して來たものは、政党である。民主政治は、政党を本位として行われる。國民にとっては、「人」を選ぶことはむずかしくとも、どの「党」の主義主張に賛成すべきかを決めることがたやすい。代議士にとっては、個人としてではなく、政党の一員として行動することによつて、その抱負を國政の上に強く押し進めて行くことができる。政党は、地方の政治の場合にもいろいろな役割を演ずるが、特に、國全体の政治は政党によらないでは民主的に運用することはできない。それだけに、よい場合には非常によい働きをするし、悪い場合にはいろいろと弊害を伴なうのが、政党政治だといわなければならない。

政党は、政治について、同じような主義主張を有する人々によつて作られる團体である。政治上の見解は、人によつて大なり小なり違うのがあたりまえであるが、共通な点を取りまとめて行けばだいたいとして幾つかの色彩に区分することができる。そうすれば、その共通の政策をはつきりと理論づけ、その原理を高くかゝげ、一定の方針の下に正々堂々と進退しうるようになる。



そこに政党の意義がある。政治家はどれかの政党に属して選挙戦に臨む。國民は、どの政党の政策を支持すべきかを判断し、合わせて候補者の人柄を考え、これはと思う人に投票する。もの／＼の政党が、國民の支持に應じて、あるいは多数の、あるいは少数の代議士を國会に送りこむ。そうして、反対の政党と議論をたゝかわせたり、似通つた考え方の政党同士が協力したりして、國の政治の方針を決めて行く。國民は、それを激励したり、批判したりして、自分たちの期待する政治が行われるようにならなければ「自己たちの仕事」となっていく。

國の政治は複雑でむずかしい。複雑でむずかしいから、どういう政策を実行するのが正しいかについては、いろいろと意見が分かれる。だから、二つも三つも、時には五つも六つも違つた政党がきて来る。政党が幾つかに分かれるのは、当然のことである。それなのに、一つの政党の立場だけを正しいとし、他の立

場の政党を認めないというのは、民主主義ではない。それは独裁主義である。

独裁主義は、反対党の存在を許さない。したがつて、一國一党などといつて、権力で思想を統制してしまう。これに反して、民主主義は言論の自由と政党を選ぶ自由とをたつとぶ。だから、多数党が政権を握つても、必ずその反対党があつて、政府のやることを遠慮なく批判する。それによつて、政府や多数党も自分の政策について反省することになるし、國民も、どういうところに問題があり、それについてどういう考え方がありうるかを知ることができる。少数党の意見は多数決によつて否決されても、その見解が正しければ、だん／＼と國民の支持を得て、少数党も多数党に成長する。このようにして運用されて行くのが、民主政治の正しいあり方である。

しかし、さればといつて、政党の数があまりに多くなることは、決して歓迎すべき状態ではない。政党が五つにも六つにも分かれると、その中のどれか一つが國会の過半数を占めるということは、非常に困難になる。したがつて、國会の多数党が内閣を組織する場合、一つの政党だけでは力が足りないで、二つも三つもの政党の寄り合い世帯を作ることになる。二つ以上の政党が政策を協定して連立内閣を作ることが悪いというわけではないが、そういう政府は、や／＼もすれば政治力が弱くなることがある。一つの信念をもつてはつきりした政策を一貫させることができない。政府の中で折り合いが悪くなりやすい。一つの党が寝がえりを打つと、與党が少数になつて、内閣が立ち行かなくなる。政府がいつも短命であつたり、政府の政策が中途半端でぐら／＼変わつたりすると、國民はだん／＼と議会政治を信用しなくなる。そうして、反動的に、一筋道

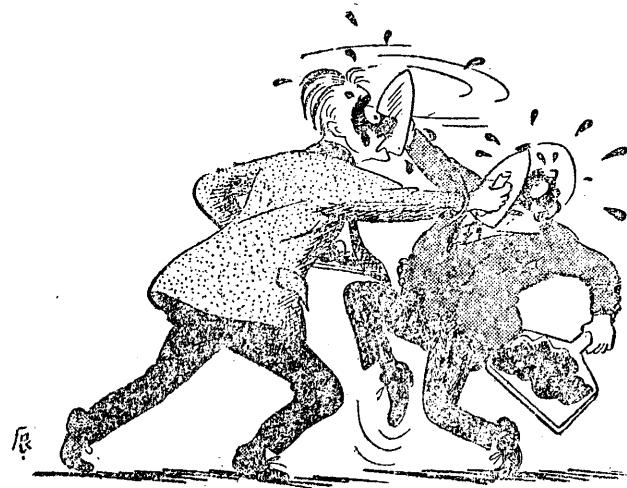
をまっしぐらに進む徹底した政治を求めて、独裁主義に走るものが生ずる。

だから、あまりに多くの政党に分裂するということはできるだけ避けなければならない。現在の日本のように、民主政治が行われてまもない状態では、ある党から打って出た代議士が、いつの間にかその党から脱退したり、無所属の議員や灰色の小会派をかり集めて新党を作つたりすることも、ある程度まではやむをえないにしても、早くそういう状態を清算することが望ましい。そうして、はつきりした主義を持つ二つか三つの大きな政党だけになつて、小細工をする余地がない、堂々とした議会政治が行われるようになつて行かなければならない。

五 政党政治の弊害

民主政治は多数決によつて行われる。選挙の場合にも、最も多くの投票を得た候補者が当選する。国会で法律を作るのも、内閣総理大臣を指名するのも、多数の決定するところによる。前の一章で述べたように、この多数決原理を否定しては、民主政治は成り立たない。したがつて、民主政治でものをいふのは数である。多数を得んがための公明正大な争いは、民主政治を押し進めるための原動力である。しかし、その反面また、そこに政党政治に特有の弊害がかもし出されることは注意しなければならない。

政党政治に最もありがちな弊害は、「どろ仕合」である。政党は、是が非でも多数を獲得しようとするから、とかくそのために手段を選ばないことになりやすい。そこで、選挙の際には、相手



の政党の勢力をそぐために、單なる攻撃のための攻撃を行う。あることないことを並べ立てて、政敵の立場を不利に導こうとする。果ては候補者の私生活までもあばいて、中傷や人身攻撃をやる。攻撃される方も、黙つてはいられないから、「賣りことばに買ひことば」で、同じように公私の別を無視したそしり合いをする。そういうどろ仕合は相手の顔にどろをぬるつもりで、実は自分の顔にもどろをぬることになる。否、政党政治そのもの、民主主義そのものの顔にどろをぬることになる。こうしたどろ仕合は、総選挙がすんでもまだ終らないで、國会が成立したのちにまで持ち越されることがある。そうなると、一つの政党が他の政党の切りくずしをやる。政敵の信用を落すような事実をさがし出して、ばくろ戦術を試みる。数ではかなわないとみると、政府の提出した法律案に對して長い反対演説をやる。賛成演説に対しても、野次を飛ばして議場を混乱させる。同じような質問を繰り返して審議を

長びかせる。議長が討論を打ち切ろうとすれば、「横暴」と叫ぶ。果ては議長席につめよせたり、乱闘さわざまで演ずる。そうして採決をあくらせて、審議未了ということに持ちこもうとする。審議未了のまゝ会期が終れば、多数党といえども法律案を通過させることができない。少数党は少数党で、そのような作戦を用いることがまれでない。

そういうところ仕合と並んで、政党政治につきまとう大きな弊害は、金の誘惑である。「地獄のさたも金次第」というが、政治の世界も金で動かされることが多い。公明な選挙であっても、多額の金がかゝるのが普通である。まして選挙民に金をばらまいたり、新聞を買収したりすれば、ばくだいな費用がいる。選挙の費用の一部は党から出すにしても、政党は株式会社ではないから、自分で金をもうけることはできない。そこで、財閥から金を出してもらうということになれば、政権は金権によつて左右されてしまう。以前の日本では、しば〳〵そういうことが行われた。政友会の黒幕は三井、民政党の金主は三菱^{ミヅシマ}ということは、國民の常識にまでなつた。そんなありますまでは、公明な政治の行われるはずはない。またその金が流れ、選挙民がそれによって買収されるようになつては、民主政治もおしまいである。昭和の時代になつて、軍を中心とする独裁政治が横行するにいたつた大きな原因の一つは、こうした政党政治の腐敗にあつた。

これらの弊害を取り除くにはどうしたらよいか。

その第一は、政党が公党としての自覚に徹底することである。政党は、國民を代表してその主張を政治の上に実現して行こうとするものであるから、はつきりした政策を掲げ、それを忠実に

遂行するように努めなければならない。しかし政治は生きものであるから、はつきりした政策といつても、現実に合わない公式論では困る。そこで、移り変わる世の中の事情に應じうるよう、その政策に絶えず新味と彈力性を持たせて行くことが必要である。政党人はそういう政策を中心として公明正大に行動し、公表された政策に共鳴する國民は、その政党に信頼してこれを支持するようになれば、政党が金や情実によつて動かされる危険は、よほど少なくなるに相違ない。

第二に、政党それ自身が民主主義的に組織されることである。政党にりっぱな人物を得ることがたいせつであるのは、今までもない。政党は、政策と人とによろしきを得ることによつて発展する。特に、党の幹部がしつかりしていなければ、とうてい政党の團結を維持して行くことはできない。しかし、幹部がしつかりしているということと、幹部の命令が独裁的に行われるということは、全然違う。政党が金で動くようになると、党の幹部の一番だいじな仕事は金を集めることになつてしまふ。そうして、そうした点で最も有力な人間が總裁にたてまつられ、むづかしいことはすべて總裁一任ということになる。

政党は民主政治の中心であるから、その内部が民主的に組織されなければならないことは、あたりまえである。党的規律は重んぜられなければならないけれども、それと並んで党の中での公論討議が尊重され、指導的な人物が推されて幹部になるというふうでなければならない。それと同時に、党的経費は、財閥や少数の金持からみつがれるのではなく、なるべく廣い支持者の寄附金によつてまかなわれるようすべくである。

第三に、政党には、相手方の立場を理解する雅量が必要である。政党は、それ／＼違った主義や綱領によつて立つてゐるのであるから、その間に対立があり、政争が行わるのは当然である。しかし、いかに政党の間に対立があつても、それは結局、國の政治をよくし、國民生活を向上させるためなのであるから、互に主義主張を争うことそのことによつて、すべての政党が同じ一つの目的に向かつて協力してゐるはずでなければならない。だから、政党は、相手方の主張にもよく耳を傾け、正しい意見は進んで採り入れるだけの寛容さを持たなければならぬ。特に、多数党は少数党の主張を重んじなければならぬ。多数によつて少数を圧迫し、是非にかゝわらず採決で勝利を獲得すれば、多数党の横暴となることを免れない。國民の禍福の分かれ道になる問題を、右からも左からも、上からも下からも見てよく研究し、互の論議を重ねつゝ、たゞ一つの真理を発見して行こうとする謙譲の精神があつてこそ、花も実もある政党政治が行はれうる。

しかし、これらのことの根本をなすのは、國民の良識である。政党は、國民の心の鏡のようなものである。國民の心が曲がつていれば、曲がつた政党ができる。國民の氣持がさもしければ、さもしい政党が並び立つて、みにくく争いをするようになる。それを見て、政党の悪口を言うより先に、何よりもたいせつな國民の代表者に、ほんとうに信頼できるりっぱな人を選ぶことを心がけなければならない。國民がみんな「目ざめた有権者」になること、そうして、政治を「自分たちの仕事」として、それをよくするために絶えず努力して行くこと、民主政治を栄えさせる道は、このほかにはない。

第八章 社会生活における民主主義

一 社会生活の民主化

ポツダム宣言を受諾したのちの日本では、まず、政治の民主主義化が思いきつて行はれた。憲法ができる、国会を中心とする政治の組織が確立され、天皇の權威をまさにきた軍閥や特權階級の勢力は一掃された。前には役所の權力を握つて國民をあごでさしついていた官僚は、國民の公僕とよばれるようになつた。地方自治制も改革され、地方の政治のちもだつた地位につく人は、選挙で決まることになつた。制度の上から見れば、今日の日本はまさにりっぱな民主國家である。政治の形だけについていえば、もうこの上民主主義化する余地は、あまり残つていらないといつてもよい。

しかし、民主主義は決して單なる政治上の制度ではない。それは、その根本において社会生活のあり方であり、社会生活を営むすべての人々の心の持ち方である。政治上の制度だけならば、それを民主化することは必ずしも困難なことではない。もちろん、民主政治の制度を、今日見るような形にまで発達させるために、人類の長い苦闘と努力の歴史が必要であつたことは、第二章で概観した通りである。けれども、日本のように、敗戦によつて過去の政治組織がいつぺんにく

ずれ、そのあとに、西洋の進んだ國々の政治形態の大きな影響を受けつゝ、新たな制度を採用するという場合には、既にたくさんの模範や先例があるのである。これに反して、社会生活の根本から民主主義化するということになると、これは一朝一夕にできる事柄ではない。長い間、人の心にしみこんで來た民主主義的でない氣持をぬぐい去り、日常生活のすみへまで民主主義の精神を行きわたらせるには、なみくならぬ覺悟と修練とがいる。しかも、それが行われなければ、政治の形の上での民主主義も決してほんものにはなりえないのである。

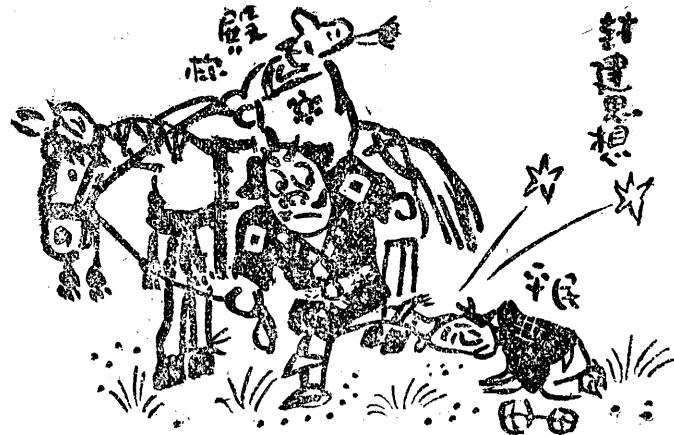
民主主義の発達する前には、西洋にも封建制度が行なわれていた。諸侯や貴族が廣い土地の領主となつて、その土地の人民を支配していた。領主にはふくせいの家來がいて、それらの家來たちは、領主には忠節を励むが、人民に対しても大きな顔をして権力をふるつていた。そういうふうに、人間の間に身分の差別があつて、身分によつて人間のねうちに大きなへだたりをつけるのが、封建制度の特色である。日本にも、武家政治の時代を通じて、長い間封建制度が続いた。中央には絶大の権力を持つ將軍があり、地方には大名があつて、どんなばか殿様でも、人民は土下座してこれを迎えなければならなかつた。將軍や大名の家來は武士で、武士にもいろいろな階級があり、しかも、その武士はすべて一般人民の上に位してゐた。士農工商といつて、社会生活の階層がはつきりと身分で決まり、「両刀を帶びた武士は、ちょっとしたことで人民を殺しても、「切り捨て御免」といつて涼しい顔をしていた。そういう封建制度は、明治維新によつて廢止された

封建思想

けれども、そのなごりは最近まで存在してゐた。華族といいう特權階級が尊ばれたり、士族とか平民とかいう無意味な族籍を履歴書に書いたりすることは、ついこの間まで行われた。

なるほど、それらのことも、今は全くなくなつた。しかし、日本人の心の中には、まだ封建的な氣持が残つてゐる。人間のほんとうのねうちを見ないで、家柄によつて人をうやまつたり、さげすんだりするのには、封建思想である。上役が下役にいばりちらしたり、氣に入つた子分だけを引き立てたりするのも、封建的である。親の威光で子供の人格を無視したり、夫が妻を一段低いもののよう見下すのも、封建時代のなごりである。人ととの間に、人格的な價値とは無関係な上下の差別をつけてみたがるのは、日本人の封建性の表われである。そういうくせを取り除かない限り、社会生活の眞の民主化は行われない。

もちろん、人間の問には、才能の違いもあるし、經



験の大小もあるし、人格の高下もある。人格、識見の高い人が世の尊敬を受けるのはあたりまえである。すぐれた才能を持ち、深い経験を積んだ人が、高い月給で、重い地位につくのも、当然である。社会生活の民主化とは、そういうことを無視する意味では決してない。同じ仕事をして、十の成績をあげる人と、一の能率しか示さない人とを、全く同じように待遇するのは悪平等であつて、決してほんとうの平等ではない。しかし、そういう地位や待遇の違いは、人間の眞價によつて定まるべきものである。高い地位についているから偉いのではなくて、りっぱな人だから重要な仕事を受け持つのでなければならぬ。たとえば、学校でも、先生は先生だからなんでも敬われなければならないのではなく、先生は学問もあり、人格も高く、世の中の経験を数多く積んでいればこそ、生徒を監督したり、指導したりする責任の立場に立つのでなければならぬ。

日本の社会の中でも、特に手近なところで民主化される必要があるのは、われ／＼の嘗んでいた家庭生活であろう。父親が父親なるがゆえに子供に無理なことを強制したり、夫が夫なるがゆえに妻に従属と一方的な奉仕とを要求したりするのは、全く理由のないことである。弟も妹も同じ子供であるのに、特に長男だけをたいせつにするのも、個人を平等に尊重するという精神を妨げる不合理な風習である。親は親だから権威があるのではなく、親たる愛と年長者としての識見と経験とをもつて子供を心から監護すればこそ、子供も自然の敬愛と信頼とをもつてこれに従うのである。夫婦の間柄も兄弟姉妹の関係も、お互の人格を認めあってこそ、円満に平和に秩序づけられる。家庭は社会縮図である。その意味で、社会生活における民主主義の実践は、まず家

庭から始められなければならない。

二 個人の尊重

社会生活における民主主義の根本の原理は、人間を個人として尊重するということである。尊重されるのは、だれだろう。それは、「わたし」であり、「あなた」である。人はよく「わたしはこんなつまらない人間だから」となどと言う。言うだけでなく、実際にそう思う。人間は、うぬぼれてはいけないから、そういう謙譲な氣持も一面では必要かもしれない。しかし、その謙譲な氣持をよいことにして、そういう人々を思うようになしらひ、自分のかってな欲望を遂げようとする者があつた場合、それでも黙っているのが正しいことであらうか。「あなた」の生活をふみにじり「わたし」の努力をだいなしにされても、「御無理ごもつとも」と言って横車を押させてよいものだらうか。そうではあるまい。そうであつてはならないと思うところに、人間の自覚がある。「わたし」であろうと「あなた」であろうと、人間としての存在は何よりも重んぜられなければならない。民主的な社会生活は、かような人間の自覚と個人の尊重とから始まる。

「泣く子と地頭には勝てない」ということばがある。「無理が通れば道理引っこむ」ということわざがある。日本人の心にしみこんだ封建的な氣持を、これほどよく言い表わしていることばはない。自分の信念をも主張しえず、権勢の前に泣き寝入りをするのがあたりまえのような世の中が、どうして正しく明かるくなつて行く見込みがあらうか。卑屈な、じめ／＼した、陰口ばかり

言いあつてゐる社会生活ほど、堪えられないものはあるまい。家庭の中にそういう空氣はないだろうか。学校にはそんな氣分が残つていなかろうか。役場や工場にそうした傾向がありはしないだろうか。もしもそういうところがあつたならば、だれがその空氣を拂いのけるか。その家庭の人々、その学校の先生や生徒たち、その役場や工場の勤務員以外に、それをやり遂げる者はない。みんなが人間としての自覚を持ち、「すべて人に爲^セられんと思ふことは、人にもまたそのごとくする」以外に、明かるく住みよい社会を作り上げて行く方法はない。

すべての人間は、生きる権利がある。めい／＼がその幸福な生活を築き上げて行く権利を持っている。できるだけ多くの人々ができるだけ幸福になることは、人間社会の理想である。

封建社会では、少数の特權階級の幸福のために、大多数の人々の幸福が犠牲にされた。專制時代には、專制君主の虫のいどころ一つで、誠実な家來や善良な人民が虫けらのよう殺された。独裁政治の横行している場合には、独裁者の計画した戦争のために、幾百万という命が奪い去られた。人間の生命は何よりも尊い。人間の幸福は花園のように美しい。人はすべて、平等に幸福を分かちあうようにならなければならない。民主主義は、そのため封建制度を倒し、專制主義をくつがえし、独裁政治としまかった。自ら血と汗と涙でたゝかい取つた精神的な財宝であるがゆえに、西洋の進んだ民主國家の國民は、人間の自由と個人の権利とを、あくまでも守り抜こうとする強い意志を持つてゐる。日本人には、自由と権利とを自分たちでたゝかい取つた経験が少ないので、まだそれをほんとうに自分から尊く思う氣持が出て來ない傾きがある。しかし、

それがこの上もなく尊いものであることは、西洋と東洋とで変わらはずはない。恐るべき戦争の記憶がまだ生々しい今こそ、その尊さを眞に心の中でかみしめるべき絶好の機会である。

人間は、すべて平等に幸福を求める権利を有する。しかし、幸福は、天から降つて来るものでも、地からわいて出るものでもない。幸福は、人間の勤労と努力とによつて築き上げられて行くのである。だから、社會に生活するすべての人間は、嘗々と働かなければならぬ。自ら働くことの喜びを味わうとともに、他人の額に汗する勤労を尊ばなければならぬ。

もつとも、人間の世の中にはいろいろと矛盾があつて、民主主義が行われるようになつても、働く者のくらしがらくにならず、働く者のふところに金がころがりこむ場合が少なくない。それは、主として經濟生活における民主主義の問題であるから、次の章で考察することとしよう。けれども、經濟の組織の問題は別としても、ほんとうに人間を個人として尊重する精神が行きわたれば、經濟生活に伴なう矛盾の多くは、それによつて解決されるはずである。他人の勤労によって得られた利益を、働く人間がしばり取るようなしきみは、結局は民主主義の根本精神を裏切る考え方が、社會の中に深く巢を食つてゐる結果として現われて來るのである。哲学者カントは、「それが自分自身であろうと、どんな他人であろうと、人間を常に同時に目的として取り扱うべきであり、決して、それを單なる目的のための手段にのみ用いるようなことがあつてはならない。」と說いた。他人の目的のための單なる手段として利用される者は、奴隸である。他人を自分の利己心の道具として用いるのは、人間の尊嚴なねうちをふみにじる罪惡である。民主主義

は、社会生活からあらゆる意味での奴隸を驅逐しなければならない。他人の汗の結晶を、ぬれ手であわをつかむように、つかみ取る罪悪を追放して行かなければならぬ。

三 個人主義

人間を個人として尊重する立場は、個人主義である。だから、民主主義の根本精神は個人主義に立脚する。軍國主義の時代の日本の政治家や思想家たちは、民主主義を圧迫した。したがつて、その根本にある個人主義を、いやしむべき利己主義であるとの、しつた。しかし、これほど大きなまちがいはない。個人主義は、個人こそあらゆる社会活動の単位であり、したがつて、個人の完成こそいっさいの社会進歩の基礎であることを認める立場である。すべての個人が社会人としてりっぱになれば、世の中は自然とりっぱになる。個人個人の生活が向上すれば、あのずっと明かるい幸福な社会が作り上げられる。ゆえに、尊重されるべきものは、「一部の人間」ではなく、ましていわんや「あのれひとり」ではなく、生きとし生ける「すべての個人」である。その考え方のどこに、いやしむべき利己主義がひそんでいるであろうか。

民主主義に反対するものは、独裁主義である。ゆえに、独裁主義は個人主義を排斥する。そして、その代わりに、全体主義を主張する。

全体主義は、個人を尊重しないで、個人をこえた社会全体を尊重する。民族全体とか國家全体とかいうようなものを、一番尊いものと考へる。民族や國家は、個人をこえた全体として、それ

自身の生命を持ち、それ自身として発展して行くものであるとみる。そして、すべての社会生活の目的は、そのような尊い全体を発展させ、繁栄させて行くにあると説く。全体がまず尊ばれるといふことは、部分の價值をそれに從属させるということである。社会全体の部分をなしているのは、個人である。だから、全体主義は、個人の尊さを認めない。個人は、全体のための犠牲とならなければならぬと教える。戦時中の日本では、滅私奉公ということが盛んに唱えられた。個人の幸福、否、個人の命をも捨てて、國家のために殉じなければならないという意味である。國民に対しては、「命を鴻毛の軽きに比する」ということが要求された。イタリアのファシズムも、同じような極端な國家主義を採った。ドイツのナチズムは、國家の代わりに民族全体を至上、絶対の尊いものにまでまつり上げた。のみならず、今日のソ連その他の共産主義者の中にも、これに似通つた全体主義の考え方があるようみえる。

なるほど、民族や國家はたいせつなものである。しかし、民族のひとりひとりが榮えないで、どこに民族全体の繁栄がありえようか。國民のすべてを犠牲にして、どうじて國全体が発展する余地があるであろうか。民族や國家の繁栄といつても、その民族や國家に属するすべての個人の繁栄以外にはありえないはずなのである。それなのに、個人の尊さを否定して、社会全体を絶対に尊いものだと教えこむのは、独裁主義のからくり以外の何ものでもない。

独裁者は、國民にそういうことを教えこんで、國民が犠牲をいとわないようにしむける。そして、これは民族のためだ、國家のためだといって、「滅私奉公」の政策を強要する。その間に、

戦争を計画し、戦争を準備する。戦争ほど個人の犠牲を大量に必要とするものはない。だから、戦争という大ばくちをやろうとする者は、國民に、國家のために命をさげるのが尊いことだと思いこませる。道徳も、宗教も、教育も、すべてそういう政策の道具につかわれる。

全体主義者は、民主主義をけなすために、民主主義は個人主義だから、民主國家の國民は國家観念がうすく、愛國心に乏しいといふ。愛國心に乏しいから、いくら軍艦や飛行機をたくさん持つっていても、戦争には弱いといふ。それがどんなに大きなまちがいであるかは、今度の戦争でよく証明された。

民主主義者は、國家の重んずべきことを心得ている。祖國の愛すべきことを知っている。しかし、國家のためということを名として、國民の個人としての尊厳な自由や権利をふみにじることに対しては、あくまでも反対する。國家は、社会生活の秩序を維持し、國民の幸福を増進するために必要な制度であつてこそ、重んぜられるべきである。國民がともに働き、とも／＼に助けあい、一致團結して築き上げた祖國であればこそ、愛するに値する。民主主義が最も尊ぶものは、個人生活の完成であり、すべての個人の連帶・協力によつて発達して行くところの社会生活である。國家は、さような社会生活の向上・発展を保護し、促進するためには存在する政治上の組織にほかならない。

全体主義の考え方方が危険であるのは、内に向かつて國民の個人としての基本的権利や生活をふみにじるためばかりではない。それはまた、外に向かつては他の國家の利益を侵害してはから

ない態度となる。全体主義は、すべての國々の主権と安全を等しく尊重するのではなくて「わが國」だけが世界で一番すぐれた、一番尊い國家であると考える。したがつて、他の國々はどうなつても、自分の國さえ強大になればよいと思う。そこから導き出される結論は、自分の國を強くするためには手段を選ばないという國家的な利己主義であり、外國を武力でどしだり、力づくで、隣國の領土を奪つたりする侵略主義である。全体主義は戦争の危険を招きやすい。だから、恐るべき戦争を繰り返さないためには、再び全体主義の誤りに陥つてはならない。

これに反して、民主主義は個人の價值と尊嚴とに對する深い尊敬を基礎としている。自分の國の國民を尊重するばかりでなく、外國の國民も等しく人間として尊重する。だから、自分の國が榮えるとともに、他の國々とともに榮えることを願う。そこから出て來るものは、偽りのない國際協力の態度であり、崇高な世界平和擁護の精神である。民主主義によつてこそ、世界はだん／＼と一つになる。おの／＼の國がその特色を生かし、その任務を果たすことによつて、生きとし生けるすべての人間に平安と幸福とをもたらすべき、たゞ一つの世界が次第に築き上げられて行く。

四 権 利 と 責 任

個人主義は、自分であると他人であるとを問わず、すべて人間を個人として尊重する。自分を尊重するのは、自分の人格をたいせつにすることであり、自己の正当な権利を擁護することである。人格を重んずる者は、自分の人格をみがくことに努めなければならない。自己の正当な権利

を主張する者は、同様に、他人の正当な権利を重んじなければならない。自分の人格がいやしいのに、どうして他人から尊敬されることを期待しえようか。他人の立場を重んじないで、どうして自分の立場だけを認めさせる資格があるうか。だから、個人主義は、個人の権利を重んずると同時に、個人の責任を重んずる。個人個人がその責任を自覚することによって、すべての社会活動が円滑に行われるようになることを期待する。

民主主義の社会生活では、すべての人々が、自分のいっさいの行動について責任を持たなければならない。何か仕事をやってみて、うまく行った時には大いにその権利を主張する代わりに、失敗すればすぐ他人のせいにするというようなやり方は、最もひきょうな態度である。すべての人がそれ／＼その持場を守り、その個性を發揮し、責任をもつてその任務を遂行するのでなければ、社会生活の向上は望まれない。

野球を見ても、投手はボールを投げ、捕手はボールを受ける。遊撃をゴロがちそえは、はっしとこれを取つて二塁に投げ、二塁手は直ちに一塁に轉送して、みごとにダブループレイを演ずる。ライト・センター間の大飛球をふたりの外野手がともに追つても、右翼手が一步球に近ければ、中堅手は功名争いをやめて、捕球を右翼手にゆずる。九人がそれ／＼別々の行動をし、のん／＼その特色を發揮しながら、ちょうどひとりの人が手足を動かすように全体の統一がとれ、みんなで共同の目的に向かって一糸乱れず協力している。民主主義の社会生活も、一流チームの野球のようになればたいしたものだ。

しかし、社会生活は、よりすぐったわざか九人の選手だけでやる野球とは違う。村だけでも何千という村民がある。町には二万、三万の人が集まつて生活している。國全体となると何千万という人口である。その中には、悪い人間もある。したいほうだいなことをして、他人に大きな迷惑をかける者もある。どちらもいれば、強盗もいる。それをそのままにしておいたのでは、社会生活は成り立たない。そこで、法律があつて、犯罪を处罚する。悪い人間を取り締まる。良民の正当な権利を擁護してくれる。所有権を侵された場合には、それを取りもどしてくれる。不当の損害を受けたならば、裁判所に訴えて、賠償を求めることができる。法律といえば、こわいもののように思い、裁判ざたになるといえ、いまわしいことのようを考えるのは、権力をびくびくと恐れていたころのくせが残っているからだ。民主國家の國民は、権利の上に眠っていてはいけない。正しい権利は、堂々と國法に訴えて争うべきだ。法律と裁判所とは、國民によつて作られた、國民のための味方でなければならない。

それと同時に、法律上の権利を主張することにだけ急であつて、義務を行うことをなちざりにするようであつてはならないことは、いうまでもない。まして、法律をたてにとつて弱い者をいじめ、非道な契約を押しつけて、不当な利益をむさぼるようなことは、はなはだしい法律の悪用である。

むかし、イタリアのヴェニスに、アントニオという善良な市民がいた。友人のために金を用立てる必要があつて、高利貸のシャイロツクから三千両を借りた。その証文には、返金できない場

会には肉一ポンドを切り取ると書いてあった。アントニオは金を返すことができなかつたために、シャイロックはこれを訴えて、約束通り肉一ポンドを切り取ると言つて迫つた。アントニオの恩を受けた友だちの妻ボーキャは、裁判官に変装して法廷に現われ、証文には肉一ポンドを切り取るとあつて、血を取るとは書いてない、一滴の血も流さずに、しかも一ポンドかつきり狂いなく肉を切り取ることができるか、できるものならばやつてみよ、と判決し、とうくシャイロックを恐れ入らせた。これは、シェークスピアの「ゲニスの商人」の物語である。今の世の中に、こんなばかげた契約があるはずはない。しかし、財産というものは、用い方によつては、弱者を苦しめる強大な武器となる。財産家の利益だけを一方的に保護するような法律制度は、国民の意志によつて改めて改めて行く必要がある。

財産は、人間の生活を維持するためになくてならぬ意義を持つ。だから、憲法は財産権を保障し、法律は所有権を保護する。しかし、社会に生活する人々の間の富の不平均が大きくなつて來ると、金持の利益はますく増大し、貧乏人はいよいよ不利な立場に追いこまれる。そうなつては、國民のすべてに幸福を分かとうとする民主主義的理想は、だいなしになつてしまふことを免れない。この弊害を除き去るためには、経済生活を民主化することが何よりもたいせつである。しかも、それと同時に、社会生活を営む人々が、財産といふものについて持つ考え方を変えていかなければならない。財産権は、財産家の利益だけのためにあるものであつてはならない。財産を持つ者は、それが大きければ大きいだけ、それだけその財産を活用して世の中の福祉を増進し

て行く責任がある。権利の保護が個人の社会的責任を伴うものであることは、このようない現代社会的な財産権の観念の中にもはつきりと現われている。

五 社会道德

社会に生活する人々が、それく責任を重んじ、本分を守り、互に協力しあうのは、人間の踏み行う道徳である。道徳と法律とは、社会の秩序を保つためにどちらも欠くことのできないものであるが、同じ内容の責任にしても、強制的にこれを守らせるのが法律であるのに対して、道徳上の責任となると、自分でそれを自覚し、自らすくんでそれを実行して行くところにねうちがある。しかも、法律上の責任も、國家から強制されるまでもなく、國民がすくんで行うようになることが必要であり、道徳上の責任も、どうしてもそれを守らない者があれば、法律的な強制に訴えるほかはなくなる。だから、法律も道徳によつて基礎づけられなければ十分に行われないし、道徳も法律が伴なわないと力が弱い。

たとえば、電車の運転手は、いつも信号に注意し、責任をもつて運転に從事しなければならない。友だちとの話に氣を取られて事故を起したり、不注意で人をひいたりすると、法律によつて罰せられる。しかし、多くの運転手は、法律上の処罰を恐れてではなく、たくさんの人命をあずかる責任の重大さを感じて、自らすくんで注意に注意を重ね、いやしくもあやまちが起らぬないように氣をつけて電車を運転しているだろう。それらの運転手は、法律上の責任を道徳的に守つて

いるのである。また、たとえば、人から借りたものを返すのは、道徳上の義務である。友だちから本を借りたならば、忘れずに返そうと思うであろう。困った時に金を用立ててもらつたならば、さいそくされないでも都合のつき次第に返済するだろう。けれども、中には、言を左右にして借財をふみたちする者もある。そういう場合には、法律によつて弁済を強制する必要が起る。すなわち、道徳上の義務を法律的に強く行わしめることが必要になつて来る。

このように、道徳と法律とは、車の両輪のように密接に結びついて、秩序正しい人間の共同生活を維持しているのである。しかし、日常の社会生活では、法律に訴えるまでもなく、道徳の力によつて正しい秩序が保たれてゐるに越したことはない。

ところで、日本では、昔から人間の間の「縦の道徳」が非常に重んぜられて來た。下は上を敬い、上は下をいつもしむ、というようなことが、縦の道徳である。特に、君に対する忠と、親に対する孝とが、國民道徳の根本であるとされて來た。これに對して國民相互の対等の關係を規律する「横の道徳」は、その割にいつこう発達していかつた。「旅の恥はかき捨て」などと言つて、だれも知つている人のいない所へ行けば、不道徳な行いをしても平氣だというような態度があつた。「免れて恥なし」と言つて、法律で罰せられる心配がなければ、どんな悪いことでもやつてのけるといった連中もあつた。そのために、日本人は、やゝもすれば、見ず知らずの人ぶあいそで、非社交的で、公衆道徳を守らないといふ不評判を取るきらいがあつた。

このように、縦の道徳だけが重んぜられて横の道徳が軽んぜられたといふのは、日本の社会に

まだ封建的な要素が残存していることの一つの証拠である。民主主義の社会では、何よりもまず、だれもが同じ対等の人間として尊敬しあうといふ氣持を養わなければならない。個人の自由の尊さを認識せず、個人の尊嚴を自覚しない者は、他人の自由を侵し、他人の人格を傷つけることを意に介しない。日本人には、特にそういう欠点が多い。他人の私生活に不必要に干渉し、それを悪いことと思わないばかりか、どうかすると、かえつてそれが親切であるかのように感違している。むやみに他人のことを氣にしたがるくせがあり、人の悪口に興じあつたり、人をけなしてむなしい優越感を味わつたりする傾きがある。こんなありさまでは、政治や法律が民主化されても、民主國家の國民たるにふさわしい社会道徳を備えてゐるとは、とうてい言ひえない。

人間として生まれて來た以上、何人といえども、ひとりだけで生きて行けるものではない、人間はお互に持ちつ持たれつの世の中に生まれ、お互のために働き、他人の勤労のおかげで不自由のない生活をすることができるのである。それゆえ、みんなの住む社会ができるだけ住みよい、氣持のいいものにして行くことは、お互の義務である。そのためには、各人がお互の個性を認めあい、自分も他人から不当に自由を束縛されることがないようとする同時に、自分も他人の自由を尊重しなければならない。そうして、常に眞実を語り、眞実を実行する誠意と、正義のために断乎として譲らぬ勇氣とを持ち続けなければならぬ。社会生活における民主主義の成否は、そのように、社会公共の福祉のために盡くそうとする誠意と勇氣とを持った人々が、多いか少ないかによつて決まるのである。

第九章 経済生活における民主主義

一 自由競争の利益

民主主義の精神は、政治生活や社会生活だけでなく、経済生活の中にも生かされなければならぬ。経済をはなれては人間の生存は不可能であり、経済の発達なくしては人間の眞の幸福はありません。経済の目的は、われくの衣・食・住の生活を豊かにするにある。特に、経済活動における民主主義の使命は、お互が尊厳な人間として生きる権利を尊重し、公平な経済的配分を保障するとともに、すべての人々の生活水準をできるだけ高めて、暮らしそうい社会を作りあげて行くにある。

近代の経済は、資本主義もしくは自由企業とよばれる組織によつて発達した。ごく簡単にいうと、資本主義とは、個人や会社や協同組合などが生産手段を私有して行われる経済のしくみである。たとえば、土地や鉱山や工場などは、物を作り出す力を持っている。そのような生産財をだれもが私有財産として所有することができ、それを利用していろいろな企業を経営して行く経済のやり方が、資本主義である。だから、資本主義経済の普通の形では、一方には資本をもつて企業を経営する資本家または経営者があり、他方にはそれに雇われて働く労働者がある。資本家は、

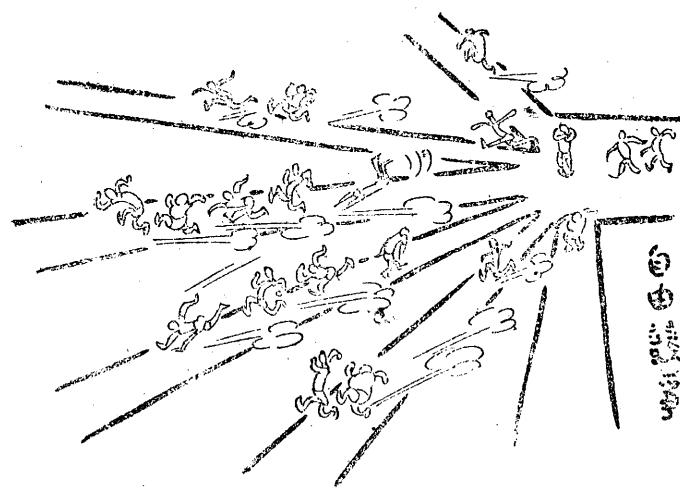
自分の持つてゐる財産を資本にして、思う通りの事業をする。これに對して、労働者は、その事業に雇われ、賃金をもらつて働く。そこで生産された品物は、商品として市場に集まり、それを買いたいと思い、かつ、それを賣う力を持つてゐる人々が自由にそれを購入する。資本主義の経済は、そういうふうにして運転される。

したがつて、資本主義は、まず國家の統制を受けない、比較的に自由な形の経済として発達した。自由経済は、政治上の自由主義と深い関係がある。封建主義や專制主義の時代には、人民には政治上の自由はなかつた。政治上の自由がない時代には、経済上の自由もほとんどなかつた。封建時代の手工業者や農民は、領主の權力の下に圧迫されていた。それについて、近代國家の中央集權が專制主義の形で確立されて來た時代には、國民の經濟生活に對して國家の強い干渉が加えられた。しかるに、國民の政治上の自覚が高まり、封建制度や專制主義が没落するにつれて、經濟生活に対するこれらの圧迫や干涉も取り除かれ、經濟上の活動は、それに比べるとずっと自由に個人や企業經營者の考えにゆだねられるにいたつた。それが、第十九世紀の經濟上の自由主義の傾向である。近代の資本主義は、この經濟上の自由主義を基礎として、その上に長足の発達を遂げた。

もちろん、生きた社會經濟の組織としての資本主義は、時代とともに動いて行く。第二十世紀の資本主義は、第十九世紀のそれと同じものではない。第十九世紀の自由放任の經濟には、長所もあつたが、短所も少なくなかつた。そのような自由經濟の短所は、適當な統制によつて是正さ

れなければならない。特に、無統制の資本主義が重大な弊害を生んだことは、確かである。その弊害を是正して、資本主義の経済活動を公共の福祉と合致させて行くものが、経済生活における民主主義の諸原理にほかならない。しかし、それについては、後にだん／＼と述べることとして、こゝではまず、第十九世紀的な自由経済を基礎とする資本主義が、どのような形で運営せられたか、また、それを経済学者がどういうふうに理論づけたかを考察することとしよう。

第十九世紀における経済上の自由主義の最も大きなあらわれは、「企業の自由」である。資本家は、自分のしたいと思う仕事、有利だと考える事業に投資し、それを自由に経営する。そうなると、有利な事業を經營する者が多くなるから、その間に競争が起る。競争が起れば、生産者は、なるべくよい品物となるべく安く作って、それをたくさん賣ろうとする。しかし、生産が多すぎて、需要がそれに伴なわなければ、その品物は賣れなくなる。そこで、資本家は、需要の多い別の品物をねらって事業を經營しようとする。このようにして、あたかも「見えない手」によつて導かれているかのように、需要と生産とがぐあいよく調節され、資本家は利益を求めて生産するし、社会に生活する人々は、金さえあればなんでも必要なものを求めることができるようになる。そうして、生産は大いに向上升し、國民の幸福は増進し、すべての人々の基本的な需要を満足させるような高い生活水準を保つて行くことが可能になる。アダム・ミスというイギリスの有名な経済学者は、経済上の自由主義における企業の自由の重要性をこのように主張し、特に「自由競争」の利益を力説した。



実際、自由競争は資本主義経済の原動力である。

これがうまく行われるかどうかによって、資本主義のねうちと意義とが定まる。だから、今述べたアダム・ミスの自由経済の理論を基礎として、自由競争が円滑に行われる場合をもつと具体的に考えてみよう。

ある人が、自分の持っている資本、または他人から借りた資本で労働者を雇い、設備を整え、原料を購入し、そして、自分が利益が多いと認める品物の生産にたずさわったとする。ところが、他の人もその品物を生産することの利益と認めて、同じような事業を經營するから、その間に自由競争が行われる。これに対して、消費者は自由に自分の好きな品物を選ぶことができるから、自然とよい品物、安い品物に向かって購買力が集中する。したがつて、品質のよい、そして安い品物の生産者は、他の生産者よりもたくさんに自分の作った品物を賣ることがで

き、結局それによつて多くの利益を得る。これに反して、品質の悪い、そして高い品物の生産者は、消費者の氣に入ることができないから、自分の品物を賣ることができず、そのため、生産に要した費用を取り返すこともむづかしくなる。そこで、第二の生産者も、生産費を減らしたり、技術を改善したり、あるいは生産品に新しくふうをこらしたりして、第一の生産者に負けないような品物を作らうとする。これによつて、一般社会にはよい品物が安く供給され、それだけ消費者の受ける利益が増大するわけである。

そればかりではない。今述べたような競争が激しく行われ、同じ品物が社会の需要以上に生産されるようになれば、穷つた地位にある生産者は、その品物の生産をつゞけても利益を得ることができなくなる。そうなると、その生産者は最初やつていた品物の生産をやめて、何か別の品物の生産に着手するであろう。そこで、第一の品物の需要と供給が自然に一致し、むだな原料や労働力を使用することがよほど少なくなる。一方、第二の品物の生産についてみると、そこではひとり新しい競争者が現われたことになるから、それだけお互にます／＼仕事に励むようになり、粗悪な品物を作つていた者は、競争にやぶれて、よい品物だけが市場に迎えられる。こういうことを繰り返すうちに、社会全体の資金や、労働力や、設備や、原料は、最も有効にむだなく利用されるから、生産力は自然に最も高い水準にまで向上する。資本主義を支持する理論家は、このように自由競争の効用を力説するのである。

更にこれを消費者の側から考えてみると、経済上の自由主義は「消費の自由」を意味すること

になる。社会に生活する人々は、めい／＼自由に品物を選ぶことができる。だから、だれしもが、自分の最も欲するものを、できるだけ安い値段で買おうとする。その結果、値段が高ければ賣れ行きが悪くなるから、品物の價格は消費者が買ひやすい程度に落ち着くかたむきがある。したがつて、消費の自由は自由競争を促し、自由競争によつて消費者の満足するような品物が、消費者の需要を満たすだけ生産されることになるであろう。

自由競争が円滑に行われれば、このような利益がある。特に、第十九世紀の経済上の自由主義は、自由競争のもたらす利益を最も高く評價し、かつ、その結果が必ずうまく行くということを信じた。すなわち、社会に生活する人々がそれ／＼自分たちの利益を求めて行動すれば、その結果として自然にお／＼ぜいの人々の利益が調和して、経済は繁榮し、社会の幸福は増進すると考えた。そうして、資本主義はかくのごとき自由企業を地盤として、たくましく発達して行ったのである。

二 独占の弊害

確かに、自由経済にはいろいろな長所がある。健全な自由競争が社会の経済活動をかつぱつにする力を持っていることは、第十九世紀の自由主義の経済学者が考えた通りである。しかし、各人がそれ／＼自分だけの利益を追求して営まれる経済の働きを、自然の成り行きのまゝに放任しておいて、果たして社会全体の利益がうまく向上していくであろうか。実際の結果は、なか／＼

そううまくは行かないことを示した。それは、いつたいどうしてであろうか。

歴史上の経験が示すところによると、全然統制を加えないで行われる経済は、いろいろな弊害を生み出す。それにはさまざまの理由があるが、一番重要な理由としては「独占」の発生ということを考えられる。独占とは、互に競争している何人かの生産者が、最後まで競争を続ける代わりに、競争の途中で協定を結び、あるいは合併して、價格や生産量や市場を自分たちの都合がよいように決めることである。すなわち競争によって生産者たちが打撃を受けるのを避けるため、ほどよいところで競争を打ち切り、話し合いで市場をその独占的な支配の下においてしまうわけである。独占の力は、競争をやめて、妥協によつて市場を支配しようとする企業家の数が多いだけ、それだけ増大する。カルテルとかトラストなどとよばれるものは、企業独占のおもな形態である。

独占は非常に強い力を持っている。その力をよく利用することができさえすれば、社会の福祉を増進するのに役立つところが大きい。すなわち、独占がすゝめば、企業の規模は概して大きくなる。しかしに、産業は、大規模に經營されればされるほど、原則として生産費の單價が安くつく。また、優秀な技術を採用したり、新しい発明を取り入れたり、独立の研究所を持ったりすることによつて、よい品物を大量に生産することができる。それゆえに、独占による大量生産は、よい品物を安く消費者に供給することができるはずである。したがつて資本主義であると社会主義であるとを問わず、産業はだん／＼と大企業化されて行く傾向がある。それに、独占がすゝん

でも、一つの國でのある種の商品の生産が單一の企業体の手で全部統制されてしまわない限り、自由競争のもたらす利益も失われない。幾つかの大企業が並んで、互によりものを安く提供しようと競争する場合には、社会生活はそれによつて大きな福利を受けることができる。製鋼とか鉄道とかいうような、基礎的な、そうして、公益に關係の深い事業については、特にそうである。これら事業においては、企業体の数が制限されていることが望ましい。

しかしながら、もしも独占企業家が、その力をこのように善用しないで、逆にそれを悪用するならば、そこからさまざまの弊害がかもし出される。たとえば、大量生産によつて生産費は引き下げられているにもかゝわらず、企業家が、独占的な地位を利用して、商品の價格を自分たちの間だけの話し合いで決めてしまおなれば、消費者は依然として高い品物を買わされることになるであろう。また、競争者がないのをいいことにして、生産技術の改良を怠るような場合に、品質の向上も望まれないのである。それに、独占企業家は、外部から新しい競争者がはいって来ようすると、その強大な資力を武器として、一時だけ品物の安賣りを行い、競争者を立ち行かないようにしてしまおなことも、やろうと思えばできる。そうなると、独占によつて自由競争の利益は失われることにならざるを得ない。このような現象は、経済生活における民主主義の発達を妨げる重大な障害である。したがつて、独占が避けがたい傾向であり、それにはその長所もあるとするならば、その反面において独占の力がこのように悪用されることを防ぎ、自由で公正な競争を行うことができるようにするのが、経済民主化の大きな課題になつて来る。

独占の弊害を取り除いて、自由で公正な競争を行わせるための、一つの有効な方法は、法律による独占の禁止または制限である。國家が弊害の多い独占企業に解散を命じ、あるいは、その絶當のしかたを監視して、不当な経営を禁止するようすれば、独占の脅威はかなり防ぎうるであろう。これまで日本の経済で、大きな力をふるつていた財閥が解体されたのは、それがいちじるしく独占的な性格を帶びて、軍事的経済力の中心をなして來たからである。それと同時に、新たに私的独占を禁止する法律が制定されたことも、公正な取引の制度を確立するのに役立つであろう。

三 資本主義と社会主義

資本主義が円滑に行われている社会においては、一方では経済上の自由主義による自由企業制度が発達しつゝ、他方では自由企業制度の行き過ぎを戒める独占禁止の措置が採られる。それと並んで、中小商工業者や農民は協同組合を、消費者は消費組合を、労働者は労働組合を作つてそれぞれその地位の向上を図り、経済生活を安定せしめて行くことができる。その上に、國家としてもいろいろな社会政策を実行することによつて、失業や貧困や不安を防止し、もしくは少なくともそれを緩和する道がある。これら的事柄については、後にだん／＼と述べることとするが、すくんだ資本主義の國では、このようにして、私企業の伸び／＼した活動をいたずらに抑止えることを避けつゝ、過度の自由経済に伴なう弊害を是正し、政治を民主的に運用することによつて、

経済生活における民主主義を着々として実現している。アメリカ合衆國がこれまですくんで來た道は、だいたいとしてこの方向であつたということができよう。

資本主義は、このように時代とともに次第に進歩もし、改善もされ、資本主義の資本主義たる大筋のたてまえを変えることなしに、經濟的民主主義の方向に向かつて、發展しつゝある。しかし、一方またヨーロッパの先進資本主義の國々、たとえば、イギリスなどでは、第十九世紀の終りごろになつて自由経済の行き詰まりがかなり強く現われ、その結果としてだん／＼と資本主義から社会主義の方向への轉換が行われるようになつた。それでは、社会主義とはどのようなものであろうか。

資本主義の社會では、個人や会社が生産手段を私有し、資本家の經營する私企業が經濟の中心となる。そうして資本を持たない人々の多くはこれに雇われて、労働によつて得た賃金でその生活を維持して行く。その場合、労働者は自由に職場を選ぶことができるのであって、封建社會のように、因襲や身分によつて一定の仕事にしばりつけられていることはない。その意味では、經濟上の自由主義の中には「労働の自由」がふくまれている。したがつて、資本主義は、その点でも自由を重んずる民主主義の要求に合致するものと考えられて來た。

しかし、それでは、労働者に眞の自由があるであろうか。

資本主義の下では、労働者の生活費は労働によつて得た賃金でまかなわれる。もつとも、ひらく労働者というと、農民や一般の給料生活者も含まれるが、こゝでは主として工場等で働く労働

者について考えてみると、それらの労働者は職にありつけなかつたり、失業をしたりすると、たちまち生活に窮することになるから、何はともあれ仕事を與えてくれる所をさがして、そこで働く。働く場合に、賃金などについていろいろと言ひ分はあつても、そこで雇つてもらえないと生計を維持することができなくなるから、經營者側の申し出る條件に甘んぜざるを得ない。労働組合が発達するにつれて、労働者もだん／＼と企業家と対等の立場で、労働條件についての約束を、取り結ぶことができるようになつて來つゝあるが、それ以前の状態では、職業の自由とか、契約の自由とかいつても、名ばかりで、經濟生活の自由は、主として資本家にとってのみ有利に用いられる傾きがあつた。かくて資本主義は、生産力の増大によつて、國民生活の水準を向上させるには役立つたが、そのもたらす利益は、一方的に資本家にかたよることを免れなかつた。

もちろん、資本主義は企業の自由を保障するから、労働者に対しても、機会さえあれば、資本家になる道が閉ざされているわけではない。しかし、機会だけはあつても、資本がなければ資本家にはなれない。したがつて、無統制の資本主義の下では、資本を私有する人々と、それに雇われて働くほかはない人々との間に、はつきりとした区別ができてしまう。これでは、經濟上の不平等がます／＼はなはだしくなることを免れない。しかも、労働者階級は社會の大多数を占めているのであるから、自然のいきおいに放任された資本主義は、できるだけ多数の人々の幸福をできるだけ向上させて行こうとする民主主義の根本精神と矛盾することになる。

資本主義に伴なうこのような欠陥を是正するためには、二つの方法が考えられる。

その一つは、資本主義のしくみそのものは変えないで、資本家と労働者とのへだたりを緩和するための「社会政策」を実行するといふやり方である。すなわち、賃金やその他の労働條件を、經營者と労働者の間の約束だけに任せてもかならず、あらかじめ最低賃金を法律で定めたり、労働時間の最大限を限つたりして、労働者が不適に不利な地位に立つことがないような措置を講ずる。しかし、それだけではもとより不十分である。そこで、労働者が團結して經營者側と團体的に交渉しうるような組織を作ることがくふうされる。働く手を持つてゐるお／＼せいの労働者が團結すれば、非常に大きな力になる。したがつて、團体的に經營者と交渉するようになりますば、労働者の立場はよほど有利になる。だから、労働者が組合を作つて、組合の力で生活の改善や失業の防止に努力できるようにする。戰後の日本でも、新憲法によつて労働者の團結権や團体交渉権が保障され、労働組合法や労働關係調整法が制定されて、各種の労働組合が急に発達するようになつた。また、労働基準法の制定や労働省の設置をみて、働く者の利益を保護するための施策が実行されると同時に、労働者災害保険法や失業保険法等が設けられて、労働者の生活に伴なう不安を取り除くための努力がなされつゝある。一方では、これらの社会政策が徹底し、他方では、まだ後に述べるよ／＼な協同組合や消費組合が発達して、中小商工業者や農民や消費者が、自らの力で自らの利益を守るようになれば、資本主義の大筋を変えることなしに、經濟生活における民主主義の目的を達成することができるであろう。

これに対しても、資本主義の欠陥を取り除くためのもう一つの方法は、社会主義を実行することである。この考え方を主張する人々によれば、今述べたような社会政策を行つても、生産手段の私有を認める資本主義の原則を変えない限り、労働者の地位はどうい根本からよくならない。それはなまねるいやり方であつて、そんなことでは資本家と労働者の争いは容易に解決しえないのであろう。そこで社会主義者は、経済上の平等をほんとうに実現するためには、生産手段の私有を許す資本主義を廢して、資本を國家または公共團体の所有に移すほかに道はないと主張する。つまり、それによって資本家と労働者の対立をなくすとともに、公企業の形で生産力の増大を図るべきだといふのである。

このように、社会主義者は、経済上の配分を平等にするための最もすぐんだ方法は、資本主義の經濟組織を根本から変えてしまうにあると論ずる。しかし、資本主義の立場からいうならば、そのようにしてすべての生産が國營に移されると、資本家が自由競争によつて利益の追求に一生懸命になつていた時のよだな刺激が失われるから、果たして資本主義の場合と同じように生産を高めて行くことができるかどうかがあやぶまれる。生産が下がり、資源の高度の利用や費用の節減への熱意が減ると、配分は平等になつても、勤労大衆の生活水準が全体として低下するおそれがある。また、自由競争による經濟の自動調節作用がうまく行かないために、社会主義經濟では何をどれだけ生産すればよいかを判断する確かな手がかりがなく、その結果として多くの生産力をむだにするもある。その他、いわゆる官僚統制や國營事業にみられるような、実情にそ

ぐわない企業の經營が行われやすいところに、この種の國家社会主義的な行き方の弱点がある。それが資本主義の側から社会主義に対しても下される批判の要点であるといつてよい。

これに対しても、社会主義の論者は、そういう心配はないと言つて、次のように説く。

なるほど、社会主義では利潤の追求といふ刺激は失われるが、労働者は國民に対する義務と責任とを感じて、大いに生産に努力するであろう。また、國營の生産事業の内部でも、いろいろの方法で競争をすゝめることができるとから、社会主義を実行したからといって競争がなくなり、生産を低下させるとは限らない。更に、社会主義經濟では、資本主義經濟の特色だといわれる需要と供給との間の自動的な調節作用に代わつて、國家が全体の生産を総合的に計画し、それによって合理的に經濟を運営して行くから、むだや浪費をはぶいて、國民生活に必要なものを、必要な量だけ生産して行くことができる。その点では、資本主義の自由競争の方がずっと生産力を浪費することになる。なぜならば、必需品よりもぜいたく品が生産され、競争のための廣告費とか、品物の保管費などが大きくなり、それだけむだが行われる。それは、社会主義の計画經濟によつてのみ除かれるであろう、と。

資本主義がよいか、社会主義によるべきかについては、このように大きく議論が分かれている。しかし、この問題について判断する場合によく注意しなければならないのは、資本主義といふ、社会主義といつても、決して普通に本に書いてあるように、また、實際問題から離れた議論の中に出で来るようには、はつきりと二つに区別されてしまうようなものではなく、その間に幾つ

もの中間の形態があり、さまざま程度の差があるということである。

すなわち、公式論的にいふならば、資本主義は、生産手段の私有を基礎として経営される組織であるのに對して、社会主義は生産手段の私有を認めない。しかし、生産手段の私有を認めないと、それはどのよくな種類の生産財を意味するか。すべての生産手段の私有を禁じ、すべての産業を公企業化してしまえば、それはもちろん完全な社会主義に相違ない。しかし、たとえば單に土地を國有とし、鉱山その他二、三の重要産業を國營としただけでも、十分に社会主義的な政策であると認められる。けれども、その時には、依然としてその他の生産財の私有が認められているのであり、したがつて、社会主義的だといわれる經濟の中でも、それらについては資本主義的、または資本主義に近いしかたでの生産が行われているのである。逆に、全体として資本主義的な經濟組織が行わっている社會であつても、特に國民の福祉に關係の深い幾つかの企業に統制を加え、これに對する國家の管理を実施した場合には、既にそれだけ社会主義的な要素が加味されているのであることができる。それなのに、第十九世紀的な無統制の資本主義と極端な社会主義とだけを比べて、どちらがよい、どちらが悪いと議論してみたところで、實際にはなんの役にも立たない。

だから、實際問題としてたいせつなのは、このよくなさまざまの社會經濟の運営のしかたの中で、どういう方針を採用し、どの程度に二つの要素を結びつけて行くのが、國民經濟の民主化のために、ほんとうに適當であるかを考えることである。それには、自分たちの社會がどのような

經濟條件の下にあるか、自分たちの國が現在どんな國際環境の下に置かれているかを、十分に考え合わせてみなければならない。現實の具体的な條件を度外視して、空な理論だけで事を決めるぐらいむだな、いやむしろ危險なことはない。また、今日のような複雑な世界において、外國との關係を無視して經濟の再建や國民生活の向上を図りうるはずはない。

民主主義の政治が行われているところでは、われわれは、多数決の原理にしたがつて、資本主義の長所を發揮して行くこともできるし、大なり小なり社会主義的な政策を行ふこともできるし、両方を併用して行くこともできる。自由競争の利益に重きをあく政党が政治の中心勢力となれば、資本主義の根本の組織は動かさずに、經濟の民主化を圖ろうとするであろうし、國会の多数を占めた政党が、重要産業の國有法案を通過させたとすれば、それだけ社会主義の線に近づくことになる。ゆえに、われわれは、日本のあかれた内外の情勢を冷靜に見きわめ、各政黨の動きをよく注視して、どういう政策を支持すべきかを判断しなければならない。

たゞ、その場合に特に注意を要するのは、全体主義的な方法によつて社会主義を実現しようとする共産主義の態度である。共産主義は、まず社会主義を徹底させることを目指しているのであるが、その特色は、資本主義を最初から根本的に悪いもの、もしくは、歴史とともにまもなく滅びてしまうものと決めてかゝつてゐる点にある。したがつて、多数決の方法によつてその時々の具体的な事情に適した政策を探ることに飽きたらず、暴力革命や、いわゆるプロレタリアの独裁などという非民主的な方向に走ろうとする傾きがある。われわれは、民主主義の根本の政治原理

たる多数決によつて、自由企業制度の長所を生かすこともできるし、自由経済の弊害を除き、行き過ぎを是正して、高度の経済的民主主義を実現して行くこともできる。ゆえに、この彈力性に富んだ政治のやり方に疑惑をいだき、暴力や独裁によつて少数の意志を貫ぬこうとする全体主義の誤りに、陥ることがないように、深く戒める必要がある。

四 統制の必要とその民主化

資本主義のたてまえを変えずに、しかも経済生活における民主主義を実現するためには、前に述べたような社会政策のほかにも、なあいろいろとなすべきことがある。その中で、特に心がけなければならないことは、適正な経済統制を考え、かつその統制を民主的に行うということである。

資本主義の社会でも、國民經濟に対するある程度の國家の統制や干渉を行う必要がある。もちろん、資本主義の下では、企業の自由は、原則として尊重されなければならない。しかし、さればといって、それは決して無制限の自由を約束するものではない。自由企業制度に伴なう弊害を防ぎ、社会一般の福利を守るために、私企業に対し統制のわくをはめなければならぬ場合が起る。統制は経済上の自由に制限を加える。しかし、前にも述べたように、民主主義の重んずる自由は、決して各人のかつて氣まぐれを許すことではない。したがつて、公共の利益のために自由經濟に統制を加えたからといって、それが民主主義の原則に反することはない。問題は、たゞ、

その統制をどういう目的のために行い、それをどこまで民主的に運営するかにある。

日本でも、戦時中盛んに經濟統制が行われた。それは、一般國民の需要に應ずる生産を極端に切りつめて、戦争のための軍需物資を増産することが目的であった。そういう目的のための統制がもはや行われるはずのないことは、もとよりいうまでもない。現在も、今後も、經濟統制が行われるとすれば、それはもっぱら國民生活を安定させ、生活水準を向上させるためでなければならない。その中でも、一般に必要と認められているのは、社会福祉を目的とする統制と、景気対策を目的とする統制との二つであろう。

經濟生活における民主主義を実現するために、労働者の地位を向上させることを目的として、いろいろな社会政策が行われるといふことは、前にも述べた。そのうち、國家の法律によつて労働賃金その他の労働條件の最低の基準を公定することなどは、それらの事柄を、雇う者と雇われる者の自由な約束だけに任せないという意味で、やはり經濟生活に対する一種の統制である。そのほか、國家は、多くの財産收入のある者には重い税金をかけるとか、公債を発行するとかいうような方法によつて財源を作り、それで、失業手当・社会保険・救貧扶助などの施設を行つて、恵まれない人々を救済する必要がある。經濟組織の欠陥のために貧富のへだたりが大きくなればなるほど、このような社会政策の必要は大きくなり、その使命は重くなる。それだけ、經濟に対する國家の統制も増大することにならざるを得ない。

これに対して、もう一つの景気対策のための統制は、資本主義經濟に伴ないやすい景気の変動

を押さえ、特に不況によつて生ずる失業その他の民衆の生活難を取り除くために行われる。無統制な自由経済だと、生産が多すぎたり、需要が減退したり、内外の景氣変動の影響を受けたりして、急に不景気に見まわれることがある。その結果として、一度にたくさんの失業者が出て、民衆の生活が窮屈した状態におとしいれられる。企業家の協定による独占は、景氣に應じて一つの産業を伸ばしたりちぢめたりすることによつて、ある点までこれを防ぐ役には立つが、そういう自治統制では、前にいったような独占の弊害がつきまとつから、これに國家による統制を加えて、公益を主とする立場から景氣に應じて産業を調節することが必要になる。それとともに、不景氣の時には、國家が公共の土木事業などを起して、失業者をその方面の仕事にふりむけたり、金利を引き下げて産業界に活を入れたりする。アメリカで行われたニューディール政策などは、この種の統制の模範を示したものといつてよい。ともかく、失業は、國民から勤労の権利を奪い、生きる権利をさえあびやかすものであるから、國家は常にその対策を考え、いわゆる「完全雇傭」を目指として、あらゆる努力をして行かなければならない。

資本主義の下で統制を行う目的には、このほかに、緊急の場合を切りぬけるための非常統制が考えられる。たとえば、激しいインフレーションが起つたり、戦争などによって生産が破壊されたりした場合には、生産力を回復させ、物價の安定を図り、國民生活の危機を切りぬけるために、かなり思い切つた統制を加える必要がある。今日の日本の状態は、まさにそれである。それによつて企業の自由が制限を受けても、その目的が國民生活の建て直しにあかれていく限り、民主主義

の精神には反しない。もしも企業の自由を重んずるのあまり、必要な統制を行わざ、そのために國民がいつそうみじめな状態に陥るならば、それこそ民主主義の目的に反することになる。

これで、ある程度の統制が望ましいことはあよそわかつたが、それでは、その統制をどういうふうに行つていけばよいか。どうすれば、統制を民主化することができるか。

この点は非常にむずかしい。なぜならば、統制を經營者の自治に任せても、先に述べた独占的經營の弊害を避けることができない。そこで、統制は國家の手で行うほかはないということになるが、そうすると、今度はいわゆる官僚統制の弊害に陥る。すなわち官吏が國民生活の実情と、産業の実際問題とを十分に知らないで、法律一点ばかりの融通のきかない統制をやる危険がある。また、統制に伴ないがちな公務員の不正や、統制の網をくぐるやみ取引が行われる。そうなつては、どんなに適切な統制の組織を作つても、とうてい十分にその目的を達することはできない。

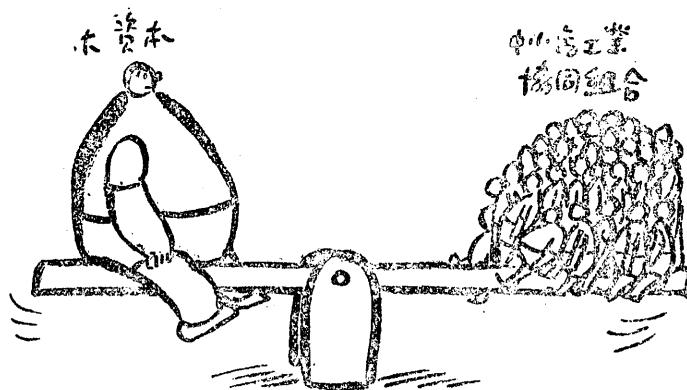
そういう欠点を除き去るためには、いろいろな方法が考えられる。第一に、統制を官廳だけにまかせておかないで、國民の代表者である國会の監督と発言とを強くすることが必要であろう。それがよく行われれば、統制の行きすぎや不徹底を除き去り、実情に適した統制が実施されるようになるであろう。第二には、官廳の組織の中に、民間のりっぱな人物や学識経験者をどしどしご用し、國民として実際に体験したところを、經濟統制の上に活用してもらうこともたいせつである。更に、第三には、役所の統制事務が果たしてすみやかでよく行われているかどうかを監視する組織を作つて、それに、一般國民、特に消費者の代表を参加させるという方法も、適當で

あろう。このようにして、國民が統制の必要を理解すると同時に、統制の実行の上に國民の目がよくとゞくようにして、これを民主主義的に行うことが、これから経済統制には何よりもたいせつである。

このことは、國家が自分の手で行う國營事業についても、あてはまる。資本主義の社会でも、鉄道や電信や電話などのように公益的な色彩の強い事業は、國家の手で經營される場合が多い。それが、社会主義の方向に近づいて行くと、鐵鋼業や炭鉱や電氣事業なども、次第に國營に移される傾向がある。それは、産業の中でも特に重要なものであるから、もしもそれが國家の独占に移された結果として、独占的經營と官僚統制との二重の弊害を生むようになつたならば、その及ぼす悪影響は非常に大きくなるであろう。だから、この場合にも、すぐれた学識を持つ人々や、責任感の強い消費者の代表などが、十分に意見を述べるような組織を作つて、國營事業が正しく經營されるよう監視しなければならない。國民が國民自らの利益のために政治に參與するという民主主義の原則は、こういう点にも大いに生かされなければならない。

五 協同組合の発達

經濟生活における民主主義を実現して行くためには、大企業や大地主の經濟力に、中小企業や農民が対抗できるようとする必要がある。そこで、多くの國では、中小企業や農民によって組織された協同組合が発達した。近代の資本主義社会では、大規模な企業は、たいてい株式組織にて



經營されるが、それと並んで、それほど大きな資本を持たない、たくさんの中小商工業がある。中小商工業にも会社經營があるが、その多くは個人經營である。今日の日本では、財閥を解体し、資本の集中を排除することによつて、中小商工業の地位はそれだけ重要になりつゝあるが、それでも、大企業の圧迫を受けることは依然としてあるし、仲間どうしの間でも、自由競争の結果として弱肉強食が行われることになりやすい。したがつて、中小商工業者は、ます々従業員を安い給料でこき使うというような弊害をも生ずる。これらの欠陥を取り除くには、どうすればよいか。

これに対する一番有効な対策は、同じ種類の中小商工業者が集まつて「協同組合」を作り、組合の力によつて中小企業の弱点を補い、大企業の資本力に対抗すると同時に、企業の合理化を図るというやり方である。

たとえば、同じような生産を行つてゐる中小工業家が組合を作つて、原料も共同で購入するし、製品も共同して販賣する。個々の企業ではなか／＼できない施設を行つて、組合員が共同でそれを利用する。資金のやりくりがつかない場合には、組合の手で銀行から共同して金を借りる。もつとすゝめば、組合員の持つ工場を共同で使つて、集中的に生産を行い、損益の計算も共同でやつて、その利益を分配する。こういうふうにして行けば、個々の業者に對して組合がかなりの統制権を持つことになり、自由企業のあもしろみが失われるおそれはあるが、それだけ大企業に対して相当の競争力を持つことができるようになるであろう。また、從來は、中小商工業は問屋に對して頭が上がり、資金の融通をつけてもらうにも、原料を仕入れるにも、製品の提供および販賣を行うにも、不利な條件に甘んじなければならなかつたのが、よほど改善され、中小企業の健全な発展を促進しうることになるであろう。

しかし、このようにして中小企業の地位が改善されても、經營の内部で從業員に對する封建的な支配が行われているようであつては、民主主義の目標へはまだ道は遠いといわなければならぬ。中小企業が、これまでいろいろ不利が点があつたにもかゝわらず、根強く存在をつゞけて来ることができた大きな理由は、安い労働力を使って、利益をむさぼつていた場合が多かつたからである。これからは、中小企業の労働者の地位を守るために、國家も一般社会も十分な監視を加え、その労働條件を引き上げるようにして行かなければならぬ。人件費がかさめば、中小企業の經營はそれだけ困難になるが、その弱点は、協同組合の発達によつて補つて行けばよい。

協同組合の健全な発達を必要とするのは、商業や工業の部門ばかりではない。國民生活を直接にさゞえている農業においても、組合の組織によつて經濟の民主化をはかることがたいせつである。農業は國民經濟の中でも、全く特別な、そうして重要な地位を占めている。農業は、全國民に食糧を供給する立場にある。中でも、日本では、全人口の半数近くが農村で占められているから、農村問題は特に重大な関心の的になる。それに、工業にふりむけられる労働力は、主として農村から補給される。したがつて、農村の生活水準が低いと、工場労働者の賃金もその影響を受けて、ある程度以上には引き上げることができない。だから、農民の生活を改善することは、間接に都市の労働者の地位を向上させることにもなる。

農村で最も問題になるのは、地主と小作農との関係である。少數の地主が大きな土地を所有して、自分ではほとんど働かずに高い小作料を取り、小作農は、激しい労働に從事しながら、その収穫の多くの部分を小作料として、しかも現物で拂い、貧困の生活に甘んじてゐるという状態は、不自然さわまるものであつた。それに、「所有の魔力は、砂を化して黄金にする。」ということもある通り、自作農になつて、自分の土地を自分で耕すことになれば、農業に対する身の入れ方も自然に違つて来る。だから、農村民主化の根本は、小作農をできるだけ自作農にするにある。そこで、先に行われた農地制度の改革により、國家が地主の土地を買收して、これを小作農に買取らせることにした。これは、日本の農村に大きな変革をもたらし、働く農民に對して生活の向上を約束するものであるに相違ない。

しかし、今度の農地改革にしても、約一町歩以下の小作地、北海道では四町歩以下の小作地は認められているから、それだけまだ小作農は残るわけである。それらの小作農の地位を安定させるためには、もっと自作農化を廣く行うか、または、小作権をはつきりさせ、小作料を引き下げなければならない。ことに、わが國の小作料は、昔から物納の形で、しかも非常に高率であった。これは、百姓が領主に年貢を納めていたしきたりの残りであつて、農村の封建性の大きな要素となっていたのである。これも、今後の農地制度の改革によつて、金納に改められ、実質的にかなり引き下げられた。

このようにして農地制度は大いに改革されつゝあるが、それだけでは、まだ日本の農業の根本の弱点は救われえない。なぜならば、今までの日本では一戸当たりの耕作面積は平均一町歩そこそことあり、全体として、五反歩から一町歩までの農家が一番多い。このように経営面積が小さいと、自作をしても、農業生産力の発達はどうしても限度があつて、農業經營の安定はなかなか望めない。そこで、これらの人々の小さな独立農民の地位を高めるために、どうしても「農業協同組合」を発達させることが必要になつて来る。

農業協同組合は、勤労農民の自立的な組織である。したがつて、個々の農家はそれ／＼独立に農業を經營しつゝ、種や肥料や農具の購入にしても、資本の融通をつけるにしても、農産物を販賣するにしても、みんなの力を合わせて共同に行うようにするのである。農家が孤立して、農業を經營していると、その利益はとかくに都市の工業や商業や金融業によつて左右されやすい。農

民は、高い工業製品を買わされ、商人からは農産物を値切られ、高利の借金に苦しめられることが少なくない。しかも小さな經營と、そこから生まれる乏しい利益では、機械設備を十分に利用することなどは、思いもよらない。そこで、農民のばらくな力を集めて、金融事業を自分で經營し、購買も販賣も共同で行い、機械設備や水利施設などを共同で利用するようすれば、農家の弱い地位も大いに強化されるであろう。これが協同組合の仕事である。協同組合は、それ自体が民主的な組織であるばかりでなく、農民の地位と生活を安定させるために果たす役割は、きわめて大きい。

しかし、なんといつても、日本の農村の悩みの種は、土地が狭くて人口が多すぎることである。もしも人口がこれまでのようにならば、耕地はもつと細分されるし、小作料も前のように高くなつて行くおそれがある。だから、農民の生活をほんとうにりっぱなものにするためには、農村のあり余る人口に何とかさばきをつけて行かなければならぬ。それには、工業や鉱業を発達させて、農村の人口をその方面に吸収することも必要である。しかし、それと共に、農村の内部にも、農産物に加工する農村工業を起して、余った人口をそれにおりむけて行くふうもしなければならない。それはなか／＼むずかしいことであるが、健全な農業經濟の発達を図るために、ぜひとも実行に努力すべきであろう。

六 消費者の保護

國民は、生産の方面では、資本家・労働者・商人・給料生活者・農民などといふように、立場が分かれているが、消費の方面では、みな同じ消費者として共通の利害を持つている。このような消費者の利益を守ることは、國民生活を安定させ、その向上を図る上からいってきわめて重要な課題である。その重要性は、特に都會の場合に大きい。農村では、消費物資が自給される割合が多く、それに、既に農業組合がかなり発達して、必要な品物の共同購入を行っているから、購入物資についてもそれほど問題はない。

消費者の利益を考えるにあたって、最もたいせつなことは、できるだけ「消費の自由」を與えることである。何が一番必要か、まっさきに何を買いたいかは、原則としてその人が最もよく知っている。人はそれ／＼好みがあり、また、生活上の必要も異なるから、これを一律にちさえすることはなるべく避けなければならない。もちろん、物資の少ない時には、消費の割当や制限を行うこともやむをえないが、それでも、消費の自由の精神はなるべく生かさるべきである。

消費の自由を最もよく認めるには、販賣を商店の自由競争に任せて、國民はなんでも好きなものを好きな店から買えるようにしておくのがよい。しかし、商人が生産者と消費者との間にあって、中間で大きい利益を得るようなしきみでは、消費者の利益はちかされやすい。そこで、この場合、消費組合を発達させて、消費者の利益を直接に守るようにして行くことが望ましい。消費組合は當利團体ではないから、中間の手数料はわずかですむ。それに、消費組合が発達すれば、商人の方でもこれに対抗するために、費用を節約して、なるべく安く商品を提供するよう努めること。

するから、消費者の受けれる利益は増大する。したがつて、商店と消費組合とが両方並んで存在することとは大いに結構で、これをどれか一方に限定する必要はない。

消費組合が、小さな地域単位から地方的、全國的な連合組織にまで発達すれば、非常に大きな力になる。イギリス・アメリカ・スウェーデンなどでは、消費組合が大きな工場を持ち、自分の汽船を動かして製品を運ぶまでになつていて、そこまで成長するのはたいへんであるが、民主的な消費組合の発展は、國民の消費生活を明かるくするのに大いに役立つであろう。

消費組合の機能は、生活必需品の共同購買だけには限らない。大きな連合の組織を背景にすれば、理髪店・浴場・託児所などはもとより、病院を設けることもできるし、共同炊事なども經營して行けるであろう。それに消費組合が発展すれば、各方面の會議に消費者代表を選ぶ場合、消費組合からそれを出すことができる。それは、強大な組織を基礎とする代表だから、消費者の意向を反映するにはきわめて適してあり、ちのすから消費者の発言を重からしめるであろう。これら、これから國民の經濟生活の向上にとって、決して軽くない意味を持っている。國民が、個人個人ばかりの消費者としてはどうすることもできないような事柄を、共同の力によつて解決し、團結の力によつて主張して行くところに、消費者の利益を守る消費組合の重要な意味がある。

だが、消費生活をさゝえるものは、根本においては生産である。生産が向上して來ない限り、どんなに完全に組合の組織が発達しても、消費生活の向上は望まれない。それでは、いつたい、

わが國の生産はどこまで發展するであろうか。それは、八千万の國民のすべてに仕事を與え、その生活を維持させることができるであろうか。日本の經濟が果たして十分に民主化されるかどうかは、結局、すべてこゝにかゝって来る。生産がふるわないために、國民の生活水準が低くない、いたるところに失業者があふれるようでは、經濟生活における民主主義はどうてい實現されない。それどころではなく、經濟の不振と混乱とは、やがて政治上の民主主義をも危うくし、民主國家としての歩みを困難ならしめる。そのたいせつな日本經濟のこれらの見通しは、どうであろうか。だれが考へても、その前途は決して安心してはいられない。

第一に、今日のわが國では、すべての人口が狭い四つの島に集中し、人口過剩の悩みはますます痛切である。第二に、國內の設備の破壊と工業技術の低下とのため、生産の回復はなかなか思うに任せない。それに、戰災・賠償・インフレーションなどによつてくずれた經濟の骨組を建て直すことは、もとよりやさしい仕事ではない。第三に、これらは労働者の地位も改善され、農民の生活も向上して行くであろうが、それが直ちに國民生活の向上を意味するかといふと、そう簡単には行かない。なぜならば、これから日本の經濟は、前にもまして外國との貿易によつてさええられなければならない。その場合、外國と競争して、わが國の品物を輸出するには、これまでよりもずっと大きな困難が予想される。というのは、労働者の賃金が高くなれば、それだけ生産費がかさんで来るから、歐米各國の生産品との競争もそれだけ困難になる。それに、日本の產物の重要な輸出先である東洋諸國にも、だん／＼と工業が盛んになつて行くであろうから、販路

が限られて來ることも予想しなければならない。このようにして、輸出がふるわくなれば、海外から原料を輸入できないことになり、資源の貧弱なわが國の産業をます／＼困難な立場に追いこむことにならざるを得ない。

このように考へて來ると、八千万の日本人が働いて生活できるようになるのは、決して容易なことではない。だが、われ／＼は連合國の好意ある援助のもとに、この困難を乗り越えることに全力をあげなければならぬ。それには、まず、經濟統制の適切な運用によつて、生產力の回復と經濟生活の安定とを國らなければならない。つゞいて、科学を高度に実用化すること、日本國民固有の細かい技術を活用することによって、平和産業の發達と貿易の向上とに努めなければならぬ。更に、窮屈した人口過剩と生活難とを解決する上からいって、結婚年齢の引き上げや産児調節の問題も真剣に考慮されるべきであろう。日本國憲法は、その第二十五條をもつて「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定している。この規定の精神をいかにして現実化し、そのいわゆる最低限度の生活をいかなる水準にまで高めうるかは、かゝつてわれ／＼日本國民の今後の努力いかんにある。われ／＼の生活水準を向上せしめうるまでは、國民のすべては苦しい生活を送らなければならないが、これは敗戦國として、当然忍ばなければならぬところでであろう。このように經濟生活がなかなかくらくにならないとすれば、經濟民主主義は簡単に實現できないといわざるを得ない。しかし、それだからこそ、逆にまた、經濟生活において民主主義を強く主張し、その實現に努力することがたいせつなのである。

第十章 民主主義と労働組合

一 労働組合の目的

資本主義の社会では、民主主義の原則が確立し、各人がそれ／＼幸福を求めてその生活を經營する自由と権利とが認められている限り、國民の努力次第で、日常生活はだん／＼と豊かになって行くべきはずなのである。しかし實際問題としては、必ずしもそう簡単には行かない。ことに經濟的民主主義が十分に行きわたらない状態においては、労働者の經濟上の立場は、とかくなおざりにされる傾きがある。なぜならば、そこでは資本が次第に比較的少數の資本家の手に集中し、その持つ經濟的な力が、やゝもすれば資本家だけの利益のために、一方的に用いられやすいし、その反面、労働に從事する國民の多数は、不當に低い賃金で、不當に長い時間働くことを余儀なくされ、したがつて一般に不利な生活條件に甘んぜざるを得ないことになりがちだからである。つまり資本がほとんど無制限にその力をふるいうような經濟社会では、労働者は、だいたいとして資本家側が決めた條件によつて工場などに雇い入れられる。このような事情の下では、労働によつて得られた生産の價値の大きな部分が、資本家の手に吸收されることを免れない。もつとも、そういう社会でも、労働の條件は、法律上は雇い主と労働者との間に取りかわされた契約

によつて自由に決められることにはなつてゐる。しかし資本家の方は自分たちにだけ都合がよいような條件を持ち出しうるのに反して、労働者の方は、生活の必要上やむをえずそれを受諾するといふうであつては、その間に結ばれた契約は、決してほんとうに自由なものであるということはできない。また、そういう状態をそのままにしておくことは、民主主義の原理に反する。

なぜならば、民主主義の根本精神は、人間の尊重である。人間は、だれであろうと、すべて生活の福祉を享有する権利を有する。それなのに、まじめに働いている人々が、人間として生きて行くだけの衣・食・住に事を欠くようになつては、一大事である。だから、すべての人間は、自分と自分の家族とのために働く権利を持ち、その勤労によつて一家の生活をさゝえるだけの收入を得ることを、平等に要求できるはずでなければならない。それが、國民のすべてに対し等しく認められている基本的人権である。基本的人権を何にもまして重んずる民主主義が、經濟生活のいろいろな弊害や不合理を除き去ることに努力するのは、きわめて当然のことであるといわなければならない。

これらは、結局は、前の章で説明した經濟生活における民主主義の問題であるが、特に労働者の地位の向上といふ面から考えて行くと、それがいわゆる労働問題となる。労働問題の対策にはいろいろありうるけれども、それを根本から解決する道は、労働者にとって、不當に不利な諸條件を取り除くという方向に求められなければならない。労働者の團結によつて作り上げられるところの労働組合は、そのような要求から見て最も重要な意味を持つた組織なのである。

今日の産業組織の中で働いている労働者は、たくさんの工場や職場に分散している。そうして、もしも労働組合がなければ、同じ職場で働いている人々でさえも、企業主に個別的に雇われ、ひとりひとり孤立した立場で賃金やその他の労働條件を取り決めなければならない。かれらは、自分たちの提供する労働が、どのくらいのねうちを持つものなのか、どこでそれが一番求められているか、適正な賃金はどのくらいなのか、というようなことをはつきり知る道がない。会社の都合で解雇するとしても、ひとりひとりの力では、抗議のしようもないし、抗議しても取り合ってはもらえない。失業すれば、すぐさまあすのパンに困るから、どこでも、どんな條件でも、雇ってくれるところがあれば、そこで仕事にありつかなければならない。だから、このように孤立した立場にあることは、労働者にとって最も不利な点であるといふことができる。

それに、現代のように産業の規模が大きくなつて來ると、ますます細かい分業が行われる。一つの場所で働く労働者は、たとえばハンマーで鉄を打つとか、機械に油をさすとかいうようない型にはまったく單純な一つの仕事だけを分担して、それを年じゅう繰り返しているということになる。そうなると、頭を使つて新しいくふうをする余地はほとんどなく、人間が機械同様な働きをするだけになつて、精神の創造性も、それを活用する機会がないために、だんづくとすり減らされてしまう。そこに、今日の工場労働者が手工業時代の職人とまるで違う点がある。人間は、そうなればなるほど、それだけ娛樂や慰安や文化的な教養を切に求めるのであるが、一日の大部分を工場で働いて、安い賃金をもらって、家に帰れば疲れて寝るほかはないといふうでは、その

ような要求もほとんど満たされる機会はない。労働者の立場が孤立している場合には、自分ひとりの限られた力で教養を高めるための施策をすることなどは、まずもつて思いもよらない。

しかし、そのような不利な條件も、おぜいの労働者が團結すれば、團体の力で、少なくとも一部份は克服して行くことができる。そして、その團体も、規模が大きくなればなるだけ、それだけ團結の力を大きく發揮するようになる。そこで、それ／＼の職場に分散して働き、ひとりひとり孤立した立場にあつた労働者は、だんづくと分散、孤立していることの不利を感じ、互に團結して適正な労働條件を確立することに努力するようになつて來た。そうして、大企業が発達し、その経済的な力が強大となるにつれて、労働組合もまた、小さな規模のものから、だんづくと力の強い地方的および全國的の組織を作るようになつて來た。労働條件の是正も、労働者の生活環境の改善も、このような組合組織の活動によつところが最も大きい。それとともに、民主主義の國家制度としても、労働者の團結権を認め、法律によつて組合の発達を助長するようになつて來たことは、經濟民主化の方向に向かつての大きな進歩であるといふことができる。

二 労働組合の任務

このように、労働組合は、適正な労働條件を確立しようとする勤労大衆の自主的な團結である。したがつて、その精神とするところは、企業經營者の力が不當に濫用される場合に対しても、労働者の立場から基本的人権を守ろうとする民主主義的な運動であるといつてよい。言い換えれば

ば、労働組合は、経済上の民主主義を実現するための大衆組織にほかならない。

もしも労働組合という勤労大衆の自主的な組織が存在せず、あるいはその成立が禁ぜられたとするならば、近代の民主主義の原理は、よしんば法律の形式の上では認められ、制度としては確立されても、実質的には十分に実現されえない。だから、労働組合は、民主主義の原則を近代的な産業組織の中で具体化するものであり、民主主義を單なる法律制度としてではなく、動く生命のある生活原理として発展させて行くための、不可欠の條件なのである。

ゆえに、労働組合の第一の任務は、適正な労働條件を作り上げることにある。しかし、たゞ單に労働條件をよくするというだけならば、独善的な官僚や「慈悲ぶかい」独裁者でもできることであろう。たとえば、ヒトラーなどは、労働者をおだてて「勧善力行團」という組織を作らせ、大いに勤労大衆のごきげんをとろうとしたことがある。しかし、このようにして與えられた労働條件の改善は、決して正しいものではない。なぜならば、そこでは勤労者の自主性が無視されているからである。封建時代の民衆統治の原則は、「由らしむべし、知らしむべからず」であった。これに対しても、現代の労働組合の理想は、勤労大衆が、正しい労働條件を自分たちの組織の力で自主的に実現して行くところにある。「上から」の命令によつてではなく、「下から」の組織と、盛り上がる力とによって經濟的民主主義の發展を図るところにこそ、労働組合の大きな使命がある。

その点をよく深く考えてみれば、労働組合の精神がいかに深く民主主義の原理とあい通するものであるかがわかるであろう。民主主義の政治は、「國民のための政治」である。しかし、「國民の

ための政治」ならば、どんな方法で行われてもよいのではない。「上から」の命令によつて國民の幸福が増進されたとしても、それは民主主義ではない。國民自らの力により、國民自らの手によつて、國民のための政治を行うのが、眞の民主主義である。それと同じく、政治的な野心家や、労働者のうしろに隠れているボスの力によつてではなく、労働者自らの力により、勤労大衆自身の團結によつて、働く者の生活條件を向上させて行くのが、労働組合のほんとうのあり方である。そういう自主的な組合の活動によつて、労働者は、自分自身を社会的に、また政治的に教育することができる。その意味で、労働組合は、自治的な組織を持った民主主義の大きな学校であるといふことができよう。

それだから、労働組合の任務は、決して賃金の値上げや労働時間の短縮やその他の労働條件の改善を要求するという經濟上の目的だけに盡きるものではない。労働組合は、それ以外に更に重要な社会的・文化的な任務をになつてゐるのである。

前に言つた通りに、現代の大規模な工場に働く勤労者は、型にはまつた仕事だけをするために、知識の圓満な發達を図ることが困難なばかりでなく、精神的なかたわになつてしまふおそれがある。それは、資本主義であれ、社會主義であれ、極度の分業を必要とする大企業の形態では、ほとんど免れえないことである。これに対して、労働者の知能の磨滅を防ぎ、その精神生活を豊かなものにすることは、基本的人権を守るという立場からみて、きわめて切実な問題となつて来る。人間は食物だけを食べて生きて行けばよいというものではない。すべての人々は、心のかて

を得ることについて、平等の権利を持つている。大企業中心の経済組織が、そのように労働者の精神的成长を妨げるもあるのに対しても、労働者の自主的な團結の力により、個人個人では得がたい教養を身につけ、新しい文化を吸収できるようになることは、労働組合に課せられた非常にたいせつな使命であるといわなければならない。

三 産業平和の実現

労働組合の活動によって、適正な労働條件が得られ、勤労大衆の地位が向上することは、いわゆる「産業平和」の実現に役立つところが大きい。企業の自由が全く無統制のまゝに放任されいると、經營者と労働者との間の地位のへだたりが大きくなつて、その間に利害と感情の融和しがたい対立が生ずる危険がある。そうして、それが、生産の増強を妨げ、社会公共の福祉を害する原因となる。これに対して、労働組合が健全な発達を遂げ、經營者と労働者との理解と協力とがすゝむならば、そうしたいまわしい現実を防ぎとめることは、決して不可能ではないであろう。産業平和は、健全な発達を遂げた組合運動の目標であつて、現実がその通りにうまく行くとは限らないが、その目標を高くかゝげ、それに向かつて絶えず努力を続けることは、労働組合にとって最も望ましい態度である。それはまた、罷業に訴えるのは、常に最後のやむをえない手段であるということを意味する。

産業平和を実現するためには、まず、經營者の側が労働者の現実の立場を正しく理解すると同時に

時に、労働者もまた、企業經營の現実の問題を公正に認識しなければならない。

資本主義の經濟では、私企業は、他のいかなる目的を持つ場合にも、原則として同時に當利を目的としてなされる。しかし、資本家や經營者が當利だけを本位として、労働者の立場を無視し、できるだけ安い賃金で、できるだけたくさん働くかせようとするならば、労働者側も、團結の力をまずもつて闘争の武器として用いるということにならざるを得ない。そうなれば、經營者側はます／＼労働者の運動を敵意をもつて見るようになるだろう。しかし、工場が動き、生産が行われ、利益があがるのは、主として労働の力によるのであるから、それについて労働者の發言を重んずるのは、当然で正しいことである。經營者側に、労働者の人間としての基本的な権利とその正当な要求を尊重する民主主義的な氣持があるならば、いろいろな問題も、穏やかな話し合いと解決がつかないはずはない。そこに、あのずから産業平和への道が開かれて行くであろう。

第二に、産業平和の目標を達成するためには、經營者と労働者とが共通の地盤の上に立つという自覚を持つことが必要である。

なるほど、經營者と労働者とは、一應違つた立場に立つてゐる。しかし、事業が經營されて行くためには、両方の協力がたいせつなのであって、一方だけの力で仕事がうまく運んで行くものではない。だから、經營者と労働者とは、感情の疎隔や政治的な対立に走ることを避けて、共同の事業のために力を合わせて行くという考えにならなければならない。企業經營に伴なう弊害を除き去り、事業そのものをよくして行くことに、共通の利益を見いだすならば、經營者と労働者

とが互に不愉快な闘争を繰り返す必要もなくなる。特に、あらゆる生産は、決して生産者だけの利益のために行われるのではなく、國民全体の生活を豊かにし、その福祉を増進するために、全くべからざる意味を持っている。その目的を主眼として考へるならば、両方の間の意見の一致点を見いだすことがいかにたいせつであるかは、さわめて明白であるといわなければならぬ。

もしも、このようにして、經營者と労働者とがお互の立場をよく理解し、双方の協力と責任とによつて事業の改善に努め、各自がその持場持場を守つて仕事に励むならば、おそらく事業の成績は、向上し、利益も増加して行くであろう。その場合、もしも經營者が労働者の功勞を正當に評價するならば、その利益は賃金を引き上げることによつて、労働者にも正しく配分されるようになつて行くであろう。それは決して資本主義の考え方方が社会化されたということだけを意味するものではない。もしも企業の經營者が遠大な考えを持つならば、そういうふうにするのが事業に成功する要訣であることを知るに相違ない。高い給料を拂つて大きい利益を上げるという政策は、企業を発展させると同時に、企業に関與するすべての人々に繁榮をもたらすゆえんである。資本主義の下で経済的な民主主義の理想を実現するための最もよい方法は、こゝにあるということができる。

これに対しても、社会主義的な經營方法を採用することは、經營者と労働者とを同じように取り扱う点で、社会正義の要求にはかなう。しかし、資本主義の長所を生かして行こうとする立場から見るならば、そのような組織の下では、各人がそれ／＼の利益のために生産に励むという強い

原動力を減退させるおそれがある。そこで、仕事に精を出せば出すほど利益があがるという資本主義の強味を發揮しつゝ、勤勉によつて得られた收穫に対しては、労働者もまた高い賃金という形でその分けまえにあずかるようにして行くならば、生産の向上とあわせて、社会正義にかなつた經營が行われることになるであろう。かくしてはじめて、經營者と労働者との間の円満な協力が生まれ、産業平和の実現が期待されうるであろう。

四 團 体 交 渉

労働組合には、今まで述べて來たよしないろ／＼な使命や理想があるが、その根本をなすものが適正な労働條件の確立にあることは、いうまでもない。そうして、労働組合がこの目的を実現するためには、労働條件は經營者側の一方的な意志によつて決定されるのが常であつた。これに反して、労働組合の發展に伴ない、労働賃金・労働時間・休日その他の條件は、經營者側と組合の代表者との間の團體的な交渉によつて取り決められる。前には、個々の労働者が別々に雇い主と交渉するために、だいたいとして雇い主側の決めた條件に甘んじなければならなかつた。しかるに、團體交渉によれば、労働條件の主たる内容は、一般の標準とにらみ合わせて、合理的に決定されうるようになる。ゆえに、労働者の團結権と團體交渉権とは、労働組合の目的を実現するための欠くべからざる前提である。日本の新憲法が、これらの二つの権利をかゝ

げて、これをあごそかに保障しているのも、そのためにほかならない。

團体交渉によつて適正な労働條件が定められるためには、經營者側は、労働組合員の生活水準の向上が經營の健全な運行のために絶対に必要であることを、深く認識しなければならない。また、組合側としても、經營の合理化と生産の増進とななければ、事業そのものが經營難に陥つて、適正な労働條件や双方の繁榮といふことも單なることばに終つてしまふことを、十分に理解しなければならない。

このようないくつかの理解によつて團体交渉が円滑に進められれば、その結果として、經營者と労働者との間に「労働協約」ができる。手工業や小規模企業の場合には、労働の種類や性質がまちまちであるために、一般的な労働條件の標準を求めるることは、もとよりきわめて困難である。これに反して、大規模な經營が発達するに従い、労働者の生活環境がだん／＼と画一化されて来るから、どの程度の労働條件が適正なものであるかを、廣い立場から一般的に決めることが可能になる。ことに、労働の最低の基準を國家の法律で統一して示すようになれば、團体交渉の目標をどこにあくかが、いつそうはつきりして来る。「労働基準法」という法律は、労働條件の最低基準を決めて、労働者的人間らしい生活を保障するという目的のために制定されているのである。

次に、團体交渉によつて取り結ばれる労働協約は、一年ぐらゐの期間を定めて、労働條件を決めることが望ましい。そういうふうにすれば、少なくともその間は労働條件が安定するから、労働者はそれに基づいて生活の計画を立てることができる。また、經營者としても、それによつて

どのくらいの人件費がかゝるかといふことがはつきりするから、經營のための計算が立てやすい。それは、双方の側にとつてきわめてたいせつなことである。組合によつて團体交渉をするとの意義は、このよゐな方面においても經營の合理化のために役立つ。

しかしながら、團体交渉の結果が常に円満な協定に到達するといふことは、必ずしも予定できない。組合側からは、事業の実情にかなつた穏当な要求を提出し、經營者側も誠意をもつてその実現を図るといふふうなればよいが、そうでない場合は、交渉は決裂に近づく。しかし交渉決裂のおそれが大きくなつて來た場合にも、当事者は、調停や仲裁の方法によつて、お互にとつて得るところのない闘争に陥ることを極力避けなければならない。それでも、どうしても打開の道が見いだされないと、官廳關係の労働者は別として、一般の労働者には、最後の手段として「罷業」に訴える権利がある。

罷業は、労働者の正当な要求を保護するための方法ではある。しかし、罷業を單なる闘争のための武器として濫用し、罷業のための罷業をするようなことは、あくまでも避けられなければならない。いうまでもなく、罷業によつて生ずる經濟的および社會的な損失は、測り知りえないほどに大きい。今日では、一國の産業は、いろ／＼な分野が互に連関を保つて、有機的な統一をして行われている。したがつて、一つの地域や一つの産業の生産がとまれば、國民經濟の全体としての機能をまひさせてしまうことがある。また、ある労働組合が軽々しく罷業に突入したために、全國民の經濟生活をおびやかすといふような結果をまねくこともある。だから、罷業權の

行使については、かりそめにもその濫用に陥ることがないよう、組合の指導者は賢明に慎重に行動しなければならない。このことは、鉄道や炭鉱のような公益事業については、特に強調される必要がある。

罷業にはいることをできるだけ避けるためには、前にも言つたように、経営者側は労働組合の正当な要求を尊重し、組合側は國民經濟の実情と經營の内容とにてらして過当でない要求を提出するのがたいせつなのであるが、双方が互にその主張を固執してゆづらない場合には、当事者だけでは容易に妥協の道が見いだされえない。そこで、どうしても、公平な客観的な立場から労働争議を調整する必要が起る。すなわち、經營者を代表する者、労働者を代表する者、および、どちらにも属さない第三者から成る「労働委員会」をもいて、争議の発生を予防することに努め、争議が起つた場合には、その調停や仲裁を図るようにするのである。

こゝにいう調停と仲裁とは、ことばとしては同じようにひらくが、制度としてはかなり違う意味を持つてゐる。「調停」というのは、争議の内容を調べ、双方の言い分を聞いて、經營者側と組合側とが歩みよりうるような條件を持ち出し、双方を和解させることである。

これに対しても、調停だけでは争議を解決する見込みが立たないような場合には、当事者の申し出を待つて、争議の「仲裁」を行う。仲裁だと、当事者は仲裁者の決定に服さなければならない。労働委員会も、争議の調停や仲裁を行うが、当事者の話し合いで、外の者に調停や仲裁を頼むこともできる。調停や仲裁の手続きを定めているのは、「労働関係調整法」という法律であつて、こ

の法律は、労働組合のことを定めた労働組合法、および労働條件の最低基準を明らかにした労働基準法と並んで、労働問題の解決を目指し、産業平和の維持と經濟の興隆とを図ろうとしている。

以上に述べたところは、労働争議を解決するための一般的な方法であるが、これには重要な制限があることを注意しておく必要がある。その一つは、公益事業の争議の制限である。すなわち、運輸事業とか電氣事業とかいうような公益事業に関して争議が起つた場合には、法律の定めるところによつて、必ず労働委員会の調停に付せなければならない。そうして、調停に付することになつてから満三十日を経た上でなければ、罷業を行ふことは許されない。公益事業は、國民の福祉に最も直接の関係があるので、法律がこのように抜き打ちの争議を禁じてゐるのは、当然のことである。

次に、もう一つの点は、官廳労働者の組合運動に対する制限である。國家の公務員は、一般の公益事業の従業員にくらべて、更に公共の利益に深い関係を持つ立場にある。したがつて、それらの人々のになう重い責任から考えて、官廳の勤務者の團体交渉権や罷業権に対しては、國民の公共の福祉がちびやかされることがないように、これを制限したり禁止したりする措置が加えられる。特に警察官吏・消防職員などについては、労働組合を作ることや、それに加入することさえ禁ぜられてゐるのである。

五 日本の労働組合

労働組合は、労働者自身の自覚によって作られ、



一般労働者の意志と理性とによって運営される自主的な組織でなければならぬ。ところが、日本のようには、労働組合運動が長らく軍國主義の政治によって抑圧されて來た國では、労働組合の自主的な発展や運営を圖ることは、まことに容易なわざでない。軍閥や特高警察がなくなり、財閥が解体されたからといって、直ちに日本の労働組合が豊かな自主性をもつて生育すると思ったら、とんだまちがいであろう。脊中に長らく重い石を乗せられていた者は、突然だれかの手でその石が取り除かれても、すぐさままつすぐな姿勢で正しく歩き出せるものではない。それと同じように、日本の労働組合も、敗戦後はじめて眞の團結の自由が與えられたのであるが、それだけに、日本國民は、まだこの團結の自由と権利とを聰明に自主的に用いることを十分に心得ているとは言ひがたい。だから、日本の労働組合に

とつては、このように突然にさしたる苦勞もなくして獲得された自由と権利とを、責任をもつて自主的に行使するように、特に反省と努力とを続けることを怠つてはならない。

労働組合は、國家や雇い主によつて外部から圧迫されではならないが、逆にまた、それらの援助にたよるようなことがあつてはならないのである。なぜならば、そういうことをすると、一時はいかほど労働組合の發展に役立つように見えて、結局は組合運動の自主性が失われ、國家や資本家の御用組合に墮落してしまふからである。だから、労働組合が民主主義の精神にかなつた發達を遂げるためには、たゞに人的組織の上で自主性を保つことが必要なばかりでなく、財政の点でも、外部からの助力を求めるべし、援助を受けたりしないようにしなければならない。どんなに財政が貧弱であつても、組合員自らの力を出し合つて運営されている労働組合は、組合員がそれをほんとうに「自分のもの」と思うから、だんづくとすこやかに發展して行くであろう。すべての民主主義的な組織がそうであるように、労働組合もまた「組合員の組合」であり、「組合員による組合」であつてこそ、はじめて「組合員のための組合」たることができるのである。

組合員の中に、よい労働組合を自分たちの力で作り上げようという氣持がみなぎつていれば、その活動の一つかが組合員自身の訓練になり教育になる。これに反して、もしも組合員が、たゞ組合に名を連ねてゐるだけで、その運営については全く「人まかせ」にしてゐるといふうだと、組合の中の少数の者が実權を握つて、その人たちだけの考え方で独裁的な支配を行うようになる。それは、民主主義の名に隠れたボスの暗躍を許すもとである。

日本人には、長い封建主義の習慣から、頭ごなしの強い意見を主張する者があると、つい「さわらぬ神にたゞりなし。」といった氣持で、言うべきことも言わずに、それに従つてしまふ傾きがある。労働組合の中にそのような傾向があらわれると、組合はやがて少數のボスに占領されてしまう。組合を動かすものは、組合員全体の盛り上がる意志でなければならない。労働組合を、單なるボスの道具や闘争の武器にしてしまうことが多く、その本來の經濟的および精神的な使命にかなつた組織たらしめるのは、すべての組合員の大きな責任であることを忘れてはならない。

日本の労働組合は、戦争終了後わずか三箇年で、組合数は二万八千を越え、組合員の総数は六百万以上に達した。單なる「数」の上からいえば、まさに驚嘆に値する発展である。しかし、「質」の点ではどうかということになると、まだく、はなはだ不満足な状態であるといわなければならぬ。

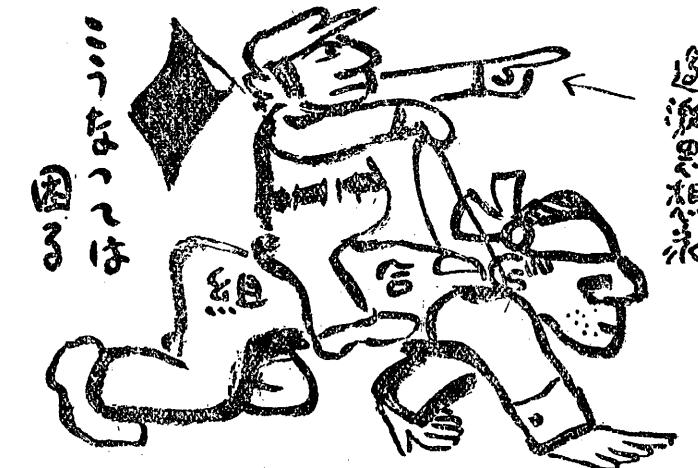
日本の組合運動がこのように外形上急速な進展を遂げたのは、日本の國民生活を全般的に、かつ徹底的に民主化するという責任を負つた政府が、組合の成立や生長を妨げるいっさいの法令を廃止すると同時に、組合に対している／＼な援助を與え、經營者側にもこれに協力することを求めたためである。これは、もちろん、労働組合を「御用組合」にしあげるためになされたことは決してない。けれども、このように、外部から促された生長は、とかく外形だけがふとり、數の上の増加を示すのみであつて、組合員の眞の自覚がそれに伴わないということになりやすい。日本の労働者が、そういう事情の下に発達した組織をほんとうに「自分のもの」にするため

には、ひとりひとりが組合運動の民主主義的な精神をしつかりと身につけることが、何よりも必要である。

六 労働組合の政治活動

労働組合の当面の活動は、労働者の生活條件を向上させるという經濟上の目的に向けられる。しかし、この經濟上の目的は、單なる經濟活動だけでは容易に達成されない。一國の經濟問題の解決は、政治のいかんによつて左右されるところが少なくない。したがつて、労働組合は、適正な労働條件を確立するために、政治に対して強い関心を持たなければならぬ。今日の日本において、既に六百万人以上の労働組合の加入者があるという事実からみても、組合が政治に対してもいかに大きな発言権を持つものであるかがわかる。ことに、組合は、勤労大衆の自主的な團結であるから、その組織の力を正しく發揮して行けば、民主政治の発達に強い影響を及ぼすことができる。經濟民主主義の実現を図る上からいって、労働組合の健全でかつ建設的な政治活動に期待すべきものは、きわめて大きい。

さればといって、労働組合は政党ではないのだから、その政治活動には当然に一定の限界がなければならない。われ／＼は、このことを常にはつきりと心に刻みこんでおく必要がある。すなわち、政党には、一つの決まつた政治上の主義主張がある。その主義主張に共鳴する者が、その政党に加入するのであるし、その政党の行き方に不満があれば、それから脱退して、他の政党に



加入することもできる。だから、政党の場合は、党員に対して、党のかゝげる綱領に従って行動することを要求しうる。これに反して、労働組合は、労働條件を改善し、労働者の生活を向上させるという共通の利害関係を持つ人々の、自主的な團結である。したがつて、組合員が、どういう政治上の主義主張に共鳴し、どの政党を支持するかは、各人の自由でなければならない。しかるに、組合員の政治的自覚が不十分であると、かたよった政治思想をいだく少數の人々が組合を牛耳り、独裁的な権力をふるつて、組合の團結力を自分たちの政治目的の達成のために利用するということになりやすい。労働組合がそのように少数の独裁を許し、または、ある一つの政党の道具として利用されることは、組合本来の目的と全く反するものであるから、そういう傾向に対しても、組合員自身が常に嚴重な警戒を怠つてはならない。

だから、労働組合の政治活動は、組合そのものの本来の趣旨に基づいてなさるべきであり、また、その範囲内においても、あくまでも公明正大に行われなければならない。

すなわち、労働組合の任務は、勤労大衆の基本的人権の擁護であり、適正な労働條件の獲得であり、働く人々の精神的文化的水準の向上である。ゆえに組合は、これらの目的にかなつた法律が制定されるよう、國会に向かつて要望すべきであるし、これらの目的を妨げるような立法に對しては、それを阻止することに努力すべきである。また、労働者の立場を守るために法律が制定されても、政府がその精神を行政の上に生かして行く熱意に欠けるようなことがあつてはならないから、その意味では、政府とも連絡をとり、労働行政を正しく運用するよう激励して行かなければならぬ。このようにして、働く國民大衆の声を、組合を通じて國政の上に反映させて行くことは、経済上の民主主義の実現を促すための大きな力となるであろう。

前に述べたように、労働組合は、自治的な組織を持った民主主義の学校である。しかし、学校といつても、そこには特別に民主主義のことを教える先生がいるわけではない。また、先生からことばでもつて教えられただけでは、決して民主主義の精神を身につけることはできない。民主主義は、それを自分たちの力で築き上げ、それを自分たちで運用し、それが自分たちみんなの生活をどれだけ向上させうるかを体験することによって、はじめてほんとうに自分たちのものになる。その意味で、労働組合では、組合員のたれしもが先生であると同時に生徒でなければならない。先生が悪ければ生徒も悪くなる。組合員が組合を單なる闘争の手段と考えているようでは、

平和な協力をもつて根本とすべき民主主義の精神は、破壊されてしまう。組合員の多くが、自ら先生であるべきことを忘れて、單なる受け身の立場で少数のボスに引きずりまわされているようでは、人々は民主主義の代わりに独裁主義の政治を学ぶことになってしまふ。労働組合を、自分たちの力によつて作られた自分たちのための組織たらしめよ。日本の社会と経済と政治の民主化は、それによつて興り、必ずやそれとともに榮えるであろう。

第十一章 民主主義と独裁主義

一 民主主義の三つの側面

今までの各章で述べて來たところをまとめて考えてみると、民主主義の根本の精神は一つであるが、人間の共同生活の中に表われるその形には、いろいろな側面があることがわかる。

すべての人間を個人として尊重し、したがつて、すべての個人の自由と平等とを保障しようとする民主主義の原理は、どこへ行つても同じであり、いつになつても変わらない。しかし、民主主義は、長い歴史的発達の產物であり、その具体的な形態は、これまでも時代によつて変化して來たし、これからも絶えず發展を続けて行くであろう。それとともに、その適用される範囲もますますひろくなりつゝある。その結果として、今日では、民主主義について三つの側面を区別して考えるようになつた。政治における民主主義、社会生活における民主主義、経済生活における民主主義の三つが、すなわちそれである。

第一の、政治における民主主義は、これら三つの側面の中でも最も基本的の形態だということができる。したがつて、それはまた、歴史上一番早く自覺され、最初からきわめて強く主張されて來た。

人間はすべて生まれながらにして自由であり、平等であるという思想は、思想としては古い淵源を持つが、特に近世の初め以来、次第に政治的にはつきりと自覚されるにいたり、人々は政治上の自由と平等とを目ざしてあらゆる努力を続けた。そして、その努力の結果は、第十八世紀の末に起つたアメリカ合衆國の独立およびフランス革命という二つの大きな出来事を境として、着々と具体化されるようになった。ほんとうに民主的な政治の目的は、公共の福祉を向上させ、すべての人々に、幸福を追求するための平等の機会と條件とを與えるにある。このような「国民のための政治」は、國民自らの政治の根本方針を決定し、できるだけ多くの人々が自分たちの代表者の選挙に参加することによって、はじめて実現されうる。もしも、國民の間、もしくは國民の代表者の間に意見の対立があるならば、多数決によってその中のどれを採るかを決めるべきである。これが政治的民主主義の根本方針であり、民主政治の制度上のいろいろな型は、この根本の考え方を実現する方法の違いであるにすぎない。

政治的民主主義と並んで発達して來たものは、第二の、社会生活における民主主義である。

これは、共同生活を営んでいる人々の間に、身分や人種の別による特權が存在することを否定するものであつて、あらゆる意味での封建制度の撤廃を要求する。貴族や門閥の家に生まれた者が、一般の人々より当然に高い地位についたり、人種や信仰が違うということを理由にして、その間に差別待遇を設けたりする社会制度は、人間の自由および平等の理念に反する。社会生活における民主主義は、そのような身分上の差別を否定するばかりでなく、女性が女性なるがゆえに

男性に従属すべきものとする觀念や、家庭の中で、夫が妻に対して特權を持ち、親、特に父親が子供に対して服従を強制し、長男だけが特別の取り扱いを受けるというよう制度をも排斥する。もちろん、社会生活において、すぐれた能力を持つ人や、深い経験を有する者が、人々に推されて指導的な地位に立つのは当然である。しかし、各人がその能力と個性とを伸ばすということについては、人種・性別・信仰・年齢などのいかんにかゝらず、すべての人間に對して均等の機会が與えられるべきであるというのが、社会生活における民主主義の立場にほかならない。

政治における民主主義、および社会生活における民主主義に統いて重要な問題となつて來たのは、第三の、経済生活における民主主義である。

民主主義は、すべての人々が幸福を求める、幸福を築きうるような社会を目標とする。その場合にいう幸福とは、もとより、決して單なる「物質的」な幸福ではない。しかし、もゝせいの人々が衣・食・住にも事欠く状態に苦しんでいるようでは、「精神的」な幸福も求められえない。だから、民主主義がすべての人々の経済生活の向上を求めるのは、最初から当然のことである。ただ、初めのうちは、経済の活動については政治による干渉を加えることとなるべく避けて、自由放任の政策を取るのが、この目的のために一番適当な方法であると考えられていた。ところが、その結果、だん／＼と資本の独占が行われて、資本家と労働大衆との間の貧富のへだたりをますます増大させるにいたつた。経済的民主主義は、すべての人々の経済上の機会均等を図ることによつてこのへだたりを緩和して行こうとする。したがつて、民主主義の三つの側面のうち、今

日最も切実で、いまだに十分な解決に到達していない問題は、この經濟的民主主義であるといつてよい。

しかしながら、經濟的民主主義は、それだけ切り放しては実現できない。貧乏人の間に、金持を「いい御身分のかただ。」などといって敬う氣持があり、金持もまた、それをよいことにして、貧乏人を安い賃金で不利な労働條件の下に、何時間でも働かせることをあたりまえだと思うような態度がある限り、經濟上の不平等は是正されない。尊ばれるべきものは、人間であり、人間の生活を築くための勤労であって、財産ではない。資本主義の社會で大實業家が尊敬に値するとするならば、それは、そのすぐれた經營の才能と、事業に精魂を打ちこみ、社會公共に盡くそうとする努力とのゆえであって、かれが百万長者であるがためではない。經濟生活にちける機會均等を実現するためには、まず、財産の多少によつて人間のねうちを測るような觀念を打破しなければならぬ。その意味で、經濟的民主主義は、必ず社會生活における民主主義と結びつく。

だが、經濟的民主主義を実現するための最も重要な條件は、政治的民主主義である。なぜならば、財産のある者だけが選挙権を持つて、自分たちの利益だけを守つてくれる代表者を選んでいるようでは、勤労大衆は、ます／＼不利な立場に陥つて行かざるを得ない。また、男女平等の普通選挙が行われても、選挙民が金の力による宣傳に乗せられたり、財閥が政党を買収したりするようなことでは、金權政治の弊害は改まらない。だから國民がみんなで民主政治の目的をよくわきまえ、選挙資格を有する人々がすべて「目ざめた有権者」となつて、りっぱな代表者を選び、

それらの代表者が、國民全体の福祉を眞剣に考えて、適切な政治を行いうようにならなければ、民主主義の要求に、ほんとうにかなつた經濟生活を築き上げて行くことはできない。かくて、經濟的民主主義の問題の根本の解決は、あわせて政治的民主主義の徹底に待たなければならないのである。

しかも、經濟的民主主義をどのようにして実現して行くかは、最も意見の分かれる点である。資本主義がよいのか、社会主義がよいのか。資本の獨占を押さえるには、どういう方法で、どの程度の政策を実行すべきであるのか。労働の権利を保障し、失業者をなくするには、どんな手をうつののがよいか。國民はすべて勤労の義務を有するといつても、現に遊んで食べている人間がある場合、それをどうするか。勤労の義務は各人の道徳的責任にまつべきか、あるいは、法律によつてそれを強制すべきであるか。その他いろいろな問題があつて、その一つ／＼についてさまざまなもの、そして時としては、激しい意見の対立が生ずることを免れない。

その場合に、民主主義の政治が採用するのは、「多數」の意見である。たとえば、代表民主主義では、國会で多數を占めた政黨が、經濟に関する立法についても一番大きな役割を演ずるし、國會議員の多数の支持する政府が、國会の多數決で定めた方針に基づいて經濟政策を実行する。ゆえに、政治的民主主義の目標は、あくまでも「國民のための政治」であり、國民の公共の福祉であるが、その目標に到達すべき道を選ぶ方法は、多數決である。したがつて、多數決原理を否定しては、政治的民主主義は成り立たない。言い換えるならば、どんなに「國民のための政治」と

いう旗じるしをかゝげても、多数の意見を無視するような政治を行なうことは、断じて民主主義ではない。

二 民主主義に対する非難

すべての人間が個人として尊厳であり、自己の個性を生かす自由と、自己の才能を伸ばす平等の機会とを持ち、文化的にも経済的にも、ともに平和で幸福な共同生活を営むようになると、いう民主主義の理想は、きわめて崇高なものであつて、何人といえどもそれについて反対することはできない。もちろん、この理想を完全に実現するまでには、人類はまだ遠いいばらの道を歩んで行かなければならないであろう。しかし、民主主義は、過去数世紀にわたってこの理想的の実現に向かつてあらゆる努力を重ねて來たし、その方向に向かつて、既に多くの輝かしい成果をあげて來たのである。

けれども、その反面またわれくは、民主主義が歴史上決して常にたゞ支持され、賞賛されて來たのではなく、むしろ、あらゆる非難を浴びながら發展して來たものであるということを忘れてはならない。

イギリスで民主主義的な革新が行われ、続いてアメリカに独立戦争が起り、更に、フランスに大革命が起つた当時には、それまで特權をほしいまゝにしていた連中は、民主主義を憎み、これに激しい非難を加えた。その後になつて、民主主義に対する批判はいろくな思想家や評論家に

よつて行われた。ことに、第一次世界大戦後のヨーロッパの政治情勢が険悪になつたころには、「民主主義の危機」ということがほとんど通りことばとなつた。そうして、イタリアにはファシズム、ドイツにはナチズムが起り、民主主義に対する総攻撃を加えるにいたつた。

民主主義の反対者が一番強く非難する点は、多数決の原理である。民主主義は、どれが最も正しい政治の方針であるか、國民全體の幸福を増進するにはどうすればよいかについて、いろく意見が対立した場合、多数の支持する意見を採用してそれを実行する。そうして、政治の問題について意見を述べ、投票を行う権利をできるだけ拡大して、なるべくもぜいの國民が政治に參與しうるようじむける。しかし、民主主義の反対者に言わせると、そのようにして得られた多数決の結果は、無知な、目先の見えないもぜいの人々の意見によつて、政治の方針を左右することになる。群衆心理によつて動かされ、目前の利害にのみ執着する大衆は、たゞ「数」が多いといふだけで、たいせつな政治の問題をかつてに片づけてしまう。これに対して、すぐれた識見を有する人々の考えは、少数であるがゆえに葬り去られることにならざるを得ない。それは、「頭かずの政治」であり、「衆愚政治」である。民主主義に反対する者は、そういうつて、鬼の首を取つたように民主政治をたゞふせてしまおうとする。

民主主義に対するこのような非難から導き出されるものは、独裁主義である。多数決によつて行われる民主政治を衆愚政治であるといつて非難する立場は、それに代わるべき政治の根本として、「指導者原理」を主張する。独裁主義者が主張するとところの指導者原理によれば、いかにも、

ぜいの人々が雷同する政治の方針であつても、全体の利益に反するような政策は排斥されなければならない。あるいはまた、せつかく政府が思いきった政策を実行しようとしても、反対党が多数を頼んでじやまをしたりするようでは、政治の危機を切りぬけて行くことはできない。だから、そのような多数支配の代わりに、最も有能な最も賢明な、最も決断力に富んだ、たゞひとりの人物を押し立てて、その「指導者」に政治の絶対権を與え、國民は指導者の命令通りに足並みをそろえてついて行くのが一番よいというのである。かくて、独裁主義は、政治に対する國民の批判を封じ、政党の対立を禁じ、議会政治を否定して、絶対の権力を握つた独裁者にすべてを任せ、まつしぐらに一つの政策を貫ぬいて行こうとする。

独裁主義が民主主義に對して非難を加えるもう一つの点は、「個人主義」である。民主主義は、すべての人間を個人として平等に尊重し、他人の自由を侵さない限りにおいての各人の自由を保障する。しかし、独裁主義者にいわせると、各個人がそれ／＼その自由を主張し、かつてに自分たちの利益を求める許すと、社会全体の統一が乱れ、國家や民族の利益がないがしろにされる。かれらによると、重んぜらるべきものは、個人ではなくて、國家全体であり、民族全体である。個人は全体の部分であり、全体の部分としての價值しか持たない。独裁主義は、そのように論じて個人主義や自由主義を攻撃し、その代わりに、「全体主義」を主張する。独裁者の命令のままに、各人は自己の利益も、あるいは自己の生命をさえも、喜んで全体のために投げ出さなければならないと要求するのは、このような全体主義の結論にほかならない。

民主主義が、古くはギリシアやローマに始まつてゐるよう、独裁主義もまた古い歴史を有する。ギリシア時代にも專制王があつたし、ローマの共和制末期にも武断的独裁者があらわれて、ついに絶対君主制を確立してしまつた。現代における独裁主義は、だれもが知つてゐるように、第一次世界大戦後のイタリアおよびドイツに起り、基礎の弱いそれらの國々の民主主義を押しのけて、政治の実権を握つた。それと同じような風潮が日本の政治を支配はじめたのは、昭和六年の満洲事變のころからである。この政治の独裁化は、昭和十二年の日華戦争によって更に前進し、昭和十六年の太平洋戦争の開始とともにます／＼拍車を加えるにいたつた。しかも、日本のファシズムは、ナチス張りの全体主義を唱えながら、その表面に國粹主義の紛飾をほどこし、民主主義や自由主義を攻撃して、「滅私奉公」の道徳を國民に強要した。その態度は、イタリアやドイツの独裁主義と異ならなかつたのである。

三 民主主義の答

このような独裁主義が國民の運命の上に何をもたらしたかは、あまりにもなま／＼しい最近の事實であつて、今こゝに改めて述べるまでもない。また、民主主義を非難する独裁主義の理論がどんなにまちがつたものであるかは、これまでのいろいろな章で説いて來たところであるから、こゝでまた詳しく述べる必要はない。たゞ、その重要な点だけをまとめてみて、再びそういう誤りに陥ることがないための、反省の材料としておこう。



独裁主義は、民主主義の用いる多数決の方法を非難する。なるほど、多数の意見だから必ず正しいと限つたわけではなく、少数の意見、たゞひとりの先覚者の考え方方が眞理であることも少なくないのは、事実である。しかし、それならば、独裁者の判断ならば國民全体の福祉にかなうということを、いつたいだれが保障しうるか。一九三九年の夏、ヒトラーが、いまこそポーランドを武力をもつて征服すべき時だと判断し、ドイツ軍に進撃を命じた時、その判断は正しかつたのか。ドイツ民族を悲惨な運命のどん底にあとしめたのは、この独裁者の國際信義を無視した暴挙ではなかつたのか。民主政治が「衆愚の政治」であるならば、独裁政治は、ひとたびやまちを犯した場合には取りかえしのつかない「專斷の政治」ではないのか。

人間は神ではない。だから、人間の考えには、どんな場合にもまちがいがありうる。しかし、人間の理性の強みは、誤りに陥つても、それを改めることができるという点にある。しかるに、独裁主義は、失敗を犯すと、必ずこれを隠

そうとする。そして、理性をもつてこれを批判しようとする声を、權力を用いて封殺してしまう。だから、独裁政治は、民主政治のように容易に、自分の陥つた誤りを改めることができない。

これに反して、民主主義は、言論の自由によつて政治の誤りを常に改めて行くことができる。多数で決めたことがまちがつていたとわかれれば、今度は正しい少数の意見を多数で支持して、それを実行して行くことができる。そうして、いるうちに、國民がだん／＼と賢明になり、自分自身を政治的に訓練して行くから、多数決の結果もおい／＼に正しい筋道に合致して、まちがうことが少なくなる。教育が行きわたり、國民の教養が高くなればなるだけ、多数の支持する政治の方針が國民の福祉にかなうようになつて来る。そういうふうに、絶えず政治を正しい方向に向けて行くことができる点に、言論の自由と結びついた多数決原理の最もすぐれた長所がある。民主主義が、人類全体を希望と光明に導く唯一の道であるゆえんも、まさにそこにある。

独裁主義は、個人主義を攻撃し、自由主義を非難する。そして、その代わりに國家全体・民族全体の發展を至上命令とする全体主義の哲学を提唱する。しかし、國家の發展といい、民族の繁榮といいのは、いったい何を意味するか。國家といい、民族といつても、實際には非常にあゝぜいの個人から成り立つてゐるものにほかならない。したがつて、その構成員たるすべての個人の文化的、經濟的な向上をはなれては、國家全体・民族全体の發展はありえない。それにもかかわらず、独裁主義が、全体の尊ぶべきことを説いて、部分たる個人に全体のためへの犠牲を求めるのは、全体の權威をかさにきて差せられる独裁者の命令をもつて、國民をむりやりにひきだ

つて行くためにほかならない。そこには、國民の個人としての自由と幸福とを奪つても、独裁者の計画を思い通りに强行しようとする底意がひそんでいるのである。

民主主義は、個人を尊び、個人の自由を重んずる。けれども、民主主義の立場は、正しい意味での「個人主義」であつて、決して「利己主義」ではない。できるだけ多くの個人の、できるだけ大きな幸福を実現しようとする民主主義の精神は、おのれひとりの利益だけを求めて、他人の運命を歯牙にもかけぬ利己主義とは、正反対である。たゞ、各人が自分自らの努力によつて築き上げた幸福こそ、ほんとうの人間の幸福であるから、それで、民主主義は、他人の幸福を犠牲にしない限りで、すべての人々に平等に幸福追求の自由を認めるのである。各人の努力によつて國民の生活が向上すれば、その國家はおのずからにして發展するであろう。民族のひとりが民族共同の幸福を築き上げて行けば、その民族もまたおのずからにして全体として繁榮するであろう。かくて、すべての民族や國民がそれぐるに繁榮しつゝ、しかも互に平和に協力して行くなれば、人類の福祉も必ず全体として増進して行くであろう。一本一本のいねからりっぱな穂がたれるようになれば、見わたす限り黄金の波を打つ沃野からも、必ずみのり豊かな収穫が約束されるのと同じように。

四 共産主義の立場

第二次世界大戦は、民主主義を守りぬこうとする國々の力によつて、イタリアのファシズムや

ドイツのナチズムや日本の軍閥独裁政治を、完膚なきまでに粉砕した。それらの独裁主義は、戦後の世界からは一掃された。それでは、現代には、独裁主義はもう全くなくなつてしまつたのであろうか。

いや、そうではない。今日の世界にも、まだもう一つ、独特の独裁政治の形態が残つている。それは、いわゆる「プロレタリアの独裁」あるいは「労働階級の独裁」である。この独裁主義は、ファシズムやナチズムと違つて「共産主義」に立脚している。原理的にいえば、共産主義は社会主義の徹底した形態であつて、一般に社会主義がそれ自身としては民主主義の精神と矛盾するものでない以上、共産主義もまた民主主義と相反するものではないというふうに考えられるかもしれない。しかしながら、いわゆる「プロレタリアの独裁」と結びついたところの共産主義は、資本主義と社会主義との間のさまざまなか中間形態を幅廣く容容して、その中のどれを探るかを國民の多数の意志を決めて行こうとする民主主義とは、非常に違つた性格を持つてゐる。ゆえに、民主主義の眞の精神に立ち入つて明らかにするためには、いわゆる「プロレタリアの独裁」によつて行われる共産主義が、どのようなものであるかを考察しておかなければならぬ。

第十八世紀の終りから第十九世紀にかけて、民主主義の制度がだん／＼とひろまつて行つたころ、それに伴なつて急速な発達をみたのは、資本主義の経済組織である。資本主義の組織は、民主主義によつて保障された企業の自由を基礎として、きわめてかつぱつに大規模な生産を行い、人間の経済生活に高い水準と豊かな内容とを與えるのに役立つた。しかし、その反面また、資本

家が生活手段を独占する結果、資本主義のもたらす利益は、一方的に資本家の手に集中し、生産のために働く労働大衆は、しばらく貧困の淵に陥ることを免れなかつた。この弊害を少なくしたり取り除いたりすることは、資本主義の原則を認めつゝ、経済的民主主義を実行することによつても、もとより可能である。しかし、それでは経済的平等を十分に実現することは不可能であると考える人々は、資本家が土地とか工場とか原料品とかいうような生産手段を私有することを禁じ、これを國有または國營に移してしまおうとする。それが社会主義である。既に第九章で述べたように、これら二つの経済組織の間には、実際には理論の上で争われてゐるほどに、はつきりした区別があるわけではない。しかしどのように経済の方針が実際に採用されたとしても、それがその國の事情によくかなつたものであり、國民の自由な意志に基づき、議会の公明な討議の結果として得られた結論である限り、その方針ですむのは、民主主義の原理と決して矛盾することはない。

ところで、今こゝで新たに問題としようとしているところの共産主義は、資本主義を否定し、いつさいの生産手段を國有とし、あらゆる企業を公共の經營に移してしまおうとする点では、社会主義の一種であり、その高度化した形態であるといつてよい。しかし、一八四八年にマルクスおよびエンゲルスが「共産党宣言」を発表し、共産主義ということばが一般に用いられるようになつた時以来、共産主義と社会主義との間には、單なる「程度の違い」を越えた重要な差異があるものと考へられて來た。その差異はどこにあるか。それは、資本主義の社会組織を変革して、

労働者階級以外には階級のない世の中にするために、社会主義と共産主義とが採用しようとする「手段」の相違にほかならない。

この点をはつきり知るために、マルクスやエンゲルスによつて共産主義の理論がどのように説かれたか、それを実際に移すにあたつてどんな方法が考へられ、どんな道筋が実際に取られたかを、簡単にふりかえつてみる必要があるであろう。

マルクスおよびエンゲルスの思想の根底をなすものは、「唯物史觀」とよばれる独特の歴史観である。それによると、人類の歴史は、常に階級闘争によつて新しい時代へと移つて行つた。そして、歴史を動かす階級闘争の根底には、常に經濟上の生産方法の変化がその原因となつて働いて來たのである。たとえば、封建時代には農業生産が主であつたので、領主が廣い土地を支配して、農民から重い年貢を取り立てて、ぜいたくな暮らしをしていた。そこへ蒸氣機関が發明され、機械工業が盛んになつて來ると、この新しい生産方法を用いて産業を經營する者や、生産された商品の販賣をする者の手に社會の富が集まつて、そこに經濟的な力を持つた新しい階級が興つて來る。この新興階級が封建時代以來の支配階級に対して闘争をいどむ。その結果革命が起つて、古い支配階級が没落する。

このようにして封建時代以来の古い支配階級を倒すことに成功したその当時の新興階級は、自分たちの利益と財産とを守るために都合のよいような社會制度を作り出した。それがごく大まかにいって、資本主義の社會組織である。ところで、マルクスやエンゲルスの理論によると、資本主

義の経済が発達するにつれて、今度は、前よりもっと大きな規模の階級闘争が開始される。なぜならば、資本主義の世の中では、あくせいの労働者が工場などで働いて盛んに生産が行われるが、この生産方法の下では、労働者によつて作られた價値や利益は一方的に資本家階級の手に吸収されるから、ます／＼搾取される労働者階級の数がふえて来る。それらのいわゆるプロレタリアは、初めのうちは資本家の支配の下に押さえつけられていたが、だん／＼とその圧迫の不当なことに気がついて、互に團結して資本家階級に対抗するようになる。かくて無数のプロレタリアが結束して階級闘争を行うようになれば、資本主義の牙城もついには大きくゆらぎ出すことを免れない。そうしてとゞのつまりは革命が行われて、資本主義の社会組織が根本から崩壊する。マルクスやエンゲルスは、このように説いて、まさに近づきつゝあるプロレタリアの革命と、それによる共産主義社会への轉換とを予言した。

しかし、マルクス主義の理論によると、プロレタリアの革命が成し遂げられても、すぐに共産主義の世の中になるといふわけには行かない。資本主義社会から共産主義社会への移り変わりが完成するまでには、その第一歩として社会主義の段階を経なければならない。この段階でも、資本主義はもちろん崩壊してしまつてゐるのであるから、生産手段の私有はすべて廢止される。そして、すべての生産が公企業の形で行われる。けれども、その生産はまだ／＼満ち足りるというほどにはならないから、すべての人々は労働し、その労働に應じた所得を得て、それで生活して行かなければならぬ。だから、この段階では、食物とか着物とか日用品とかいうような消費財については、私有が認められるのである。

ところで、マルクス主義の予言は、もとよりそこで終るのではなく、更にもっと進んだ將來の見通しを説く。それによれば、この社会主義の状態を押し進めて行くと、やがてもっと徹底した第二の段階、すなわち純粹の共産主義の段階に到達する。純粹の共産主義の社会になると、生産財ばかりでなく、消費財についても、私有といふことは全くくなつてしまふ。社会主義の世の中では、労働に対する相應の勤労所得があるが、共産主義の世の中では、勤労所得もなくなる。だれでも働きさえすれば、共産主義の社会は、これに対してなんでも必要なものを與えてくれる。マルクス主義によると、共産主義の経済によつて社会の生産力は増大し、社会の富があり余るようになつて、所得がなければ生活ができるなどといふことを心配する必要はなくなつる。そこで、マルクスは「ゴータ綱領批判」という論文の中で、そのような状態が実現された曉には、人間の社会はその旗の上に、「各人はその能力に應じて働き、その欲求に應じて與えられる。」と書くことができると言つた。

これが、マルクスやエンゲルスによつて説かれた共産主義の理論のごくあらましである。それでは、このような理論を実際に移して行くには、どうすればよいか。この重要な問題については、同じマルクス主義の陣営の中に、やがて二つの主張が分かれた。

第一の主張によれば、共産主義へいたるための最初の段階は社会主義であり、資本主義から社会主義への轉換は革命によつて行われるのであるが、それは、革命といつても暴力を用いる必要

はない。むしろ、この轉換は、資本主義社会の代表的な政治組織たる議会制度を利用して行われるべきである。もちろん、議会の中には幾つかの資本主義の政党があつて、勢力を占めている。しかし、議会制度においてものをいうものは、「数」である。したがつて、社会主義の政党を作り、無産大衆の支持を受けて、その代表者を議会の中に送りこめば、だん／＼と多数の議席を占めることができる。社会主義の政党が議会での多数を占めれば、平和な手段で資本主義の法律制度を廢止し、その代わりに社会主義的な立法を行うことができる。そのようにして、漸進的に社会主義への轉換をはかるのがよい、と、マルクス主義を信奉する中でも比較的に稳健な立場の人人は、このように考え、このように主張した。

しかるに、この稳健派の立場に対しても激しい非難を加えたのは、第二の主張を支持する人々である。その議論によると、議会制度を利用してだん／＼と社会主義を実行しようというのは、資本主義がどんなに強い地盤の上に築かれているかを知らない者の考え方である。ブルジョア階級は巨大な資本の力をもつて政治権力を握っているから、金と権力にものをいわせて、社会主義勢力の拡大を防ぎ止めようとするに相違ない。したがつて、多数決の方法によって行われる議会立法で、資本主義を変革するという企ては、百年河清を待つようなものである。それにもかゝらず、議会政治への便乗を説く第一の主張は、この立場の人々の目から見れば資本主義と妥協するひより見主義にすぎない。ブルジョア支配のとゞめをさす最後の武器は、暴力革命でなければならぬ。稳健派に反対する第二の立場の人々は、このように論じて、過激なプロレタリア革命の如きにほかならない。

必要を力説した。

一九一七年にロシヤ革命が起つた際にも、このような二派が激しく争つた。そして、最初に革命政府を樹立したのは、比較的に稳健な思想を持つメンシェヴィキであつたけれども、ケレンスキイによって指導されたこの政権はまもなく倒れ、それに代わつてレーニンを指導者とする過激なヴォルシェヴィキが政権を獲得し、マルクス主義の理論に従って、共産主義へ移り行くための第一段階としての社会主義を実施し、その目的を達成するのに必要な政治の組織を確立した。今日のソ連に行われている社会制度は、この意味での社会主義である。そうして、この意味での社会主義を強力に押し進めるために採られている政治組織が、すなわち、いわゆる「プロレタリアの独裁」にほかならない。

これによると、共産主義と比べてみた場合の社会主義には、二通りの意味があることがわかる。

その一つは、共産主義にいたるための第一段階としての社会主義である。この意味での社会主義と純粹の共産主義との間には、程度の差があるだけであり、したがつて、共産主義は社会主義の一種、またはその徹底した形態であるといつてさしつかえない。一九三六年の「ソヴィエート社会主義共和国連邦憲法」の第十二條には、「各人よりその能力に応じて、各人にその労働に応じて。」といふことばかりがあるが、これは、各人がその能力に応じて労働する義務があることを明らかにするとともに、各人の労働に応じた報酬が與えられることを意味するのであって、今日のソ連の社会が今言つた社会主義の段階にあることを物語ついている。そこでは、この意味での社会主義

が、「プロレタリアの独裁」とよばれる政治組織によつて強力に押し進められているのである。

これに対し、もつとひろく社会主義といふ場合には、それは、いわゆる「プロレタリアの独裁」とは関係がない。生産手段の私有を廢止するといふ意味での社会主義は、議会政治によつても実現されうるし、もとより暴力革命を必要とするものでもない。マルクス主義の陣営に属する穏健派の説いた社会主義も、だいたいとしてそれである。この意味での社会主義は、議会政治によつて唱えられた共産主義との間には、單に程度の差があるばかりでなく、その目的を實現するための手段においても大きな違いがある。なぜならば、この共産主義の立場は、議会政治を通じて社会主義を實現しようとする立場を排斥し、そのためには暴力革命に訴えるのもやむをえないし、革命が成就した後も、いわゆる「プロレタリアの独裁」を必要としているからである。だから、ソ連で行われている共産主義は一種の社会主義とみなされるとしても、その社会主義は普通にいうひろい意味での社会主義とは違つて、「プロレタリアの独裁」という政治形態と不可分に結びついている。共産主義とはどんなものであるかを知り、それと民主主義とを比べてみるために、この点をはつきりと頭の中に入れておかなければならない。

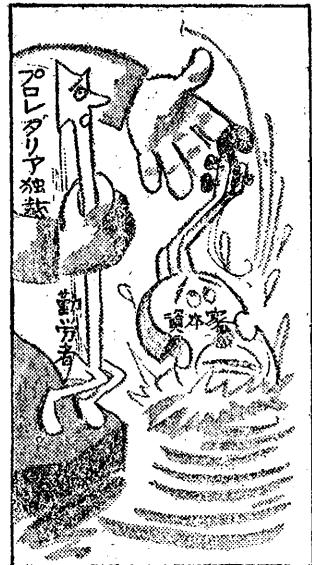
五 プロレタリアの独裁

共産主義は、なぜ「プロレタリアの独裁」といふ政治組織を必要とするのであらうか。この間にに対する共産主義の立場からの答は、こうである。すなわち、プロレタリアの革命は決して一度

で完成するものではなく、ソ連のようにそれが一應は実現された國でも、まだ／＼ブルジョア階級との鬭争を続けて行かなければならぬ。したがつて、純粹に無産勤労大衆だけの世の中になつて、階級の対立が全くなくなつてしまつまでは、プロレタリアが政治の独裁権を握つて、革命の精神を徹底させて行く必要がある。これが、共産主義の考え方である。

元來、マルクスやエンゲルスによると、國家という制度は、支配階級が被支配階級を押さえつけ、被支配階級の勤労によつて生み出された利益をしづり取るために、発達して來たものなのである。したがつて、マルクス主義者の主張に従えば、近代國家の法律や政治組織もまた、ブルジョア階級がプロレタリアを抑圧し、労働によつて生まれて來る經濟的價値を自分たちの手に奪い取るために設けられた大規模な階級支配の道具にほかならない。だから、プロレタリアの革命によつてこれまでの國家組織が崩壊し、低い共産主義の段階、すなわち社会主義の段階を経て、高い共産主義の世の中になつて行けば、階級の対立は全くなくなつてしまつから、階級支配の手段としての國家もいらなくなる時が来るはずなのである。そこで、マルクスやエンゲルスは、そのような時代になれば、國家は自然に枯死してしまうと考えた。言い換えれば、政府が権力を行使して國民を治めるという組織は、無用の長物と化してしまうということを予言した。

しかし、共産主義が普通の無政府主義と違うところは、そのような政府のいらない世の中になるのは、まだ／＼先のことであつて、プロレタリアの革命が成就しても、当分の間は強大な権力の組織を存続させておく必要があると見ている点である。たゞ、これまで、國家の権力は支配



階級たるブルジョアの手に握られていたのであるが、革命が行われれば、その権力はブルタリアの手に移る。しかし、ブルジョア階級はそれによつて直ちに絶滅するわけではなく、社会のいろいろなところに根城を築いて再起の機会をねらっている。だから、権力をその手におさめたブルタリアは、むしろますますその権力を強化し、今度は、逆にブルジョアの残党を押さえつけ、それを根絶やしにしなければならない。共産主義者は、このように考える。このような闘争の理論を最も激しく説いたのは、レーニンである。一九一七年のロシア革命によつて確立されたいわゆる「ブルタリアの独裁」の政治組織は、この理論を実行に移したものであるといつてさしつかえない。

一九一七年の革命により、ヴォルシエヴィ

キは、労働者と農民とに政治的権力の基礎をもくところの政治形態を築き上げた。それはまさに、「無產階級の主権」である。しかも、ソ連の共産主義者は、この政治形態がほんとうの民主主義であると主張する。なぜならば、共産主義によらない民主主義の國々では、人民に主権があるといふけれども、実際には、その政治的権力は少数のブルジョアの手に握られているといふのである。これに反して、ソ連では大多数の無產階級が主権を持つていて、それらの多数の人民のための政治が行われているから、それこそ眞の民主主義であると称する。だから、ソ連では、ひろく世界に行われている一般の民主主義に対して、「ソヴィエート民主主義」ということばが盛んに用いられる。そうして、その立場から、アメリカやイギリスの民主主義に対しきびしい批判が加えられる。しかしながら、いわゆる「ブルタリアの独裁」は、果たして、人民の大多数を占めている労働者や農民が、自分たちの自由な意志によって行う政治であろうか。ソ連で現に行われている事実によつて判断するならば、共産主義者のいふ「ブルタリアの独裁」とは、実は「共産黨の独裁」である。更にその実体をよくみると、それは單に黨の独裁であるばかりでなく、實際は「共産黨幹部の独裁」なのである。ソ連には、現在十三人の委員および委員候補から成る党中央委員会の「政治局」があつて、共産黨の重要な政策は、すべてこの政治局で決められる。したがつて政治局での決定が黨の決定となり、それが國の政治の根本を動かして行く。

それでは、このようない形で行われる「ブルタリアの独裁」の下において、果たして、正当な意味での言論の自由が認められるであろうか。その用いる方法の上で穩健な社会主義とはつき

り区別された共産主義は、一つの絶対主義である。絶対主義は、自分の立場だけが絶対に正しいとする考え方であるから、もとより反対の立場が存在することを許さない。したがって、もしも絶対主義が支配している世の中にも、言論の自由があるとするならば、それはその絶対主義を主張することであり、それに反対する立場を排斥することである。だから、ひとたびいわゆる「プロレタリアの独裁」が確立されるならば、そこでは、もはや共産主義に反対したり、政府の政策を批判したりすることは許されないのである。もしも、ある人の言論が共産主義のわくを越えたり、その理論と対立したりした場合には、その人は、たちまち「反革命主義者」という烙印を押されて、排斥されてしまうであろう。

このように絶対主義の立場を強く貫ぬこうとする政治組織の下では、政治上の主義主張はたゞ一つに歸着してしまいかから、二つ以上の政党が並び存して互に政権を競つたり、互に他の立場を批判しあつたりする余地はない。したがつてそこでは、二つ以上の政党があつて、國民は自由にそのどれかを選んでこれを支持し、國民の支持を受けた政党が、互に議論をたゝかわせ、その結果多数の意見に従つて事を決めるというような、民主主義的な議会政治は行われえない。いわゆる「プロレタリアの独裁」の下では、存在しうる政党はたゞ一つ、共産党あるのみである。共産党以外の政党は、すべてブルジョア政党として、禁止されてしまう。

それでは、いわゆる「プロレタリアの独裁」による政治が行われた場合、独裁的な権力をを持つところの政府の指導者は、どのようにして選び出されるのであるうか。再びソ連の実情について

みると、そこでは人民は、共産党員でなくとも、公務員を選ぶためのひろい選挙権あるいは被選挙権を持っている。そうして、普通の民主國家の議会に相当する連邦最高會議の議員をはじめ、中央・地方の立法・行政・司法の重要な機関は、全人民の選挙によつて選ばれることになつてゐる。しかし、投票されるべき候補者は、多くの場合各選挙区ごとにたゞひとりだけが推薦されるにすぎない。したがつて、選挙民は、この推薦候補者に投票するか、あるいはそれに対する反対投票をするかのどちらかを選びうるだけであつて、他に自分の選びたい人があつても、その名まえを書くことはできない。別の名まえを書けば、その投票は無効となるのである。だから、ソ連の人民は、性別・教育・資産・住居等の諸條件にかゝわりのない平等の選挙権こそ與えられるが、選挙の自由は實際には非常に制限されているといふことができよう。

今日のソ連において、だいたいとしてかくのごとき形態の政治が行われているのには、いろいろな理由があるであらう。元來、自由經濟と違つて、社會主義の經濟は、よしんば比較的に程度の低いものである場合にも、國家による強い統制を必要とすることが多い。ましてソ連で実行されている經濟の組織は、共産主義としては低い段階に属するとしても、社會主義としては他の國國に例を見ないほどに高度化したものである。ソ連のように廣大な領土を有し、しかも複雑な歴史的および社會的な事情を持つてゐる國で、このような高度の社會主義を実行し、そこにくずれを見せずすむために、どれほど強い中央の政治力を必要とするかは、想像にあまりがあるといわなければならない。それと同時に反対の氣持や、批判の声が起るのを防ぐために、このよう

な独裁的な政治を行うのは、その必要がある間だけのことであつて、やがて共産主義が高度化すれば、事情はまるで違つてくるというふうにも説明されているのである。

しかしながら、問題は、ソ連ではどのような理由でそういう政治形態が行われているか否かということではなくて、そのような政治形態がそもそも民主主義と一致するものであるか否かという点にある。前に述べたように、共産主義の立場からは、「プロレタリアの独裁」と結びついて行われている高度の社会主義こそ、眞の民主主義であるといわれている。が、果たしてそうであるか。われくへは、その点を問題としなければならない。

六 共産主義と民主主義

共産党の独裁によつて実行されつゝある共産主義は、経済上の平等といふことに最も重きを置いている。近世の民主主義は、專制政治にしばられていた人間に自由を與え、封建社会の階級に分かれていた人々に平等をもたらした。しかし、それは、最初は主として法律上の自由と平等とすぎなかつた。法律上の自由と平等とを土台として、資本主義經濟が獨占的な經營方法を実行するようになつた結果として、人々の間の經濟上の不平等はます／＼増大するにいたつた。共産主義は、このよだな經濟上の不平等を是正するために資本主義をはげしく非難し、政治的自由を事実上大幅に制限するいわゆる「プロレタリアの独裁」によつて、一挙にして勤労大衆のための經濟的平等を実現しようとしているのである。

もとより、經濟上のはなはだし不平等は是正されるべきである。しかし、經濟上の平等がいかに重んぜられるべきであるからといって、そのため個人の政治的自由を放棄することは、許されない。共産主義は、政治上の自由を單に形式的なものとしてしまつても、平等をかちえようとする。これに対して民主主義は、あくまでも自由を基礎として平等を実現して行こうとする。いや、國民の自由な意志によつて政治を行い、それによつて平等に幸福を追求しうるよだな社會を築き上げて行こうとする。そこに独裁主義と民主主義との間の大きな違いがあることは、明らかであるといわなければならぬ。

眞の民主主義では、國民すべてのできるだけの幸福を実現するのに、どういう方法によるのが一番よいかは、國民自身の自由な選択に任せられている。したがつて、政治に関與するすべての人々は、自分が「これは」と思う政党や人物を、自分たちの代表者として選挙することができ。選挙によつて代表者が決まり、政府ができるがあつても、國民は正しいと信ずるところを自由に述べることによつて、政府の方針を絶えず批判して行くことができる。もちろん、國民の間にも、國民の代表者の間にも、いろいろと意見の対立することがあるであらう。その時には、民主主義は、「多数」の意見を採用し、それをもつて政治の方針とする。前に言つた通り、言論の自由と結びついた多数決の原理こそは、民主主義の本質ともいふべきたいせつな要素なのである。

これに反して、いわゆる「プロレタリアの独裁」によるところの共産主義では、共産主義の主張だけが正しいとされるから、ほんとうの意味での言論の自由はなく、これに対する批判も許さ

れない。そこでは、独裁者の命令が絶対の権威を持つから、多数決ということも形式的には尊重されても、実質的には否定される。人民は、独裁者の命令にたゞ黙つてついて行くほかはない。黙つてついて行つて、いつたいどこへつれて行かれるのであらうか。共産主義の立場からいえば、その目的地こそは、すべての働く人々に対していつの日か等しく幸福のもたらされる樂土なのである。したがつてそれこそまことの「人民のための政治」だといふのである。しかし、目標が「人民のため」であるからといって、そこへ到達する道を、人民が自由に求め、自由に切りひらいて行くのでなければ、「人民の政治」ではなく、「人民による政治」とはいわれない。言論および投票の自由や多数決の法則を單なる形式としてとどめ、いろいろと違つた考え方を持つ候補者に対する自由に投票する余地を與えないようなどころに、眞の民主主義がありうるであろうか。

しかも、共産主義の目標とするところは、決して一國の内部だけでのプロレタリアの革命ではないのである。マルクスやエンゲルスは、共産主義者の革命は一國だけに限られるべきものではなくて、世界革命として行われると說いた。エンゲルスは、一八四七年に「共産党宣言」の草稿として書かれた「共産主義の原理」の中で、少なくともイギリス・アメリカ・フランスおよびドイツで、同時に革命が起るであろうと予言した。しかし、実際には、この予言ははずれて、かえつて後進的なロシアで、共産主義の革命が行われた。そこで、レーニンは、すべての國々でプロレタリアの革命が同時に行われることは不可能であると說いたし、スターリン党書記長も、一國社会主義を主張している。

けれども、共産主義のこれまでの動向からすれば、そこに、世界じゅうが、いづれはそれと同じ經濟組織になるという目標が含まれていることは、明らかであるといわなければならない。今日、世界のほとんどすべての國々には共産党があつて、多くの議員の出ているところでは他の政党と議会での多数を争い、議員の少ないところでも、いろいろな策略を行つてゐる。

民主主義の立場からいえば、共産党といえども、議会政治の原則にしたがつて、公明正大に進退を行ひ、正々堂々と多数決での政策を実現しようとしている限り、これを禁ずべき理由はない。なぜならば、民主主義は、各人の政治上の信念の自由と言論の自由とを尊重するからである。各國の共産党にしても、もしもそれが議会政治の紀律と秩序とを重んじ、ひとたび議会での多数を獲得すればその経緯^{りん}を行い、少数党となれば、多数に従うという態度で進もうとしているのであるならば、それは、レーニンなどによつてひより見主義として痛烈に非難された、マルクス主義陣営中での穩健派の立場に帰つてゐるのである。反対に、もしもそれが、少数党である間だけ議会政治と妥協しているにすぎず、ひとたび絶対多数を獲得した暁には、多数決によつて多数決原理そのものを否定し、いわゆる「プロレタリアの独裁」へ轉換しようという底意を秘めているのであるならば、それは前に第五章でたとえたように、議会制度の中に「ほどこすの卵」を生みつけようとしているのであるといわなければなるまい。

政治的な自由に立脚しつゝ、それによつて國民全体の經濟的福祉を實現しようとするのは、經濟的民主主義の立場である。國民自らの意志によつて經濟的民主主義を実行し、その方法につい

で自由に意見を戦わせ、多数決で政治の方針を決めて行くというのは、確かに暇がかかるであろう。共産主義の立場は、このような「急がばまわれ」の態度にしびれをきらし、いわゆる「プロレタリアの独裁」によって一挙に問題を解決しようとするのである。しかし、その代償として政治上の自由を放棄し、批判を許さぬ「上からの命令」によって動かされるようになるとするならば、果たしてそれは理性によって行動するやうなでありえようか。既に各章で述べて來た民主主義の原理にてらしてみれば、自由を重んじ、平和を愛しつゝなるべくすみやかに、できるだけ合理的に、政治的民主主義および社会的民主主義とあわせて、正しい經濟的民主主義を築き上げ行く以外に、賢明な民主國家の國民の進むべき道がないことは、きわめて明白であろう。

實際、この地球上に住むすべての良識を備えた人々のすゝむべき道は、こゝにある。われわれはそれを選ばなければならない。独裁主義は暴力の哲学に立脚している。これに反して民主主義の持つ哲学は、平和と秩序と安全とをたてまえとしている。闘争と破壊とによってではなく、平和と秩序と理解との上に、少數の特權を持つ人々のためではなく、生きとし生けるすべての人々にとつての幸福な社会を打ち立てて行こうといふのが、民主主義の理想である。この理想は星の世界に描かれているのではなく、われわれの現に住むこの地球の上に輝いている。それをしうかりと見つめながら、現實の生活の上に絶えざる努力をつづけて行けば、理想はいつまでも單なる理想として輝いているだけではなくて、必ずや生きた現實となり、世界に住むすべての人々、すべての國々の生活を高め、豊かなものとする日があとずれるであろう。

索引

[ア]

- 惡平等 17. 138
- 頭かずの政治 209
- アダム=スミス 154
- アメリカ
 - の議会 35
 - の建国の精神 33
 - の憲法 35. 56
 - の元老院 56. 57. 60. 61
 - の國会 56
 - の最高裁判所 59. 60
 - の政界 36
 - の代議制議会 31
 - の大統領 34. 50. 57. 58. 59
 - の大統領の拒否権 57
 - の大統領選挙 57. 58
 - の独立 204
 - の独立宣言書 33. 35. 57
 - の独立戦争 34. 208
 - の独立の精神 32
 - の内閣 58
 - の民主主義 29. 38. 50
- アリストテレス 17
- アンドルー=ジャックソン 37

[イ]

- イギリス
 - の議会 23. 24. 26. 51. 52. 53
 - の國王 52
 - の枢密院 25
 - の政党政治 26
 - の選挙法 27
 - の内閣 25. 26. 54
 - の婦人参政権の運動 53
 - の民主主義 21
 - の民主政治 24. 29

- 違憲立法審査権 59
- イニシアティヴ(國民発案) 50. 62

[ウ]

- ヴァーディニア議会 31
- ウイリアム(征服王) 22
- ウイリアム=テル 60
- ウイルソン 38
- ヴェニスの商人 148
- ウォールボーン 26

[エ]

- エドワード一世 24
- エンゲルス 216. 217. 218. 219. 223. 230

[オ]

- 王党 42
- 隠健な共産主義 220
- 隠健な社会主義 225

[カ]

- 階級闘争 217. 218
- 革新主義 38
- 過激な共産主義 220
- ガリレオ 88
- カルテル 158
- 間接選挙 58
- 間接民主主義 48. 49. 62. 66
- 完全履歴 170
- カント 141
- 官僚統制 164. 171. 172

[キ]

議会	49. 64
議会政治	49. 68. 70
議会中心制	50. 51
議会中心の民主主義	49. 50. 68
企業の國家管理	108
企業の自由	154. 168. 171
貴族院(ハウス・オブ・ローズ)	24. 27. 28. 51. 53. 54
基本的人権	43. 183. 186. 187. 201
共産主義	167. 214. 215. 216. 217. 219. 221 222. 223. 228. 230
共産党	225. 228
共産党幹部の独裁	225
共産党宣言	216. 230
協同組合	160. 172. 173. 174. 175. 177
教書	59
共和党	35. 36. 58
キューリー夫人	16
キリスト	3
金権政治	6. 18. 46. 72. 109
近世の民主主義	28. 228
金錢法案	28
近代國家	153
近代の資本主義	153
近代の民主主義	51
勤労大衆	205. 206

[ク]

國の政治	124. 125. 126
クロボトキン	47
君權神授	46
群衆心理	209

[ケ]

計画經濟	165
景氣対策を目的とする統制	169

經濟上の自由主義	153. 160	
經濟上の平等	229	
經濟上の民主主義	18. 186. 201	
經濟生活における民主主義	152. 154. 159 163. 180. 205	
經濟的民主主義	182. 186. 206. 207. 232	
經濟統制	168. 169. 171. 181	
契約の自由	162	
權威主義	5	
憲法議会	41. 43	
権利章典	25	
権力分立	5. 51. 56 の原則 の民主主義	59 50
元老院	56. 57. 60. 61 (アメリカの——) (ローマの——)	20
言論の自由	13. 90. 91. 112. 213. 229	
ゲーテ	79	
 [コ]		
光榮革命	25. 27	
廣告	104. 111	
孔子	4	
公企業	164. 166	
國營事業	170	
國家	144. 223	
國會	64. 65. 68	
國會議員	65. 66. 67. 71. 87	
國會法	28. 54	
國家社會主義	165	
國 民		
議会	39. 40	
投票	50. 58. 62	
による政治	11. 64	
の政治	11. 121	
のための政治	8. 11. 186. 204. 207	
の代表者	64	
発案	50. 62	

〔表決	50. 62
國民の國民による國民のための政治	11
國務省	57
個人主義	142~145. 210~214
コペルニクス	88
御用組合	197. 198
御用新聞	116
コンミューン	24
ゴータ綱領批判	219

[サ]

財產權	148
裁判所	50. 59. 67
產業革命	73. 104
產業平和	188. 189. 191
三 権	39. 60
三權分立	56

[シ]

シエクスピア	16. 148
ジエームズ一世	24
市 場	153. 158
下から上への權威	5. 9
自治統制	170
失業保險法	163
指導者原理	200
士農工商	136
司法權の獨立	50
資 本	153
資本主義	152. 153. 160~168. 215~218
資本主義經濟	152. 153. 164. 189. 228
市民階級	41
社 会	
契約論	39
主 義	41. 160. 164. 165. 167. 172. 216~221
主義經濟	164. 165
政 策	160. 163. 164. 169
 [ス]	
スイス	
の國民議会	61
の大統領	61

〔の〕民主政治	60
連邦政府	61
スター・リン	230
ステイデンソン	95

〔セ〕

清教徒	32
正義	17
生産財	152
生産手段の私有	164, 166, 218, 222
政治局(ボリトーピューロー)	225
政治上の民主主義	48
政治における民主主義	203
政 党	62, 69, 70, 90, 127, 128, 129, 133, 134
政党政治	127, 130, 131, 132
政党内閣	27
政 府	47, 67
政友会	132
世界革命	230
絶対主義	226
選 举	
区	70
権	64, 65, 78
権の拡張	71, 72, 78
の義務	78
の権利	78
の方法	68
專 制	
君 主	45, 55
君主政	45, 46
主 義	6, 46, 153
政 治	6, 45, 65
全体主義	6, 142, 143, 144, 145, 210, 213
專断の政治	212
宣傳機關	109~113
せん動政治家	105
先入観念	114, 115

〔ソ〕ソヴィエート民主主義 225

〔タ〕

第一次世界大戦	27, 38, 79, 88, 209
大憲章(マグナカルタ)	22, 23
代議院	56, 57
第二次世界大戦	38, 43, 214
代議民主主義	9, 48, 56, 207
多数決	82~88, 90~96, 129, 130, 207
多数決原理	83, 131, 209
多数党の横暴	88
縦の道徳	150
團結権	185, 191
團体交渉	191, 192
團体交渉権	191, 195

〔チ〕

地動説	88
地方自治	121, 123
地方自治團体	121
地方自治の原則	125
チャーチル一世	25
仲 裁	194
調 停	194, 195
直接民主主義	48, 50, 61, 62, 63, 66
直接民主制	51, 63

〔テ〕

帝王神權説	25
哲人支配論	84
デ マ	104, 105
デマゴジー	104
デモスクラートス	20
天皇制	88

〔ト〕

統 制	168, 169
等族会議	39
トーマス=ジエフソン	33, 35, 36
トーリー	26
独裁者	93, 140
独裁主義	5~14, 65, 85, 86, 94, 96, 129, 142, 209, 210, 212
独裁政治	7, 65, 140
独 占	158
独占企業家	159
独占の弊害	153
独占的經營	172
都市國家	20
トラスト	158
奴 隸	20, 141
どろ仕合	131, 132

〔ナ〕

内 閣	
イギリスの——	25, 26, 54
アメリカの——	58
情深い支配者	11, 186
ナチスードイツ	86, 209
ナチス党	79, 89, 105
ナチズム	6, 143, 216
ナポレオン	41, 42
ナポレオン三世	42

〔ニ〕

二院制	24, 31, 51, 54
二月革命	41
二十世紀の資本主義	153
日本の選挙法	75
日本のアシズム	211
日本の労働組合	196
ニユーディール政策	170

人権の擁護	35
人間の平等	3, 15, 16, 76

〔ノ〕

農業改革	176
農業協同組合	176

〔ハ〕

馬車うま	15, 68, 86
バステーヌの牢獄	42
パトリック・ヘンリー	32
反革命主義者	226

〔ヒ〕

罷業	193, 194, 195
罷業権	193
非常統制	170
ヒトラー	79, 85, 89, 106, 186, 212
任せの政治	118, 120
ひとり見主義	224, 231
比例代表制	61, 70

〔フ〕

ファシズム	143, 209, 214
ファラディ	16
フィラデルフィア	33
武 士	136
婦人参政権	75, 77
普通選挙	53, 75, 77, 78
プラトン	84, 85, 86
フランス革命	21, 40, 41, 43, 204
フランス革命の根本原則	40
フランスの共和國憲法	43
フランスの革命政府	41
フランスの民主主義	39, 42
ブルジョア階級	220, 223, 224

ブルボン王朝	39, 41
プロバング	101
プロレタリアの革命	218
プロレタリアの独裁	167, 215, 221~228, 262

[ホ]

ホイッグ	28
封建主義	153
封建制度	136
法の精神	39
法律と道徳	149
暴力革命	167, 220
暴力の哲学	232
保守党	26, 27
ボス	1, 8, 187, 198, 202
ボツダム宣言	135
ボルシェヴィキ	221, 224
ほととぎすの卵	89, 231
ほんとうの民主主義	1, 21, 95

[マ]

マルクス	216~219, 223, 230
マルクス主義	218, 219, 222, 223, 231

[ミ]

見えない手	154
民主國家	50, 98, 112, 118, 140
民主主義	1~5, 8~13, 15~21, 31, 82, 83, 90, 94, 96, 98, 117, 118, 135, 140, 145, 146, 167~168, 205, 210, 213, 214, 231

に対する非難	208
の意味	1
の危機	209
の起源	20
の原則	172, 182, 186

の原理	48, 203
の國民生活	9
の答	211
の根本原則	113
の根本原理	34, 139, 142
の根本精神	1, 53, 76, 162, 183
の精神	152, 214
の本質	1~5
の理想	148, 232
民主政治	48, 64, 65, 68, 83, 86, 87, 96, 98, 121, 127, 129
民主党	36, 37, 58
民政党	132

[ム]

無産階級の主権	225
無政府主義	47, 223
無統制な自由経済	170
無統制の資本主義	154, 166

[メ]

明治維新	136
迷信	114
マイ・フラワー	32
目ざめた有権者	98, 103, 113, 206
メンシエヴィキ	221

[モ]

モンテスキュー	39
---------	----

[エ]

唯物史観	217
横の道徳	150

世論	98, 99, 100, 113
----	------------------

[リ]

利己主義	3, 214
理想國家論	85
立憲君主制	52
立法	49
リンクーン	11, 58

[ル]

ルイ十六世	39, 40
ルイ十八世	41
ルーズベルト	38
ルソー	10, 39

[レ]

レフエレンダム	50
連邦議会	61
連邦参議会議	61
連邦党	35, 36
連立内閣	49, 129
レーニン	222, 224, 230, 231

[ロ]

労働	
委員会	194, 195
階級	41, 74, 218

階級の独裁	215
-------	-----

関係調整法	163, 194
-------	----------

争議	195
----	-----

基準法	163, 192, 195
-----	---------------

協約	192
----	-----

組合	160, 182~188, 191, 193~202
----	----------------------------

組合の政治活動	199
---------	-----

組合の任務	185, 187
-------	----------

組合の目的	182
-------	-----

組合法	163, 195
-----	----------

労働者災害保険法	163
----------	-----

労働條件	162, 174, 184, 185, 187, 188, 192, 200
------	--

労働党	29
-----	----

労働の自由	161
-------	-----

労働問題	183
------	-----

六月革命	41
------	----

ロシヤ革命	221, 224
-------	----------

ロビンソン＝クルーソー	44
-------------	----

ローマ	
-----	--

の共和政	20
------	----

の元老院	20
------	----

の民会	20
-----	----

[ウ]

ワイマール	79, 88
-------	--------

ワイマール憲法	89
---------	----

ワット	95
-----	----

索

引

著作権所有

発著作兼

文 部 省

昭和二十三年十月二十六日
翻刻印刷

昭和二十三年十月三十日
翻刻發行

〔昭和二十三年十月三十日文部省検査済〕

民 主 主 義 上

定價金三十四円
(取引書込)

発行者刻

東京都千代田区神田岩本町一番地
教育図書株式会社

代表者 小松謙助

印刷者

東京都北区稻付町一丁目二〇八番地
二葉印刷株式会社
代表者 大野治輔

發行所 教育図書株式会社

Approved by Ministry
of Education
(Date Oct. 26, 1948)

文部省著作 社会科教科書
全15冊 解説付

昭和56年6月10日 複製印刷

昭和56年6月25日 複製発行

監修者 山住 正己

発行者 高野 義夫

印刷所 株式会社 誠進社

発行所 株式会社 日本図書センター

東京都文京区大塚3-4-13

電話03(947)9387

振替東京2-8206

落丁・乱丁本はおとりかえします。

揃定価19500円